

流質は當死といひ、流質品は老號といふ。老號は市中の估衣取扱業者に賣却したり、自店の店員に賣つたりして處分し、當舗自身が估衣舗（古着屋）を經營して之を處理するものもある。

起贓 贓品を當舗より押収することを起贓といふ。従來は當舗内に贓品が発見された場合は被害者から元金又は元金を完納して質入物品の還付を受けてゐたが、最近は無償還付が行はれる様になり、贓品の品觸れの有無の規定さへ無い。

従來滿洲全體としては何等統一的當舗取締法なく、日下財政部及民政部に於て當舗業法又は取締法の制定準備中であるが現在民政部警務司に於いては將來統一的な取締法が公布される迄の辦法として贓器問題其他を處理する場合の基準を「奉吉當業取締章程」に置いてゐるが、其の外現在吉林警務廳司法科に於いて實施してゐる贓品取扱の法令は滿洲の事情に即した最も妥當なものであらう。其の内容は次の如くである。

一、警察より品觸れある以前入質の場合

當舗に於いて贓品質貸が発見され之が通知前のときは質屋は警察廳へ贓品を提出し質貸元金を給付され利息は與へず。即ち此の場合は架本（貸出金）の償還を受けることが出来る。

一、警察より品觸れ後質入の場合

當舗に於いて贓品質貸を発見せる際之が贓品品觸れありたる以後の場合は警察廳へ贓品を提出し元利共與へられず。即ち無償沒收となる。

一、警察より品觸れなくして贓品発見の際

贓品紛失の後全然何等の通知なくして當舗より警察廳へ贓品を提出せしめた場合は元金のみ給付し利息は與へず。

典物保管の責任 當票（質札）に「鼠咬蟲傷各由天命」と記され、慣習的に鼠蟲害、斑痕、微生、變色等は質入主の損耗とすること日本の質屋に於けると同様である。又火災に罹り質物が焼失した場合は、日本に於いては貸金は質屋の損耗とし質物は質入主の損耗としてゐるが、滿洲に於いては稍々異り、自家出火による場合は當舗は質入主に五割を賠償し且つ元金は當舗の損耗となる。又類焼による場合は當舗は元金を損する外四割を賠償する。但し兩場合とも焼失の日迄の利息は徴收する。

水災盜難匪襲其他の不可抗力による災害に遭ひ質物が亡失した場合は、質屋は貸金を損するのみで何等賠償の責を負はないのが普通であるが、匪害による場合賠償する地方も稀にある。

又當票には質物の新舊を論ぜず舊物或は破と草書にて大書し、金銀は純金銀でも沖金と記し、首飾器具の類は凡て壞の一字を書くのが當舗の舊來の習慣となつてゐる。之は質物が破損して質入主に詰問された場合、入質當時より破損してゐたものであると答へんが爲めである。

第四節 日滿質業の比較

以上各節に於いて滿洲の當舗につき概略を述べたが、我々が日本の質屋に對する概念を以つて滿洲の當舗を見るときはその形態に於いて機能に於いて、又利用者の觀念に於いて特異性を發見することが出来る。いま之等の諸點を逐條的に抽出してみよう。

一、滿洲の當舗も日本の質屋と同じく動産擔保の貸出を行ふものではあるが、一般に民度が低く、資本主義的産業の見るべきものが尠いために大規模な生産金融の需要が一局部に限られ、又銀行は都會地の少數の人々によつて利用さるに過ぎない所の従來の滿洲に於いては、當舗は大多數の大衆の利用し得る唯一の金融機關として地方銀行の代行

機關とも見ることが出来たのであつて、日本に於ける如く單なる質業と同一視することは出来ない。乍併、滿洲國建國後都市に於ける普通銀行の再建と後述の如き農村に於ける金融合作社網とにより近代的金融機構が着々として整備されつゝある結果、近き將來に於ける上記當舗の役割も一變するに至るであらう。

二、當舗の内部組織（第一節参照）は日本の質屋と異り寧ろ銀行の夫れに近い。

三、質物の内容を見るに、日本の質屋に於いては概して贅澤品等の享樂財が多數を占め且つ質貸金の使途は主として消費經濟の方面に向けられるに對し、滿洲に於いては生活必需品殊に衣服等が多く、奥地方面では農具、荷馬車の類まで受け入れ、其の當架本（質貸金）は生産經濟に使用されるのが普通である。即ち種子、牛馬等の買入に充當せられ、又收穫期迄の生活費となる場合もある。前各項に於けるが如き當舗の機能、組織上に於ける特異性は之に起因するものであらう。

四、滿洲の當舗は其の店の構造に於いて日本の質屋と全く趣を異にし、銀行の構造に似てゐる。即ち店に入れば欄櫃と稱する高さ四尺を越える勘定臺が設けられ、其の内側に居る店員と外側の顧客との間を隔てゝゐる。之は銀行と同じく金錢の貸出業務を行つてゐる關係上匪襲、盜難等を防ぎ、又店員と顧客との間に口論等を生じた場合の格事豫防のためであるといはれてゐる。

又質倉（當號房）は日本の如く土藏ではなく、家の中に當架即ち、棚を天井に達する位高く何段も設け、此の棚に質物を保管してゐる。

五、日本の質屋は徳川時代には古着屋、古金物商等と共に八品稱と稱されて社會的に極めて低い地位に置かれ、現在に於いてさへ卑しいものと觀る傾向があるが、滿洲の當舗は昔時特權階級たる僧侶によつて經營されてゐた爲め現

在に於いても一般に重要視され、地方では燒鍋、糧棧、油坊、火磨、錢莊と共に地方財界の心臟部として重要な地位を占めて來たもので、清朝時代には官當舗に對して國民の最も尊敬する龍を其の看板に用ゐることを許され、又陰曆十二月の大晦日には皇帝より勅使を派遣された事がある等のことは如何に當舗が濟世救民の機關として高級な職業とされてゐるかを物語るものである。

六、以上の事よりして滿支人の當舗に對する觀念は、日本人と大いに異り、日本に於いては一般に質入することを恥しく考へるに對し滿洲人は何等臆する處なく當舗を利用し、寧ろ質草がある事を誇りとして堂々と當舗に出入する事は恰も日本人が銀行を利用するのと區別することは出来ない。従つて日本に於いては質屋の店舗は繁華街や表通りを避けて人通りの少い薄暗い裏通り等に設けられるに反して滿支の當舗は最も繁華な場所に設けられる。

又當舗の利用者は大部分は農民其他の中産階級以下の者であることは勿論であるが、大官富豪も亦當舗を利用してゐる。之は金融を目的として質入するものではなく、彼等が自己の所有物を安全に保管すべき土藏を有しないか、又は土匪の襲撃に對して之を免れんが爲めであつて、殊に毛皮衣類を夏期には皆當舗に保管する者が多い。此の點日本に於ける質屋が中産階級以下に限られ又、稀に社會的地位の高い人によつて利用される場合も金融を目的としてひそかに質入される事と比較して著しく異つてゐる。

第五節 滿洲當舗の現況

全滿當舗數 當舗の沿革に於いて滿洲事變前後の當舗の衰微について述べたが、最近治安の漸次的恢復と幣制の統一に伴つて財界が安定に向つて來た爲め當舗も昔日の盛時に復らんとする趨勢が見られる。殊に錢莊が幣制統一以

機關とも見ることが出来たのであつて、日本に於ける如く單なる質業と同一視することは出来ない。乍併、滿洲國建國後都市に於ける普通銀行の再建と後述の如き農村に於ける金融合作社網とにより近代的金融機構が着々として整備されつゝある結果、近き將來に於ける上記當舖の役割も一變するに至るであらう。

二、當舖の内部組織（第一節参照）は日本の質屋と異り寧ろ銀行の夫れに近い。

三、質物の内容を見るに、日本の質屋に於いては概して贅澤品等の享樂財が多數を占め且つ質貸金の使途は主として消費經濟の方面に向けられるに對し、滿洲に於いては生活必需品殊に衣服等が多く、奥地方面では農具、荷馬車の類まで受け入れ、其の當架本（質貸金）は生産經濟に使用されるのが普通である。即ち種子、牛馬等の買入れに充當せられ、又收穫期迄の生活費となる場合もある。前各項に於けるが如き當舖の機能、組織上に於ける特異性は之に起因するものであらう。

四、滿洲の當舖は其の店の構造に於いて日本の質屋と全く趣を異にし、銀行の構造に似てゐる。即ち店に入れば欄檻と稱する高さ四尺を越える勘定臺が設けられ、其の内側に居る店員と外側の顧客との間を隔てゝゐる。之は銀行と同じく金錢の貸出業務を行つてゐる關係上匪襲、盜難等を防ぎ、又店員と顧客との間に口論等を生じた場合の格事豫防のためであるといはれてゐる。

又質倉（當舖房）は日本の如く土藏ではなく、家の中に當架即ち、棚を天井に達する位高く何段も設け、此の棚に質物を保管してゐる。

五、日本の質屋は徳川時代には古着屋、古金物商等と共に八品稱と稱されて社會的に極めて低い地位に置かれ、現在に於いてさへ卑しいものと觀る傾向があるが、滿洲の當舖は昔時特權階級たる僧侶によつて經營されてゐた爲め現

在に於いても一般に重要視され、地方では燒鍋、糧棧、油坊、火磨、錢莊と共に地方財界の心臟部として重要な地位を占めて來たもので、清朝時代には官當舖に對して國民の最も尊敬する龍を其の看板に用ゐることを許され、又陰曆十二月の大晦日には皇帝より勅使を派遣された事がある等のことは如何に當舖が濟世救民の機關として高級な職業とされてゐるかを物語るものである。

六、以上の事よりして滿支人の當舖に對する觀念は、日本人と大いに異り、日本に於いては一般に質入することを恥しく考へるに對し滿洲人は何等應ずる處なく當舖を利用し、寧ろ質草がある事を誇りとして堂々と當舖に出入する事は恰も日本人が銀行を利用するのと區別することは出来ない。従つて日本に於いては質屋の店舗は繁華街や表通りを避けて人通りの少い薄暗い裏通り等に設けられるに反して滿支の當舖は最も繁華な場所に設けられる。

又當舖の利用者は大部分は農民其他の中産階級以下の者であることは勿論であるが、大官富豪も亦當舖を利用してゐる。之は金融を目的として質入するものではなく、彼等が自己の所有物を安全に保管すべき土藏を有しないか、又は土匪の襲撃に對して之を免れんが爲めであつて、殊に毛皮衣類を夏期には皆當舖に保管する者が多い。此の點日本に於ける質屋が中産階級以下に限られ又、稀に社會的地位の高い人によつて利用される場合も金融を目的としてひそかに質入される事と比較して著しく異つてゐる。

第五節 滿洲當舖の現況

全滿當舖數 當舖の沿革に於いて滿洲事變前後の當舖の衰微について述べたが、最近は治安の漸次的恢復と幣制の統一に伴つて財界が安定に向つて來た爲め當舖も昔日の盛時に復らんとする趨勢が見られる。殊に錢莊が幣制統一以

全滿當舗數及質貸高 (康德2年3月末) 【第二十三表】

省別	大興當舗		其他の當舗		計	
	軒數	質貸高 円	軒數	質貸高 円	軒數	質貸高 円
奉天	48	2,285,237.60	227	4,716,315.51	275	7,001,553.11
吉林	11	706,134.60	37	700,194.90	48	1,406,339.40
遼寧	29	1,692,832.60	120	1,493,971.91	149	3,186,804.51
山東	2	25,343.50	21	94,259.80	23	119,603.30
河南	20	1,345,728.00	65	1,977,639.80	85	3,323,367.80
江蘇	7	497,035.50	27	557,232.70	34	1,054,268.20
浙江	1	49,839.60	—	—	1	49,839.60
安徽	2	126,510.40	15	178,692.60	17	305,203.00
江西	2	66,339.70	19	466,203.90	21	532,543.60
湖北	—	—	10	303,000.00	10	303,000.00
湖南	4	357,749.00	1	2,100.00	5	359,849.00
總計	126	7,152,750.30	542	10,489,621.22	668	17,642,371.22

備考 本表は大興公司計畫課調による。(質貸高は質貸残高を示す)

來の類勢に押しつめられて當舗に轉業するものも續出し、又他の營業の不振から當業を兼營する者が増加したので全滿各地とも當舗の數は著しく増加しつゝある。いま康德二年三月末に於ける全滿當舗數並に質貸高を省別に表示すれば第二十三表の如くである。

即ち康德二年三月末に於ける當舗總數は六百六十八軒、その貸付總額一千七百餘萬圓であるが、質貸の最高を示す九月には通例二千數百萬圓に上る。此の中大興公司經營の當舗は百二十六軒、貸出高に於いて七百餘萬圓で普通九月には一千二百萬圓近くなるものである。従つて大興公司の當舗の貸付高は全滿當舗貸付總額の四割乃至五割を占めることとなる。

大興股份有限公司 舊政權時代に於いて各省官銀號が經營してゐた雜多な附屬業務が、滿洲中央銀行創立と共に同行に引繼がれ、之等は一年以内に分離することとなつてゐた。同行は、中央實業局を銀行内に設けて六十餘店の附屬業務の整理廢合を行ひ、最も有望な質屋業、醸造業、製油業、雜貨賣買、代理業等三十八店を選んでその内容を整理した上、大同二年六月銀行

より分離したが、之を繼承すべく滿洲國公司法に據る最初の股份有限公司(株式會社)として設立されたものが大興股份有限公司である。従つて會社としては新しいが、事業としては古く既に確固たる地盤を有してゐる。

同公司の資本金は六百萬圓全額拂込済であつて、一株の金額は額面五十圓、株式總數十二萬株の大部分は滿洲中央銀行が持つてゐる。而して其の事業範圍は質屋業、醸造業(燒鍋及び麥酒廠)、製油業、雜貨賣買業、財産の管理、代理業、公社債券其他有限證券の募集並に引受、滿洲土産品取扱等廣汎に亘つてゐるが、此の中質屋業が最も多く、主要なる營業として拂込資本の大部分は之に投資されてゐる。

之等の當舗營業の組織は總當、分當、支當、接當、轉當、當號處の區別があつて、總當とは同公司營業店中當舗の本店を言ひ、分當は總當と同一地域或は他地域に於ける支店中比較的大なるもの、支當は總當と異なる地域にある支店で、接當は總當と同一地域にある支店、轉當及び當號處は出張所或は出店の如きもので、當號處には質倉の設備がなく其の日質受した質物を其の日の中に本當或は支店に持參して保管し、顧客が受出す際は本、支店に於いて爲さねばならぬ。

次に同公司營業の當舗に於ける内部組織は經理、副經理、主任、辨事員、助員、練習生と、外に傭役及び勇役がある。經理は全店を統轄し、副經理は之を補佐する。主任は普通の當舗に於ける看貨的や賬房等の仕事を爲すこともあつて、大體經理以下主任までが店の統轄に當つてゐる。辨事員は看貨的、賬房等に相當し、助員は幫傭的に相當する。

其他包裝質倉への出入等の仕事には練習生が之に當る。(第二節中の「當舗の内部組織」參照) 其の他同公司の經營に係る當舗の組織形態及び營業に關する事情については前各項中に散記したから茲では之等は省略する。

第六節 儲蓄會

民國二年(一九一三年)鐵嶺に始めて設立されたもので、其の後滿洲至る處の都市に相踵いで同様の機關が設けられ庶民金融機關として重要な地位を占めるに至つた。儲蓄會は貯金を奨励し之を専ら安全且つ有利に運用するを主眼とする特殊貯蓄機關で、實質的には銀行と何等異るところがない。

即ち當座預金、定期預金通知預金、据置預金、積立預金、特別預金、獎勵金附貯金(抽籤割増金附償還)等各種預金の取扱を爲す外、貸付、倉庫業、保險業其他各種の企業に關係し、信託會社の性質を兼ねてゐるものもある。又貸付は會員を主とし、擔保貸付及び信用貸付を行ひ、其の他の農業者に對しても長期の融通をなす。その預金及び貸付利率は共に高率であつて大體日本側銀行の二倍乃至三倍位である。

資本金は數種の株式に分割し、會員は之が一株乃至數株を分擔して、之に對し毎月一定額宛拂込み、數年後全額拂込となつた時始めて正式株式を引渡すのである。會員は滿人に限られ、役員は正會長、副會長、董事、監察員等があり、會の機關としては定期總會及び臨時總會の二がある。決算は年一回とし若し利益があれば其の中より積立金其他を控除した後會員の株數に應じて分配する。

而して從來の滿洲人經營の普通銀行の組織は預金を吸収して營業資金を得ることが困難な事情にある爲め貸付を主として、寧ろ金貸業に近い業務を行つて來たのに反し、儲蓄會は預金資金を圓滑に運用して普通銀行よりも寧ろ近代的預金銀行に近いものである。

第七節 錢會(講會)

錢會とは日本に於ける無盡又は頼母子講に相當するもので、庶民金融機關の整備しない地方で親戚、朋友、隣人が

集つて資金を調達する爲め扶け合ふところの協同組合の一種であつて、資力に乏しい金錢需要者は高利貸の許に趨く前に、或は擔保不充分のため高利貸にさへ見離された場合に彼等は仲間の援助のもとに此の小信用組合を設立して窮場を切抜けることを得るのである。

即ち或る一人が金融の必要に迫られた場合彼は自ら講會の發起人となり、同じやうな社會的地位にある一群の人間を請じて此の小さな信用團體を組織する。會の發起人は會首又は會東と稱し。之に動員された他の會員を會友と呼ぶ會の發起に當つては會東は會友に對して擔保を供したり或は保證人を立てるものもあるが、之は寧ろ例外的であつて多くの場合は會の成立より終了まで全く會東自身の個人的信用に依ることが普通である、會友が會に加入する場合には常に紹介者があり、其の紹介者は會東及び會友の雙方に對して擔保の責任を負ふ。又會を起す際は會東と保證人と連署或は會東のみの署名によつて會金及び期日等を記入した簡單な會帖が發行される。(下層勞働者間に僅少な會金で行ふものには單なる口約束のみに依つて、別に會帖等が無い場合もある)

斯くして會が成立すれば會東は會友よりの會底(講金)を得て、自己の爲に一時の融通をなし、爾後會合する毎に會底の一部宛を償還し、講會は會東が全部の償還を了つた時に終了する。而して又會友に於いても其の金額に程度の差はあるが毎回何人か一名宛は融通がつき、これによつて舊債の償還、役者の購入、土地の買入等に充當せられるのである。會友の人數は普通七、八名乃至十名位で、多數とすると期限が長くなり、又申合せが困難となるので多くも三十名を超ゆることはない。其の會底の額も百圓以下のものが普通で、中には十圓又は二十圓程度のものもあり二百圓又は五百圓といふが如き高額のものは稀である。

而して講會はその給付受得者を定める方法によつて、拔會、搖會、認會の三種に分れるが、實際は之等の方法が同

時に一つの會に於いて用ゐられる場合が少くない。今その各々の方法について略述すれば次の如くである。

(イ) 拔會 拔會は又抓會とも謂ひ、入札によつて受得者を定めるものである。例へば甲が會東となつて五十圓の講會を作らんとする場合、乙、丙、丁、其他の會友五名を請じて合計六名を以て組織するとすれば、第一回には各會友より十圓づゝ醸出し、合計五十圓を會東に交付する。第二回は會東は一回分として十圓を償還し、他の會友は入札によつて會金五十圓を受得する。入札の方法は第一回に於いて既に會金を交付されてゐる會東を除き、他の會友五人が各々自己の負擔せんとする利息の額を密に紙片に書き之を捻つて碗の中に入れ、然る後一同の面前で同時に捻つた紙を開き、その負擔せんとする利息の最多額なる者を以て得會者(落札者)とする。即ち會友丙が九角と書き、他の會友乙、丁、戊、巳等が六角又は四角等と書いた場合は乙が落札者となり、乙、丁、戊、巳等は乙が認めた利息負擔額九角を十圓より差引いて九圓一角を各々醸出し、之と會東の一回分償還額十圓との合計四六圓四角を以て會金の五十圓と看做し、之が現實に乙に對して交附される額である。第三回以後は會東及び會友の既得會者を除く他の未得會者によつて入札が行はれ、會東が毎回十圓づゝを償還すると同じく既得會者は毎回十圓を償還する。斯くて最終會の第六回には會東及び既得會者の四人は夫々十圓宛を出し、之が入札なしで當然最後の未得會者に交附される譯である。而して以上の如く會東は第一回に會金を得て之を毎回に分割して償還し、利息なしで融通を受けるので、通常會を組織する際謝禮の意味で會友を招待して饗應する慣例が行はれてゐる。

尙ほ拔會或は抓會の期日は毎月初或は月末に開くもの、半年又は四箇月毎に開くもの、三月、六月、九月及び十二月又は、二月、五月、八月及び冬至(十一月)等年四回に定められるもの、毎年一回(例へば八月)に集るもの等があつて地方により又各會により一定してゐない。

右の拔會の例を表示すれば次の如くである。

拔會に於ける五十圓會の例

回数	甲(會東)の償還額	乙の醸出額	丙の醸出額	丁の醸出額	戊の醸出額	己の醸出額	會友落札者實際取得額	備	考
第一回	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	會本に五十圓を給付さる		
第二回	十圓	九圓一角	〇	九圓一角	九圓一角	九圓一角	落札者乙の利息負擔九角の場合		
第三回	十圓	九圓四角	十圓	九圓四角	九圓四角	〇	四八圓二角	落札者戊の利息負擔六角の場合	
第四回	十圓	〇	十圓	九圓六角	九圓六角	十圓	四九圓二角	落札者甲の利息負擔四角の場合	
第五回	十圓	十圓	十圓	九圓八角	〇	十圓	四九圓八角	落札者丁の利息負擔二角の場合	
第六回	十圓	十圓	十圓	〇	十圓	十圓	五十圓	最終會は入札なく最前の未得會者受得す	

(ロ) 搖會 之は骸子を振つて得會者を定めるものを謂ふ。即ち組織は前記拔會とほぼ同様であるが、第二回以後は骸子を用ゐ、其の振出した點數中最も多い者を得會者とするのである。骸子は六個、四個或は三個を用ゐることもある。

例へば甲が會東となつて、乙丙等十人を請じて會友とし、合計十一人を以て一百圓の會を起したときは、合計十一回の會を開き第一回には各會友から十圓づゝを醸出して、甲に百圓を交附し、第二回には甲は十圓、乙丙等は各々九圓を醸出して一百圓となし、會東を除いて殘餘の十人で骸子を振り、最高點を振り出した者を以て得會者とする。第三回以後も之に倣ふのである。いま一百圓の搖會の例を表示すれば次の如くである。

搖會に於ける一百圓會の例

回数	會東の還額	會友既得會者數と出額	會友未得會者數と出額	會金總額	得會者
第一回	十圓	一人 十三圓	十人 各十圓	一〇〇圓	會東に交付
第二回	十圓	一人 十三圓	十人 各九圓	一〇〇圓	會東を除き骸子の最高點者
第三回	十圓	二人 各三十圓	九人 各八圓五五六	一〇〇圓	會東及既得會者を除き骸子の最高點者
第四回	十圓	三人 各十三圓	八人 各八圓	一〇〇圓	同
第五回	十圓	四人 各十三圓	七人 各七圓二八六	一〇〇圓	同
第六回	十圓	五人 各十三圓	六人 各六圓三三三	一〇〇圓	同
第七回	十圓	六人 各十三圓	五人 各五圓	一〇〇圓	同
第八回	十圓	七人 各十三圓	四人 各三圓	一〇〇圓	同
第九回	十圓	八人 各十三圓	三人 各三圓	一〇〇圓	同
第十回	十圓	九人 各十三圓	二人 各二圓	一〇〇圓	同
第十一回	十圓	十人 各十三圓	一人 各一圓	一〇〇圓	同

(ハ)認會 認會とは豫め得會者の順を定めて置くもので、例へば甲が會東となつて、乙、丙等六人を請じ、合計七人を以て六十圓の認會を組織する場合、第一回には會金六十圓は甲が受得し、其他の會友の得會方法は豫め第二回以後各回の得會者を乙、丙、丁、戊、己、庚の順序に定めて置き一年に一回又は半年に一回會を開いて第七回に至り滿會となつて終了するものである。いま六十圓の認會について例示すれば次表の如くである。

認會に於ける六十圓會の例

回数	甲(會東)の還額	乙の出額	丙の出額	丁の出額	戊の出額	己の出額	庚の出額	總額	得會者
第一回	十五圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	甲
第二回	十五圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	乙
第三回	十三圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	丙
第四回	十一圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	丁
第五回	九圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	戊
第六回	七圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	己
第七回	五圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	七圓	五圓	六十圓	庚

第八節 金融合作社

設立の經過 從來滿洲に於いては信用制度が確立せず、庶民金融機關の如きものも全く缺如して、中産階級以下の人々は其の經濟的發達を圖るべき資金の供給を受くる便を有しなかつた。偶々之を當舖其他に求めんとしても其の金利は異常に高率であり、又之を利用して其の採算が立たないといふ状態であつた。滿洲の國民經濟の發達が遅々として進まなかつた理由の一半はこゝに存すると謂ふことが出来よう。殊に此の金融機關の缺如によつて最も激しい打撃を受けて來た者が農民である事は本章第一節に於いて觀らるゝ如くである。

滿洲國成立以來中央政府及び地方官衙に於いては庶民金融機關の整備について種々考究を進めると共に、獨逸、日本内地、朝鮮及び關東州に於いて多年實施されて既に實驗済みとされてゐる金融組合を参考として、之を滿洲の國情

に即した組織を以つて創設することが最も緊急を要するとの結論に到達し、先づ大同二年一月十六日奉天省管下の瀋陽縣に始めて金融合作社が創設せられ、次いで三月二十七日には復縣金融合作社が設立されるに至つた。而して兩金融合作社の成績が良好であつた爲め、財政部は地方の治安、經濟其の他を考慮の上大同二年度に於いて舊奉天省の鐵嶺、遼陽、開原、撫順、錦縣、蓋平、興城、遼源の八縣、舊吉林省の永吉、額穆の二縣及び舊黑龍江省の克山と總計十一縣に夫々金融合作社を設立した。

其の間財政部に於ては農村金融に關する根本方針を決定し、概ね一縣一合作社主義の下に康德元年三十九合作社更に康德二年三十合作社を増設し、康德二年中には合作社總數は實に二十八社の多きに上つた。康德三年度中には更に約二十合作社の増設を行ふことになつて居るから同年末には愈々百社に上ることとなる。斯くの如き増加と共に之に對する、資金の調節と業務の實地指導とを行ふべき中央機關が必要とつたので、康德元年十二月十七日各金融合作社を會員とする金融合作社聯合會が新京に設置された。

金融合作社法の公布

金融合作社の圓滿なる運用をなさんが爲め、之が特別法規の施行を必要とし、康德元年九月十七日勅令第十七號を以て金融合作社法が公布せらるゝに至つた。其の要項は次の如くである。

- (一) 金融合作社は本法第一條に闡明されてゐる通り、社員の經濟を發達せしめんが爲め社員に對して金融を圖ることを目的とする社團法人で、其の構成員たる社員は必ず一定の地域内に住所を有する者たることを要件とする所謂地域團體である。而して其の地域は差當り縣の行政區劃を以て當該合作社の地域と定められてゐる。
- (二) 金融合作社の業務は次の如くである。

- (イ) 社員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
- (ロ) 社員の爲めに預金を受け入れること

- (ハ) 社員の爲めに定期預金を受け入れること

- (ニ) 財政部大臣の認可を受けたるときは、社員に非ざる者の爲めにも前項(ロ)及び(ハ)の業務を行ふことが出来る

- (三) 金融合作社は特典として政府の厚い保護を受くるもので、即ち設立當初充分なる収益を擧ぐることに困難なる期間中は、政府は其の經費の一部を補助する外、運轉資金の一部として無利子で基本金の貸下げを受くることを得、更に中央銀行より聯合會を経て充分なる資金の供給を受くることになつてゐる。

- (四) 設立の手續は設立者が定款を作成し、財政部大臣の許可を受け、是を登記するのである。尙ほ出資一口の金額は村落合作社に在りては五圓、都市合作社に在りては十圓となつてゐるが、之を數回に分割して拂込むこととなつてゐるため加入者の出資金の拂込について何等苦痛を感じしめない。

- (五) 社員の權利義務については次の如く定められてゐる。即ち社員となるには必ず出資一口以上を有せねばならぬ社員は金融合作社に對する持分は金融合作社の同意を得て、何時にても他人に讓渡することを得るが、持分の共存は之を認めない。社員が資金を必要とする場合は村落合作社に在りては無擔保にて二百圓迄、擔保を提供する場合は五百圓迄を、又都市合作社に在りては無擔保にて千圓迄、擔保を提供すれば三千圓迄を借入ることが出来る。又出資金に對しては年一回決算を爲し、その剩餘がある場合は出資の額に應じて其の分配を受くることが出来る。

- (六) 金融合作社の社員たらんことを望む者は、何時にても加入することを得、又脱退も自由である。

- (七) 金融合作社の管理については其の業務を完全に遂行せんが爲めの最高機關として社員總會を置き、其の他社長理事、副理事、監事及び評議員等の役員を置く、社長は社員中より之を選擧し、財政部大臣の認可を受けねばならぬが、監事及び評議員の互選による。又理事及び副理事は財政部大臣が之を任命する。社長及び理事は共同して金融合作

【第二十四表】

年 月	社數 社	社員數 人	貸付高 円	預り金 円
大同 2.5	2	739	52,583	14,276
6	//	1,526	123,533	14,356
7	//	1,526	152,444	15,012
8	//	1,527	169,809	14,670
9	//	1,737	190,161	29,906
10	//	1,778	205,984	17,269
11	//	1,779	202,376	19,525
12	4	2,324	182,273	75,840
3.1	6	2,877	198,473	95,321
2	8	3,445	200,949	18,007
康徳 1.3	10	5,119	253,635	138,065
4	11	6,573	413,898	177,180
5	12	8,722	646,291	180,851
6	//	11,073	952,830	230,753
7	13	12,075	1,205,191	349,938
8	//	12,750	1,420,442	415,791
9	//	14,077	1,591,313	367,038
10	//	14,901	1,710,168	384,027
11	//	15,202	1,738,301	351,071
12	//	15,307	1,746,624	456,622
2.1	//	17,195	1,954,759	535,314
2	//	17,800	1,951,038	492,846
3	47	29,658	2,238,510	573,298
4	48	38,939	2,854,828	1,125,588
5	52	55,863	4,338,742	1,300,587
6	//	64,344	5,674,869	1,420,771
7	//	66,192	6,584,131	1,344,345
8	//	68,196	7,070,371	1,309,687
9	79	70,736	7,284,019	1,236,425
10	82	74,091	7,198,301	1,202,791
11	//	79,752	6,861,669	1,551,799

備考 本表は滿洲中央銀行調査課調による。

社を代表し、理事は金融合作社の業務を執行する。副理事は社長及び理事を補佐し、理事に事故ある場合は所定の業務を代理する。監事は金融合作社の財産及び業務の状況を監査し、評議員は評議員會を組織して所定の事項を決議する外自己の意見は評議員會を通じて述べることが出来る。

(八) 金融合作社は財政部大臣の監督を受けるもので、財政部大臣は何時にても金融合作社に對して、業務及び財産の状況の報告を命ずることが出来、又其の所屬官吏をして何時にても金融合作社に臨檢せしめ、之が業務及び財産の状況を檢査することが出来る。又財政部大臣は如何なる場合と雖も、債權者や預金者に對し、此かも迷惑を掛

けること等無き様、必要と認むる場合は合作社の財産の供託を命ずることが出来る外必要なる命令を發し、又は處分を爲す等臨機之措置を執ることが出来る。

(九) 金融合作社聯合會 各金融合作社への資金の供給、業務の實地指導等會員共同の利益の爲めに中央に此の機關の設置を必要とするもので、本法に於いて聯合會に關する規定が設けられたのである。

金融合作社の現況 康徳二年十二月末に於ける既設金融合作社數は吉林省一二、龍江省一、三江省三、濱江省一二、安東省五、奉天省二三、錦州省九、熱河省四、興安南省一總計八二社で、今その業況を表示すれば第二十四表及び第二十五表の如くである。

省別金融合作社業務現況 (康徳2年12月末現在) 【第二十五表】

省 別	社數	社員數	出資金	準備金	政府貸下基本金	借入金	預り金及定期積金	雜勘定	利益金	合 計
吉林省	12	12,470	74,405.00	16,646.61	240,000.00	857,500.00	437,696.07	13,419.34	88,080.60	1,727,747.65
龍江省	13	10,591	57,483.00	7,201.00	250,000.00	566,000.00	107,894.93	25,005.95	89,641.77	1,113,228.65
三江省	3	2,294	11,470.00	3,034.00	60,000.00	170,000.00	43,998.39	1,998.68	15,957.88	306,518.95
濱江省	12	9,335	46,675.00	11,460.08	240,000.00	471,500.00	113,706.35	8,407.01	63,637.25	961,445.69
安東省	5	2,849	14,245.00	1,700.00	100,000.00	85,000.00	94,404.18	2,583.56	6,832.57	249,809.30
奉天省	23	35,048	187,580.00	26,882.60	480,000.00	3,193,000.00	1,134,879.61	31,986.01	363,484.93	5,417,813.15
錦州省	9	12,440	62,630.00	4,200.00	180,000.00	837,000.00	207,155.03	2,083.01	91,595.70	1,334,663.74
熱河省	4	2,129	10,920.00	2,255.61	80,000.00	80,000.00	35,063.83	3,307.79	21,614.13	233,461.36
興安南省	1	377	1,885.00	0	20,000.00	20,000.00	2,205.00	26.00	6,092.84	50,208.84
總 計	82	86,975	464,505.00	72,739.93	1,640,000.00	6,300,000.00	2,102,933.13	39,178.25	775,491.02	11,444,897.34
前月末總計	82	79,752	428,130.00	72,733.93	1,640,000.00	6,356,000.00	1,551,799.57	79,605.32	511,256.40	10,639,531.22

(資 産)

省 別	未収出資金	貸 付 金	預ヶ金及郵便貯金	雑 勘 定	損 失 金	現 金	合 計
吉林省	58,541.00	1,000,452.00	509,890.05	27,581.88	107,564.14	23,718.58	1,727,747.65
龙江省	45,004.00	506,851.38	399,987.22	19,763.08	99,483.58	42,139.39	1,113,228.65
江天省	9,072.00	166,611.50	101,526.87	3,687.13	23,009.48	2,631.97	306,518.95
安東省	34,402.00	533,638.00	274,031.61	14,911.60	82,790.52	15,671.96	961,445.69
熱河省	9,164.00	109,767.00	91,545.73	5,358.74	33,500.11	473.72	249,809.30
錦州省	123,468.93	3,089,088.89	1,797,637.18	60,566.86	296,501.76	41,549.53	5,417,813.15
遼寧省	47,508.00	795,335.27	421,130.37	18,894.54	89,714.97	12,080.59	1,384,683.74
熱河省	8,736.00	107,405.00	85,280.48	4,597.32	26,229.95	1,212.61	233,461.36
安東省	1,508.00	3,470.00	38,559.97	1,025.00	5,387.28	258.59	50,208.84
總 計	337,403.93	6,327,619.04	3,719,589.48	156,366.15	764,181.79	139,736.94	11,444,897.33
前月末總計	315,677.93	6,861,663.87	2,666,396.76	154,191.52	483,804.75	157,790.39	10,639,531.22

備考 本表は財政部理財司銀行課調査による(安東省制廳の分は報告未着のため前月末分を計上)。

尙ほ貸付金の用途は主として農業資金に充てられ、其の中人夫賃の支拂、牛馬の購入、肥料の購買、建物購入及び修繕、食糧資金等が最も多く、其他、自家用土地購入、土地の改良、農具の購買、舊債償還等に充てられ、商工資金水産資金となるものは僅少である。

金融合作社の指導方針 此の金融合作社は其の範を朝鮮の金融組合に採り、金融合作社法自體も母法たる朝鮮金融組合令と大同小異である。従つて其の根本的指導原理も朝鮮の金融組合と其の軌を一にしてゐる。即ち、金融合作社の根本精神は、飽くまで組合員の相互扶助を目的とする産業組合乃至協同組合のそれと同一であるが、滿洲國には日本内地又は朝鮮と異なる特殊の經濟事情もあり特殊の民情もある。斯かる特殊事情に即せんとすれば、自然金融合作社令運

用上に於ける政府の指導監督方針も特異性を帯びて居る。其の指導監督方針の大綱を掲ぐれば概ね次の七項である。

(一) 日系理事主義の採用

先づ第一に合作社理事の選任方針であるが、理事は法令上明かなる如く、社長と共同して合作社を代表するとともに常務に付ては單獨代表権を有し、事實上合作社の中樞機關である。名譽職たる社長其の他の職員が常務に従はないことは已むを得ぬ所であつて、理事は對内對外的に大小雑多の事務を一手に處理しなければならぬ。一合作社の盛衰は理事の人格力量如何に係ると稱して差支ない。今日の如く創設時代、搖籃時代に於ては特に然りである。斯くの如き理事の適任者は日本人青年中に求めても物色には相當困難を感じる。況んや之を現在の滿入青年より求むることは遺憾ながら至難である。滿人は永く陰慘なる世相の影響を受けて、自己を護るに急にして個人相互間に信用を有せず従つて極めて少數の同族的結合又は極めて小範圍の人的關係の濃厚な地域的結合には成功するが、人的關係の稍々稀薄な結合形態は必ず内部より崩壞するのが常である。滿人のみを以て組成せる大株式會社が過去に於て殆んど例外なく破綻し、商務會又は農務會の如き人的關係の比較的濃厚な結合形態すら、兎角腐敗しつゝあるのを見ても這般の事情を窺知し得るのである。金融合作社は地域的團體であるとは言へ、相當廣大なる區域を有つこととなり、滿人の結合可能な地域範圍を既に越脱して居る。しかも滿人は理財の國民と稱せられるが、それは單に區々たる目前の小利を漁るに鋭敏巧妙なるのみであつて、永き計畫の下に堅實に事業を運営する才能があると言ふ意味では決してない。今日に於ては滿人の金融合作社經營能力に全幅の信用を有つことは不可能である。日本人理事を採用するは一には日本人の組織力と經營能力を活用する爲である、一には日本人の公正さを利用するに外ならぬ。次に理事は財政部大臣の任免する所である。是は理事の業務執行上の公正を保障する事と又其の素質低下を防止する事と二の意義を有する。

民選理事が周囲の情實に引きずられ、業務執行上の公正を失ふ危険性の如何に大であるかは、朝鮮都市組合史を顧みれば、何人も直に肯く所である。民度高き社會は暫く措き滿洲國地方農村の如き社會に於ては、官選理事にして初めて地方劣紳の制肘を受けることなく妥當公正なる業務を遂行し得ると見るべきであらう。又地方官廳に於ては任免權を掌握する場合、素質低下を誘致する處あることば、單に合作社理事に限つた事例ではない。政府に於ては斯かる見地より日人理事志望者を公募し、嚴重なる詮衡を経て採用の上、金融合作社聯合會をして養成に當らしめつゝある。

(二) 監督權の一元化

金融合作社法に於ては合作社に對する監督の一部を省長に委任し得ることになつて居るが、中央政府に於ては當分の間之を委任しない方針を採つて居る。是は監督を一元化し、簡易化し以て搖籃時代に屬する合作社の監督統治を敏速且妥當ならしめんとする意圖に出づるものである。斯かる中央政府統制の結果として生ずる省及縣當局の合作社よりの遊離を防ぐ方策としては、特に中央政府、省、縣當局及各合作社間に協調方式を決定し、可及的連絡を密にすることに努めつゝある。此の監督權の一元化と併行して金融合作社聯合會に付ても支部の不設置方針を採り、總べて中央の本部に於て合作社の業務指導を行はしめつつあるが、此の聯合會の業務指導は實地指導を主とし、聯合會が其の本來の使命を越脱して、濫に合作社に監督的指示を發し、政府の監督權を干犯することなき様指導しつゝある。朝鮮に於ては總督府と各道とに於て監督權を分掌する一面、強大なる金融組合聯合會は各道に支部を設置し、各組合に對して監督類似の峻烈なる業務指導を行ひつゝあるが、之に對比すれば滿洲國の監督及指導機構は至つて簡明である。

(三) 組合精神の伸長

次は合作社の自治乃至は自主の問題である。法令上に於ては、設立許可を初め、社長就任、預金貸付利率、豫算借入金

の許可等幾多の認可事項を定めて居る。法文を一覽する者は合作社の本質に照し寧ろ奇異に感ずるであらうが、是等は合作社の過誤を是正し本來の軌道より脱することなき様指導する爲の機構であることは言ふ迄もない。合作社が相互扶助の組合精神に基き結成されることを理想とするのであるから、政府に於ても組合精神の鼓吹に努むると共に、可及的合作社の自由意思を尊重し無用の干渉を極力加へざる方針を採りつゝあるのである。

(四) 一縣一合作社主義の採用

金融合作社の單位區域に付ては、原則として一縣一合作社主義、言はゞ中區域制を採ることに決定してゐる。是は小區域制を採りつゝある日本内地及朝鮮と著しく異なる所である。之に對しては(イ)組合員の接觸を稀薄ならしめ(ロ)従つて組合精神の弛緩を齎し(ハ)農民と離れて組合がより小なる商人及地主群の利益に追隨するの缺點等があるが、是等の危険性は、合作社の組合員増加に伴ひ、區域内に分事務所を新設又は増設し之に副理事を配して克服する方針であるといふ。而して中區域制採用の積極的理由は、主として次の三の根據に基くものと謂はれてゐる。

(1) 特殊の地方を除き、滿洲國現在の各落部の組成状況は大小粗密區々であつて、部落を單位區域とする小合作社は經營至難である。數部落を單位區域となさんと欲しても各部落間の地理的關係は一様に律し得ず、妥當なる區域の分割は困難である。而も滿人の民情より觀るとき、數部落を單位區域とする合作社に於ける組合精神弛緩の危険性は、既に一縣一合作社の場合に於けると同程度に昂まる。

(2) 合作社は大小に拘はらず或一定額以上の經費を要するが、小合作社程其の經費は割高となる。殊に前述の如き理由に基き滿人理事の起用困難の爲日本人理事を採用すれば、其の人件費が嵩み、政府に於て年々多額の國庫補助又は無利子資金の融通を行ふか、若しくは驚くべき高利貸付を是認せざる限り小合作社の經營は不可能である。之

が爲大合作社主義に依り經費負擔の比重を減ずる必要が生ずる。而も小合作社主義に於ては看過し易き一大缺點が伏在してゐる。それは小合作社に於ては、間もなくして理事其の他の職員の人件費負擔能力限度に達し、優秀なる職員も單に高級俸給なるの故を以て減首し、低給俸給の新職員を採用せざるを得ない事態に立至ることである。其の結果は職員が士氣を阻喪せしめ、又有爲の人材は合作社に投ずることを避ける結果、職員が素質を急速に悪化する。故に或程度の大合作社主義に依り相當高級の職員を收容し得る道を講じ、職員をして合作社運動を生涯の事業として之に没頭して不満なからしめ、以つて、有爲の人材を職員に獲得する必要がある。

(3) 滿洲國地方農村には高利の當舖の外、例外的には僅少の弱少銀行が散在するに過ぎず、金融合作社は地方農村に於ける唯一の大衆的なる新式金融機關である。政府が將來農村に於ては小資本銀行の新設を許可せざる方針を採りつゝあり、又當舖の如き比較的高利の金融機關が合作社の出現に依り、其の發達を抑制さるゝとしても、大局より眺むるときは已むを得ないのであるから、合作社は其の業務を如何に發展せしむるも、他種金融機關との對立抗争を惹起する虞が先づない。従つて農村に於ける大口資金の需要者は、宜しく中央銀行其の他の銀行に向ふべく、又合作社の組合員となり得ざる程度の極貧層は別として其他の各層農民は舉げて合作社の社員に組成し其の傘下に糾合し以つて農民の經濟力を綜合利用すべきである。金融合作社は一般に庶民金融機關と稱せられてゐるが、滿洲の農村經濟事情より觀るときは、徒に此の「庶民金融機關」なる既成概念に捉はれることなく、寧ろ營利を目的とせざる地方庶民銀行として地方金融の改善に努むべきであつて、一縣一合作社の大組合主義により此の目的を達し得る。

(五) 貸付及金利低下消極方針の採用

金融合作社は農村經濟改善の恒久的一方策として速なる發展を企圖しつゝある。然るに一部には農村金融梗塞状態

の打開に熱心なる餘り、金融合作社の恒久性と、農民の金融的風習を度外視して、貸付の増大と金利の低下とを要望する傾向なしとしない。舊政權時代に於ては、遼寧省農商貸款等を初めとして、無定見なる農商民救濟資金の放出を行ひ來つた爲、何時しか農民にも政府の關與せる貸付金の償還に付て、無責任なる風潮を馴致し、一朝にして此の幣風を除き得ない状態に立至つて居ると認められる。大同二年以降滿洲中央銀行より貸付けたる彼の春耕貸款の償還成績が、一時芳しくなかつた所以は、特産物の暴落、匪害の激化及利息の低率等もあるが、一面右惡風の現れとも見られるのである。合作社の創設時代に於ては、農民に對して漸次金融的訓練を與へて此の惡風を一掃すべきであり、それ迄は寛大なる貸付は慎むべきである。加之、所謂滿人は商工民は勿論農民迄も、可成り濃厚なる植民地性を有する。農民の多くを占むるものも、實は本來の滿洲人に非ずして山東其の他よりの移住土著したる漢人又は其の近き子孫であつて、彼等は自己所有地に對しては、日本人が日本内地に於て、朝鮮人が朝鮮に於て、自己所有地に對して懐く程の愛着心を有たない。不利又は危険と見れば比較的氣輕に之を賣却し、又は擔保流れの儘故郷又は他所に引揚ぐる。従つて信用貸付は固より地券擔保貸付も、其の滯貸の危険率は比較的大なりと見ねばならない。斯うした事情を考慮すれば、政府に於ても積極的貸付を指示するだけの勇敢さを有てぬ筈である。何れの金融機關も、假令經營方針を誤るも設立後暫くは蹉跌を見ないのを例とする。恒久的機關たる合作社が創立後僅に二、三年の順境に馴れて經營方針の弛緩を招來することは嚴に警戒を要する。財政部は合作社の資金借入認可申請に對する審議に當つては、各合作社區域内の經濟事情、過去に於ける貸付金回收狀況、組合員一人當りの貸付額及貸付金使途の狀況等つぶさに検討の上夫々認可額を決定しつゝあるが合作社理事は兎角現地の一時的情勢に引ずられ、又經費捻出の方法、成績向上の表示として積極的貸付を欲する傾向があるから、若し政府に於て態度を緩和すれば合作社の貸付總額は直に倍加するであ

らう。政府に於ては地方的要望の聲は充分に傾聴するが現在の方針は當分變更し得ないであらうと思ふ。兎に角現在政府の最も關心してゐるのは、前述の農民に對する金融的訓練であつて、之が爲には政府は其の検査官及聯合會の調査員を絶へず現地に派して、合作社の検査若しくは調査を施行せしめ、不良乃至固定貸の生ぜざらんことを期しつゝある。従つて組合員の貸付金の使途に對する監督も可及的留意しつゝある。

次に合作社の現行認可貸付利率は短期擔保貸付日歩四錢七厘乃至五錢二厘（年利一割七分乃至一割九分）で、日本人の目を以て視れば如何にも高率であるが、從來農村金融の王座を占めてゐたと稱せられる當鋪の最近の質貸利率が最低月利二分（年利三割）、最高月利一割（年利十二割餘）であるのに比すれば遙に低利である。元來殖民地的經濟に立つ我が國に於て金利が比較的高率であることは已むを得ぬ所であつて、急激なる金利の引下げは、寧ろ諸種の弊害すら想像し得る。金融合作社の現行利率が高きに過ぎるとの非難は、地方政府機關及極一部の農民より之を聞くが、右は彼の特殊貸付たる春耕貸款（初年度年九分六厘）を基調とする考へ方であつて、現在の組合員は喜んで融資を求めつゝある。固より政府に於ては現行利率を永く固持せんとするものではなく、農民に對する金融的訓練の效果及合作社の收支狀況に照し、又金融情勢の變化等に伴つて漸次金利低下を圖ることになるであらう。

(六) 金融重點主義の採用

金融合作社の目的は言ふ迄もなく、金融的側面より農村經濟の改善を期すべきものであるが、往々にして合作社に直に農業倉庫業を兼營せしむべきであるとか、又は朝鮮の金融組合に於けるが如く合作社も農事指導に當るべしであるとの意見もある。乍併、本來の使命の遂行に付いてすら、目下の處試練時代であるから、斯かる附隨的業務は當分の間經營しない方針を採りつゝある。

(七) 村落重點主義の採用

都市には大小の内國及外國銀行が存在し、長期低利の大口融資には多少の不便があるが、大中小商工業者の資金的需要は概ね之を充しつゝあるものと認められる。前述の各種の銀行の貸付狀況より觀ても先づ斯く觀察して差支ないのみならず、都市金融合作社を設立する場合には、將來銀行との對立抗争を生ずる虞があるから、都市合作社は原則として之を設立しないことを可とする。日本内地及朝鮮に於ける實例に徴しても此の事は明かなる事實であつて、滿洲國に於ては今日より其の轍を踏まない様警戒を要する。故に政府に於ては村落合作社設立に主力を注ぎつゝある。

第五章 滿洲に於ける外國側金融機關

第一節 日本側金融機關

銀行業 滿洲に於ける日本側銀行の代表的なものは朝鮮銀行及び正金銀行であるが、その沿革、發券狀況等については既に、第一篇第一章第五節及び第三章第二節、第三節に於いて述べ、第二次國幣の統一による朝鮮銀行の業務上の變化については第一篇第四章第三節に於いて詳述した。

右二つの特殊銀行の外、日本人經營の普通銀行として正隆銀行をはじめ計十三行（昭和十年六月末現在）があつて、之に鮮銀及び正金を加へて總計十五行となる。其の公稱資本金二千九百九十七萬圓、拂込資本金千九百九十三萬圓、諸積立金は金勘定二百四十六萬、諸預り金に於いて金勘定二億六千萬圓、鈔票勘定八百九十七萬圓、國幣勘定二千五百四十萬圓、諸貸出は金勘定二億四千萬圓、鈔票勘定六百三萬圓、國幣勘定三千六十六萬圓を算してゐる。

此の十五行の設立年月並に本店及び在滿支店出張所々在地は次の如くである。（昭和十年六月末在現關東局調）

銀行名	本店所在地	設立年月	支店、出張所、派出所所在地
橫濱正金銀行	橫濱	明治二三、二	大連、奉天、新京、營口、哈爾濱
朝鮮銀行	京城	明治四二、一一	大連、旅順、遼陽、奉天、安東縣、鐵嶺、開原、四平街、新京、營口、哈爾濱、龍井村、奉天小西關(派)、新京大同大街(派)、傳家甸(派)、齊々哈爾濱(派)、海拉爾(派)、牡丹江(派)、圖們(派)、錦縣(派)、赤峰(派)、承德(派)
正隆銀行	大連	明治四一、一	旅順、鞍山、奉天、撫順、安東、開原、四平街、公主嶺、新京、營口、青島、天津、哈爾濱、小崗子(出)、沙河子(派)、小西關(出)、西安(出)、綏化(派)、朝陽(派)、新台子(派)
滿洲銀行	大連	大正二、七	金州、貔子窩、普蘭店、海城、鞍山、奉天、撫順、本溪湖、安東、開原、公主嶺、范家屯、新京、奉天小西關、興隆街、山城鎮、吉林、哈爾濱
協成銀行	安東	大正九、三	安東財神廟街(出)
大連興信銀行	大連	明治三三、六	
新京銀行	新京	大正六、一二	
滿洲殖産銀行	奉天	大正九、三	
南滿銀行	鞍山	大正八、一二	
安東實業銀行	安東	大正一、二	
商工銀行	遼陽城内	大正二、四	遼陽城外
振興銀行	營口	大正七、五	營口新市街
平和銀行	吉林	大正九、一	大連

吉林銀行 吉林 大正九、二
日華銀行 鐵嶺城内 大正八、一〇

前記十五行の中、正隆銀行は明治三十九年七月日支合辦により銀資本二十四萬圓を以て、當時軍政治下にあつた營口に開店し、滿洲に於ける日本人經營普通銀行の嚆矢を爲したものである。明治四十四年六月には銀資本三十萬圓、金資本七十萬圓に増加して本店を大連に移し、其の後經濟界の發展に伴ひ屢々資本金を増加し、又銀資本を廢して大正九年二月更に二千萬圓に増資し、大正十四年十二月龍口銀行救済の爲之を合併し資本金二千五百十三萬三千二百五十圓となり、翌十五年四月整理の目的を以て資本金を千二百萬圓に減じて今日に及び滿洲の地方銀行界に重きをなしてゐる。又滿洲銀行も正隆銀行と共に日本側二大銀行であつて、其の創立は大連に本店を有して居た大連銀行、遼東銀行、奉天に本店を有してゐた奉天銀行及び安東を本據としてゐた滿洲商業銀行の四行が朝鮮銀行の斡旋により大正十二年八月合同し資本金三千萬圓の滿洲銀行となつたのである。其の後整理の必要を生じて一千萬圓に減資し、現在に至つてゐる。

今在滿日本側銀行の資本金、積立金、預金、貸出等を示せば第二十六表の如くである。

在滿日本側銀行一覽表

(昭和10年6月末現在)

【第二十六表】

資本金	公積金	積立金	諸預り金	諸貸出金	借入金	預金	
						現	及
圓 100,000,000	圓 100,000,000	圓 129,597,186	圓 23,978,108	圓 34,698,788	圓 559,000	圓 3,932,235	圓 4,403,285
(金)	(金)	(金)	(金)	(金)	(金)	(金)	(金)
(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)	(圓幣)
			圓 6,116,259	圓 2,370,861		圓 146,745	
			圓 2,435,225	圓 3,540,069			

滿洲に於ける外國側金融機關

鮮銀在滿各店	(40,000,000)	(25,000,000)	(6,501,026)	(金)	107,860,600	70,901,702	1,804,859	9,092,841
正隆銀行	12,000,000	5,624,375	695,984	(鈔票)	1,471,940	2,099,604	163,737	252,766
滿洲銀行	10,000,000	2,906,662	941,000	(金)	17,832,980	13,201,922	2,968,993	9,157,100
協成銀行	1,000,000	250,000	121,662	(鈔票)	89,745,091	84,046,198	20,700,763	11,401,870
大連興信銀行	500,000	200,000	—	(金)	1,016,818	1,334,636	340,029	472,924
新京銀行	1,000,000	400,000	203,630	(鈔票)	1,937,718	6,826,018	5,220,013	372,573
滿洲殖産銀行	500,000	500,000	8,700	(金)	34,711,358	38,374,935	15,474,747	5,073,192
南滿實業銀行	1,500,000	375,000	28,932	(鈔票)	357,232	230,753	651	62,598
安南銀行	500,000	125,000	150,835	(金)	2,947,739	6,699,970	3,836,972	296,778
東興銀行	500,000	275,000	10,900	(金)	1,139,709	2,033,288	560,535	26,792
工和銀行	1,175,000	500,000	132,650	(國幣)	45,549	138,993	100,195	5,675
平吉銀行	500,000	200,000	51,670	(金)	7,814	2,911,346	2,867,539	93,672
吉林銀行	300,000	75,000	63,300	(金)	1,036,271	1,130,005	—	449,202
華銀	500,000	500,000	60,000	(國幣)	73,520	20,363	—	55,736
計	29,975,000	11,931,037	2,496,233	(金)	260,162,581	240,708,946	43,908,793	30,876,885
			833	(鈔票)	8,977,519	6,037,368	523,751	5,191,573
			833	(國幣)	25,423,081	30,663,721	12,829,273	10,040,423

- 備考 1. 本表は關東局財政部財務課調査による。
 2. 資本金及積立金の計には正金及鮮銀の二行をむすず。
 3. 諸貸出金中には為替關係に基く債券を含むものとす。

金融組合 關東廳は市民金融の爲め大正十三年以降州内に五箇の村落金融組合を設立せしめ、各組合に對し地方費

を以て基本金一萬圓を補助して助成した爲め其の成績は極めて良好である。更に此の種の施設を州内及び滿鐵沿線の各都市に及ぼすこととなり、昭和四年五月金融組合令(勅令第八十九號が)發布され同年十月一日から施行された。

村落金融組合の昭和十年六月末に於ける組合員總數は大連會屯、旅順會屯、金州、普蘭店、貔子窩の五組合合計七二八二名、出資口數一〇、七七五に達し、組合名は大連會屯、旅順會屯、金州、普蘭店、貔子窩の五箇所である。其の出資金は小洋錢一〇七、七五〇圓、缺損補填準備金は金勘定の二四、二四一圓と小洋錢勘定の二一一、〇七一圓特別準備金は金勘定の三一、九五二圓と小洋錢勘定の二五一、四〇〇圓、借入金は金勘定三五、〇七七圓、定期預り金は、金勘定の八七〇、五九三圓と小洋錢勘定七三三、二九二圓、貯蓄預り金勘定五四八、二一四圓と小洋錢勘定の四二〇、五四五圓、雜勘定は金勘定の四五、三二二圓と小洋錢勘定の四八、九〇一圓、利益金は金勘定の二五、二五五圓、小洋錢勘定の三三、七八五圓で、以上の運轉資金總計金勘定一、五八〇、六五四圓と小洋錢勘定の二、八〇六、七四四圓となつてゐる。

次に都市金融組合は曩に設立された關東州村落金融組合の好成績に鑑み、都市の中小商工業者の金融緩和を目的として、昭和三年十月より施行せられたもので、現在旅順、大連、沙河口、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、撫順、公主嶺、新京、哈爾濱(支所)及び安東の十七組合を有し、昭和十年六月末に於ける組合員總數は五、五四六名、出資口數一九、三六五で、其の運轉資金の内譯は、出資金の九六八、二五〇圓、缺損補填準備金一九〇、四〇〇圓、特別準備金二五九、三〇〇圓、貸下資金八一〇、〇〇〇圓、借入金五九五、〇〇〇圓、預金部資金借入金一、〇〇〇、〇〇〇圓、定期預り金九〇二、三三三圓、貯蓄預り金一、五〇一、三五八圓、其他預り金一七二、五八四圓、雜勘定一三七、〇三七圓、利益金一八五、八四三圓で、其の合計六、七二二、〇八五圓である。

尙ほ昭和四年九月關東廳は滿洲金融組合聯合會を設立せしめ、國庫及び地方費の貸下金一〇〇萬圓を聯合會に貸下
 げ、各組合に對する割當は關東廳が指定し、十箇年無利息の條件を以て聯合會より貸下げの形式を採ることとなつた。
 事務所を大連市山縣通八〇及八八に置き、理事長、理事の外所屬會員數二一名より成り(昭和十年六月末現在)、其の
 出資口數二一、運轉資金總額三、六三九、一八五圓で、其の内譯は出資金の一〇、五〇〇圓、缺損補填準備金一八、
 〇〇〇圓、特別準備金一六、〇〇〇圓、貸下資金一、〇〇〇、〇〇〇圓、預金部資金借入金一、〇〇〇、〇〇〇圓、
 定期預り金一、三九九、五二〇圓、當座預り金一三九、五四一圓、雜勘定一四、九七六圓、利益金四〇、六四八圓
 である。

東洋拓殖株式會社 同社の滿洲進出は大正六年であつて、爾來不動産金融の中樞機關として活躍してゐる。同社は
 最初奉天及び大連に支店を設置し、後數年にして哈爾濱支店を開設したが、滿洲國建國後の新情勢に鑑み、更に新京
 及び間島にも支店を設置した。其の主なる貸出は市街地の家屋建築又は買入資金を初めとし、土地改良又は農事經營
 資金果樹園經營、鑛業、電氣瓦斯事業、其他製造資金、牧場經營、製紙業等である。

其の貸付額を支店別に觀れば次表の如くである。(昭和十年六月末)

口數	大連支店	奉天支店	新京支店	哈爾濱支店	合 計
金額	九,三四二,九三四圓	七,八七九,一八九圓	二,一〇二,九四五圓	五,九六〇,六一六圓	二五,二八五,六八四圓
	六六八	五〇一	一八八	一六七	一,五二四

無盡業 從來庶民金融機關の一として、講會取締規則(關東廳令)による講會營業(無盡)があつたが、大正十五年
 七月日本内地の無盡業法に準じて、關東州無盡業令(勅令)を公布し、昭和二年七月から之が施行を見るに至り、次い

で昭和六年六月勅令第六十一號を以て之が改正を行ひ、關東廳令第二十一號を以て關東州無盡業令施行細則の改正
 があり、同年七月一日より之が施行を見るに至つた。昭和十年六月末現在に於ける無盡會社の數は次の如く九社であ
 る。(關東局司政部財務科調)(尙ほ講會取締規則は昭和十一年四月九日關東局令第十八號により改正を見た)

會社名	本店所在地	設立年月	營業免許年月	營業區域
旅順無盡株式會社	旅 順	昭和二・九	昭和二・一〇	旅順及大連民政署管内
第一無盡株式會社	大 連	大正一五・二一	昭和二・七	關東州内
蓬萊無盡株式會社	大 連	大正八・九	昭和二・一〇	大連民政署管内
奉信無盡株式會社	奉 天	昭和三・七	昭和四・七	奉天及鐵嶺
撫順無盡株式會社	撫 順	昭和二・一〇	昭和二・一一	撫順一圓
共信無盡株式會社	本溪湖	昭和二・一〇	昭和二・一一	安奉線一圓但し奉天及安東を除く
泰信無盡株式會社	新 京	昭和四・一〇	昭和四・一〇	新京及撫順警察署管内
安東晝夜無盡株式會社	安 東	大正一〇・一一	昭和二・一〇	安東警察署管内
安信無盡株式會社	安 東	大正一〇・九	昭和三・四	同

無盡會社概況 (昭和八年六月末現在) 【第二十七表】

會社別	資本金		積立金	貸付金契約高	掛金契約高	貸付金
	額	達				
旅順第一	60,000圓	200,000圓	15,000圓	9,630圓	268,000圓	27,951圓
旅順第一	200,000圓	50,000圓	36,250圓	1,380,000圓	1,475,508圓	115,276圓

滿洲に於ける外國側金融機關

通商銀行	500,000	125,000	86,000	2,220,000	2,406,724	866,585
華僑銀行	100,000	50,000	8,200	1,875,500	1,802,631	383,765
共濟銀行	100,000	50,000	63,993	1,012,500	984,401	599,052
泰安銀行	60,000	30,000	30,000	212,500	217,260	80,008
安泰銀行	500,000	125,000	13,250	1,520,400	1,542,117	152,290
合計	1,680,000	500,000	95,969	6,180,400	6,452,833	2,440,240
			27,812	414,000	380,058	734,394
			371,104	350,000	322,268	360,938
			{ 9,252,900	{ 9,405,565	{ 3,320,314	{ 3,320,314
			{ 銀 132,000	{ 銀 136,433	{ 銀 29,440	{ 銀 29,440

二〇八

備考 本表は關東局司政部財務課調査による。

質屋 質屋は金貸業者と共に庶民金融機關として相當重要視されてゐる。

日本側行政管内に於ける昭和九年末現在の日本人質屋数は二百三十九戸で、同年中に於ける新規貸付は口數七十萬六千七百七十二口、金額に於いて三百七十九萬七千六百三十圓であつた。いま關東州及び滿鐵附屬地に於ける最近三箇年の質屋業態を示せば第二十八表の如くである。

關東州並滿鐵附屬地質屋業態 (昭和九年) 【第二十八表】

地 方	管業戸數 (年末)	新規貸出高		受入		流質高		年末現在	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
關東州	67	138,821	1,206,074	104,793	953,102	32,141	238,639	45,955	381,929
滿鐵附屬地	172	557,951	2,591,556	403,755	1,896,937	70,581	332,977	169,537	835,912
合計	239	706,772	3,797,630	508,548	2,850,039	102,722	571,676	215,492	1,207,841

地 方	管業戸數 (年末)	新規貸出高		受入		流質高		年末現在	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
關東州	227	544,743	2,503,907	433,275	2,189,953	80,237	379,527	169,207	952,224
滿鐵附屬地	211	305,475	1,653,701	237,018	1,314,154	59,090	361,860	103,122	652,723
合計	438	850,218	4,157,608	670,293	3,504,107	139,327	741,387	272,329	1,604,947

備考 本表は關東局司政部財務課調査による。

第二節 其他の外國銀行

滿洲に於ける日本側銀行を除く外國銀行は從來哈爾濱、奉天、大連を中心として頗る活氣ある活動をなしてゐたが、滿洲事變を契機として、其の經營方針を轉換し、全く退嬰化するに至つた。此の間滿洲中央銀行の設立と、其の信用の増大、國內普通銀行の勃興、並に日本側銀行の進出によつて、滿洲に於ける金融機構に重大なる變革が齎されたのであるが、白系露人等には、依然舊來の事大思想に捉はれ、外國銀行を過信してゐた爲め最近の米國系信濟銀行（トリフト・コール・バンク）哈爾濱支店の破綻によつて多大の打撃を蒙るが如き事態を惹起した。如斯外國銀行中には、其の内容の不良のものが尠くないのであるが、是等は遠からず淘汰せられて行くであらう。

いま主なる外國銀行の、本店所在地及び資本金其他の事項を表示すれば第二十九表表の如くである

【第二十九表】

銀行名	本行所在地	在滿分支行數	設立年	公積資本金	拂込濟資本金	預金	貸金	金備考
中國銀行	上海	一三	一九〇五年	上海幣 五,000,000	日幣 7,111,100	11,111,000	10,111,000	

滿洲に於ける外國側金融機關

二〇九

滿洲に於ける外國側金融機關

交通銀行	上海	八	一九〇七年	〃	10,000,000	八,七五〇,六〇〇	三,七四七,四六三	四,八九四,六六〇
金城銀行	天津	一	一九〇七年	天津幣	10,000,000	七,〇〇〇,〇〇〇	1,〇二五,八〇九	六四一,五五八
大中銀行	天津	一	一九〇九年	〃	4,000,000	三,300,000	四三,二七三	一九五,七八七
露亞銀行	巴里	一	一九〇五年	留	650,000,000	550,000,000	1,九八,七八一	七,七三三,九〇三
滙豐銀行	香港	二	一八六五年	兩	50,000,000	\$ 350,000,000	3,一九八,八三八	九,四七三,一六二
花旗銀行	紐約	一	一八三三年	弗	350,000,000	350,000,000	六,五八八,一三三	八,九三〇,四七三
麥加利銀行	倫敦	一	一八五五年	磅	3,000,000	3,000,000	九七八,六九八	三二九,〇〇〇
法亞銀行	巴里	一	一九〇八年	法	250,000,000	250,000,000	五九,四三二	七〇六,九九六
中華滙業銀行	天津	一	一九〇八年	圓	10,000,000	七,四五三,七五〇	五,五〇〇,三〇〇	三,七四五,六九三
信濟銀行	上海	二	一九〇七年	上海幣	286,740	二八六,七四〇	一,二八,七八八	三五九,四八〇
萬國儲蓄會	上海	五	一九〇三年	上海幣	2,772,103	二,七九七,103	不詳	不詳

二一〇

中國銀行 中國銀行は前清光緒三十年(一九〇四年)資本金四百萬兩を以て設立された戸部銀行に創まり、間もなく大清銀行と改稱せられたが、宣統元年(一九〇九年)の民國革命により、一旦瓦解し民國二年(一九一三年)再組織せられたものが、即ち現在の中國銀行である。同行は資本金上海幣二五、〇〇〇、〇〇〇元であるが民間二〇〇、〇〇〇株、官有五〇、〇〇〇株(一株一〇〇圓)の所謂官商合辦の銀行であつて、紙幣發行特權、國庫代理特權及民國十七年特許せられた國際爲替銀行等の特權を有してゐる。

同行の滿洲進出は、民國二年(一九一三年)長春に東三省分行を設置したのに初まり、爾來其の管轄下に全滿主要都市に支行、又は辦事處を設置したが、民國八年(一九一九年)に至り、奉天支行を分行に昇格し、全滿の營業所を長春、奉天の兩分行によつて統轄するに至つた。次いで民國十六年(一九二七年)長春分行を哈爾濱に移したが、滿洲事變當時に於ける同行の滿洲國內所在營業所数は、十八の多き

上つてゐた。此の内滿洲國の銀行法によつて營業を許可せられたものは十三であつて、其の他は凡て閉鎖したが、滿洲國政府は同行に對する監督統制の必要上、康徳二年六月全滿の營業所を統轄する滿洲總分行を新京に設置せしめ、哈爾濱分行は之を支行に変更した。

交通銀行 交通銀行は光緒三十三年(一九〇七年)前清郵電部の所管であつた鐵道、汽船、郵便及電信の振興を目的とし、同部の上奏によつて創設せられたものである。蓋し當時支那全國の交通機關の經營は、擧げて外國人の手によつて行はれてゐたのに奮慨し、利權回收の輿論が喧かつたので、郵電部は、京漢鐵道の回收を企てるに至つたが、其の爲には資金を必要とし、且資金の出納及公債の發行の如きは、機關銀行をして行はしむるを便とし此處に同銀行の設立となつたのである。斯くて其の資本金は、庫平銀五百萬兩と定め、之を五萬株に分ち、郵電部は二萬株を引受け、三萬株を公募した。然るに民間の募集意の如くならなかつたので、郵電部は遂に四萬株を引受け、四百萬兩を拂込んだ。交通銀行は大清銀行(後日中國銀行に業務を引繼ぐ)と對立する二大特殊銀行の一であつて、大清銀行が一般會計に屬する國庫金の出納を掌るに對し、交通銀行は交通及通信事業特別會計に屬する國庫金出納の實に任じ、兌換券發行の特權を有すると共に、普通商業銀行の業務をも行ふものである。

民國三年(一九一四年)交通銀行則令の公布に伴ひ、同行は其の資本金を、庫平銀一千萬兩とし、郵電部の出資四百萬兩は之を交通部の所轄に移し、六百萬兩を民間株と爲した。

交通銀行の滿洲進出は宣統元年(一九〇九年)營口に分行、長春に支行を設けたのに初まる。次いで翌宣統二年(一九一〇年)奉天に、民國二年(一九一三年)哈爾濱に各支行を設け、引續き黑龍江、吉林、洮南、哈爾濱道裡等に支行又は辦事處を設けたが、此の間營口分行を支行に変更すると共に、奉天支行を民國八年(一九一九年)哈爾濱支行を民國九年(一九二〇年)各々分行に昇格し、全滿營業所を兩分行を以て統轄するに至つた。滿洲國建國後、同國銀行法によつて許可せられた營業所数は八であるが、其の統轄は依然として哈爾濱、奉天の兩分行によつて行はれ、政府の監督上の不便が多かつたので、中國銀行に對すると同様、康徳二年六月新京に分行を設置せしめ、哈爾濱及奉天分行は之を支行と爲した。

露亞銀行 同行は在滿外國銀行中最も古い。同行は始め一八九五年露國が東支鐵道建設を動機として設立したもので、露支合辦滙豐銀行

滿洲に於ける外國側金融機關

二一一

と稱した。支那側の庫平銀五百萬兩の出資は名義のみであり、露國側の八百萬兩出資も實は佛國の資本であると言ふ。後一九一〇年北方銀行を合併し露亞銀行と改稱した。支那領土内に十三の分行を有し、政府筋の出資關係あるのみならず、滿洲は勿論、北支那一帯の地に及ぶ其後同行の國籍に就て、複雑な問題が起り、結局佛國の籍に移された。従つて同行の各支店は獨立せる如き形となり、之がため業務の統制を缺くにいたり、一九二六年九月銀爲替に失敗し、業態不良のため取付に會ひ、今日尙整理中である。而してその處理に就て不備村撰を極めてゐるところから、今回滿洲國財政部に於ては司法部の委嘱の下に清理官を任命し、永久に不正行爲の餘地を絶つこととなり、部令第五號を以て清理規定を制定した。(昭和九年三月二十七日)

滙豐銀行(香港上海銀行) 同行は英國系の銀行であつて、一八六五年資本金五千萬弗を以て香港に創設され、今日では二千萬弗の拂込資本金を有し、主として南支に於ける爲替銀行として活動してゐる。北滿に於ける露國系銀行の勢力失墜と共に哈爾濱に進出し今日に及んでゐるが、現在同行は大連、奉天、哈爾濱に支店を有し、専ら特産資金の供給及海外輸入雜貨等の爲替業務を行つてゐる。

渣打銀行(麥加利銀行) 同行はチャータードバンクとして知られる英國系の銀行であつて、一九二八年哈爾濱及び大連に進出したものである。資本金は全額拂込三百萬磅の特殊銀行で印度、濠洲、中華民國に亘つて四十有餘の支店を有する大銀行である。

花旗銀行 同行は一九〇一年の設立にかゝる米國系商業銀行である。一九二六年米國第一の稱ある紐育のナショナルシティバンク(一八二二年設立)に合併された。同行の資本金は現在一億二千五百萬弗(積立金一二九、六五〇千弗を有する世界第二の銀行である。支那に於ける名稱は舊名花旗銀行を其の儘使用してゐるが、同行の活動は米國の對支貿易に大なる貢獻をなしてゐる。滿洲では哈爾濱、大連兩支店の外奉天、開原にも最近支店を設立して居る。從來其貸付は僅かに主要なる歐米商と少數の露國人、竝に一部滿洲側資本家のみに限られてゐた。尙事變後奉天及開原支店を閉鎖した。

附 錄

(一) 通貨・金融關係法規並に統計表

(二) 滿洲通貨・金融資料一覽

〔附 録〕

貨 幣 法

（改正 大同元年六月十一日教令第二十五號
大同二年四月十九日教令第二十二號）

- 第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ
- 第二條 純銀の量目二三、九一公分を以て價格の單位とし之を圓と稱す（大同三、第三號本條中改正）
- 第三條 貨幣の計算は十進とし一圓の十分の一を角と稱し百分の一を分と稱し千分の一を厘と稱す
- 第四條 貨幣の種類は左の九種とす
- 紙 幣 百圓、十圓、五圓、一圓、五角
- 白銅貨幣 一角、五分
- 青銅貨幣 一分、五厘
- 第五條 紙幣は其の額に制限なく法貨として通用す鑄貨は其の額面の百倍法貨として通用す
- 第六條 鑄貨の品位量目は左の如し（大同三、第二號本條中改正）
- 一、一角白銅貨幣 總量 五 公 分（ニツケル二五參和銅七五の割合）
- 二、五分白銅貨幣 總量 三、五公分（ニツケル二五參和銅七五の割合）
- 三、一分青銅貨幣 總量 五 公 分（銅九五、錫四、亞鉛一の割合）
- 四、五厘青銅貨幣 總量 三、五公分（銅九五、錫四、亞鉛一の割合）
- 第七條 貨幣の模式並製造、發行、損幣引換及償却に關しては教令を以て之を定む
- 第八條 著しく汚染磨損せる貨幣は其の額面價格を以て無手数料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ
- 第九條 鑄貨にして模様の認識しきもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第十條 滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す

第十一條 前條に掲げたる準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其他確實なる證券若は商業手形を保有することを要す

第十二條 滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行高並準備の増減に關する出納日表及毎週平均高表を作製して政府に進達し且毎週平均高は之を公告すへし

第十三條 政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ

監理官は何時にても貨幣の發行高、未發行高及帳簿を検査することを得

第十四條 從來流通したる鑄貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る

附 則

本法は公布の日より之を施行す

滿洲中央銀行法

(改正 大同元年六月十一日敕令第二十六號
康徳元年九月十七日勅令第一八號)

第一條 滿洲中央銀行は株式會社とし國內通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制す

第二條 滿洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱に設置す

滿洲中央銀行は政府の許可を受け前項の分行の外重要地に分行又は支行を設置し若は他の銀行と代理店契約を締結することを得
政府は必要ありと認むるときは分行、支行又は代理店の設置を命ずることを得

第三條 滿洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より滿三十年とす但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得

第四條 滿洲中央銀行の資本は三千萬圓とし之を三十萬株に分ち一株を百圓とす但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て資本の増加を爲すことを得

第五條 滿洲中央銀行の株式は之を數回に分割して募集することを得

第六條 滿洲中央銀行の株券は總て記名式とし特に政府の許可を受けたる者の外株主たることを得ず

第七條 滿洲中央銀行の株式發行の價額は券面額を下ることを得ず

第一回拂込の金額は株金の二分の一を下ることを得ず

第八條 政府は滿洲中央銀行の株式中五萬株以上を引受くるものとす

政府は前項に規定せる限度の株式に付ては之を讓渡又は處分することを得ず

第九條 政府は滿洲中央銀行資本の半額迄引受くることを得

第十條 滿洲中央銀行の營業は左の如し

一、政府發行の手形、爲替手形其他商業手形の割引又は買入

二、金銀塊外國通貨を擔保とする貸付

三、金銀塊外國通貨の賣買

四、諸預り金及當座貸越

五、金銀塊、外國通貨、貴重品並諸證券類の保護預り

六、公債證書、政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付

七、確實なる擔保ある貸付

八、平常取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲の手形取立

九、爲替及荷爲替

右の外營業の都合に依り國債證券、地方債證券及其他政府の指定する確實なる有價證券の買入を爲し並に財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會に對し無擔保貸付を爲すことを得(第一章 第二十八條本項改正)

第十一條 滿洲中央銀行は營業の爲必要な物件を買入れ又は債務辨濟の爲引受けたる物件を所有するの不動産不動産を買取することを得ず債務辨濟の爲引受けたる不動産は六月以内に不動産は一年以内に之を賣却すべし但し買受人なきか又は買受人あるも其の代價を不適當と認むるときは政府の許可を受け之を延期することを得

第十二條 滿洲中央銀行は自行株券を取得し又は質權の目的として之を受入ることを得ず

第十三條 滿洲中央銀行は如何なる場合と雖其の役員及使用人に對し貸付を爲すことを得ず

第十四條 滿洲中央銀行は貨幣法の定むる所に依り貨幣の製造及發行を爲す

第十五條 滿洲中央銀行は政府の許可を得て借入金爲すことを得

第十六條 滿洲中央銀行は豫め政府の許可を得たる銀行に預け金を爲すことを得

第十七條 滿洲中央銀行は國庫金取扱に従事するの外地方團體の公金取扱の事務を代理することを得

第十八條 滿洲中央銀行は本法に定むる以外の業務を營むことを得ず

第十九條 滿洲中央銀行に總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上を置く

第二十條 總裁副總裁は其の任期を五年とし政府之を命ずるものとす

理事は其の任期を四年とし百株以上を所有する株主中より株主總會に於て選舉し政府の認可を得て就任するものとす

監事は其の任期を三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任するものとす

第二十一條 理事又は監事は其の任期を経過するも新理事又は新監事の就任する迄繼續して其の職務を行ふ

第二十二條 理事又は監事に缺員を生じたるときは株主總會を招集し補缺選舉を行ふべし其の補缺員は前任者の殘任期を繼ぐものとす但し理事又は監事に缺員あるも理事に在りては三人監事に在りては一人在任し役員總會に於て其の事務に差支なしと認むるときは補缺選舉を行はざることを得

行はざることを得

第二十三條 理事は其の所有に係る滿洲中央銀行の株券百株を在任中監事に供託することを要す

前項の株券は本人退職すと雖其の期に屬する決算報告が株主總會の承認を得たる後に非ざれば之を受戻すことを得ず

第二十四條 總裁、副總裁、理事及常務監事は何等の名稱に拘らず報償を得て他の職務に就き又は商業に従事することを得ず但し政府の許可をけたるときは此の限に在らず

第二十五條 總裁の職務權限は左の如し

一、總裁は一切の業務に付滿洲中央銀行を代表す

二、總裁は法律命及定款の規定並株主總會、理事會及役員總會の決議に従ひ一切の行務を執行す

三、總裁は株主總會、理事會及役員總會の議長たるへし

第二十六條 副總裁は總裁事故あるとき其の職務を代理し總裁缺員のとき其の職務を行ふ總裁副總裁共に事故あるときは政府は理事の一人をして總裁の職務を代理せしむ

第二十七條 副總裁及理事は總裁を補佐し總裁の命を承けて滿洲中央銀行の業務を分掌す

第二十八條 監事は滿洲中央銀行の業務を監査す

監事は互選に依り一名の常務監事を定むることを得

第二十九條 總裁、副總裁、理事及常務監事の報酬及手當の額は政府の定むる所に依る

監事の報酬は株主總會の決議に依り之を定め政府の認可を受くべし

第三十條 奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱の各分行には理事を分駐せしむることを得

第三十一條 總裁、副總裁及理事は理事會を組織す

理事會は總裁之を招集し重要なる行務を決議す

- 第三十二條 重要業務の方針に關し理事會に意見を具申せしむる爲重要各分行に地方委員會を設けることを得
- 第三十三條 監事は監事會を組織し理事會に於て決議されたる事項の内特に定めたる事項を調査し正當なりと認むるときは之を承認す
- 第三十四條 總裁、副總裁、理事及監事役員は總會を組織す
- 役員總會は總裁之を招集し特に重要な事項を決議す
- 第三十五條 滿洲中央銀行は毎年二回通常株主總會を開く
- 必要生じたる時臨時株主總會を開くことを得
- 株主總會に於ける株主の議決權及議決の方法は定款に於て之を定む
- 第三十六條 滿洲中央銀行は毎營業期に於て資本の缺損を補ふ爲純益の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得せしむる爲純益の百分の二以上を積立つべし
- 滿洲中央銀行は前項積立の外純益の百分の二十以上を積立て、金塊、外國金通貨又は金勘定の預け金として保有すべし
- 第三十七條 株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年百分の十の割合を超過するときは滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すべし
- 第三十八條 株主に對し配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し毎營業期に於て一年百分の六の割合に達せざる時は政府は創立年度より五年を限り之に達する金額を補給す
- 第三十九條 政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般の事務を監理せしむ
- 第四十條 定款を改正又は變更せむとするときは株主總會に於て決議し政府の認可を受くべし
- 第四十一條 政府は滿洲中央銀行業務監督上必要な命令を發することを得
- 第四十二條 滿洲中央銀行は營業上諸般の狀況を毎月一回政府に報告すべし

附 則

- 第四十三條 滿洲中央銀行開業の際合併する各銀行號の從來營みたる業務は第十八條の規定に拘らず合併の日より一年間之を行ふことを得
- 第四十四條 設立初度の理事及監事は特に政府之を任命す
- 前項の理事及監事は第二十條第二項及第三項に規定する持株數を要せず
- 第四十五條 本法は公布の日より之を施行す

附 則 (康德元年九月一七日勅令第一八八號)

本令は公布の日より之を施行す

(大同元年六月十一日
敕令 第二十七號)

滿洲中央銀行組織辦法

- 第一條 滿洲中央銀行創立の事務を掌らしむる爲政府は滿洲中央銀行創立委員若干名を命ず
- 第二條 創立委員は滿洲中央銀行法に従ひ定款を作成し政府の認可を受くべし
- 第三條 滿洲中央銀行の第一回株式募集額は資本の半額とし政府及創立委員の内特に政府に於て指名したる者之を引受くるものとす
- 前項の引受ありたる時は創立委員は遲滞なく株金額の二分の一を拂込ましむることを要す
- 第四條 創立委員は前條の拂込ありたる時は其の旨を政府に進達し銀行設立の認可を受け其の事務を滿洲中央銀行總裁に引繼ぐべし
- 第五條 前條の手續を終りたるを以て滿洲中央銀行は成立したるものとす
- 第六條 東三省官銀號、邊業銀行、吉林水衡官銀錢號及黑龍江省官銀號(以上舊行號と稱す)は滿洲中央銀行開業と同時に之に合併したるものとす
- 第七條 滿洲中央銀行は總行を新京に置き舊行號總分支行號は總て滿洲中央銀行分支行とす但し滿洲中央銀行の都合に依り其の一部を廢合することあるべし
- 第八條 中華民國内に於ける舊行號分支行號は之を閉鎖し其の債務は當分の間之が支拂を停止す

附錄 滿洲中央銀行組織辦法

第九條 舊行號の行員にして滿洲中央銀行に於て特名したる者は其の行員とし特命なき者は解職せられたるものとす
第十條 各舊行號に於ける資本及諸積立は夫々合併直前其の全額を取崩し之を舊行號整理基金として整理し後日不良資産の缺損償却に充つべし

第十一條 各舊行號より承繼したる資産負債を精査し缺損あるときは政府之を補償す

前項資産の評價其の他に因る缺損の査定は滿洲中央銀行の役員と政府任命委員とを以て組織する査定委員會之を行ふ

第十二條 舊行號は滿洲中央銀行開業の前日營業締切現在を以て公定率に依り換算したる新貨幣單位（分位以下切捨）の貸借對照表を作成し滿洲中央銀行に送付すべし滿洲中央銀行は之に依り合併貸借對照表を作成し政府の許可を得て之を公表すべし

第十三條 附屬事業に對する出資は貸金として整理すべし前條の合併貸借對照表に於ても亦同じ

第十四條 滿洲中央銀行法第四十四條に該當する業務は滿洲中央銀行設立の日より一年以内之を分離し別に設くる會社をして經營せしむるものとす

附 則

本辦法は公布の日より之を施行す

滿洲中央銀行監理官章程

（改正 大同元年七月二日敕令第四十五號）
（改正 康德元年三月一日勅令第十一號）

第一條 滿洲中央銀行監理官は財政部大臣の命を承け該行の一切の事務を監理す

第二條 滿洲中央銀行監理官は財政部理財司長又は財政部大臣の命する財政部官吏を以て之に充つ

第三條 滿洲中央銀行監理官は隨時滿洲中央銀行總分支行に就き銀行諸般の業務を監査し必要ありと認むるときは同行の金庫發行券、庫帳簿及び諸般の文書を檢査し又は銀行役員をして計算書報告書其他の書面を檢印の上差出さしむることを得

第四條 滿洲中央銀行監理官は特に貨幣の製造及び發行を監督し何時にても貨幣の發行高、未發行高、發行準備高及び帳簿を檢査し又は

必要なる書類を差出さしむることを得

第五條 滿洲中央銀行監理官は理事會、監事會、役員總會、地方委員會及び株主總會に出席して意見を陳述することを得、但し表決の數に加はることを得ず

第六條 滿洲中央銀行は該行が法律命令若くは定款に背戻し又は公益を害する行爲ありと認むるときは速に財政部大臣に具申し其の指揮を請ふべし

第七條 滿洲中央銀行監理官は該行將來の方針又は業務の改善若くは定款其他規定の改正に付意見あるときは之を財政部大臣に具申し

第八條 滿洲中央銀行監理官は滿洲中央銀行に對する認可其他の命令に關し主任司處の合議を受くるものとす

第九條 本令は公布の日より之を施行す

二、滿洲中央銀行の發行する貨幣の様式並に製造發行損幣引換及銷却に關する件
（改正 大同元年七月二日敕令第四十六號）
（同 改正 大同元年九月十日敕令第八十三號）
（同 改正 康德元年三月一日勅令第十一號）

第一條 滿洲中央銀行は貨幣の様式を定め若くは之を變更せんとするときは財政部大臣の認可を受くべし

第二條 滿洲中央銀行は製造せんとする貨幣額に付、各種類毎に財政部大臣の認可を受くべし

第三條 滿洲中央銀行は第一條及び第二條の認可を受けたるときは其の貨幣の様式を發行期日より少くとも一箇月前に公告すべし

第四條 滿洲中央銀行の發行する紙幣の番號は一記號毎に百萬とす（大同元年、敕令第八十三號本條改正）

第五條 滿洲中央銀行は左の各號の標準に依り損幣引換を爲すべし

一、表裏兩面を具備せる紙幣にして其の三分の二以上を存するものは券面金額の全額、五分の二以上を存するものは券面金額の半額
二、分裂したる小片なりと雖之を接して同一紙幣の紙片なることを認め得べきものは前號に準ず

附錄 滿洲中央銀行の發行する貨幣の様式並に製造發行損幣引換及銷却に關する件

- 第六條 前條に該当するものと雖、紙幣の紙質、色彩の變化又は其他の原因に依り眞偽鑑別し難きもの及び滿洲中央銀行に於て其の券面に穿孔を施したる形跡あるもの若くは其の疑あるものは之を引換せず
- 第七條 貨幣の銷却は紙幣に於ては燒棄方法に依り又た補助貨に於ては銷解方法に依り滿洲中央銀行監理官立會の上之を執行すべし
- 第八條 本手續に關する細則は滿洲中央銀行總裁之を定め財政部大臣の認可を受くべし
- 第九條 本令は公布の日より之を施行す

銀行法

(改正 大同二年十一月九日敕令第八十六號 康徳元年三月一日勅令第十一號)

- 第一條 左記各號の一に該當する業務を営む者は其の名稱に拘らず總て之を銀行とす
 - 一、預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと
 - 二、爲替取引を爲すこと
- 營業として預金の受入を爲す者は財政部大臣の別に定むる場合を除く外、之を銀行と看做す
- 第二條 銀行業は財政部大臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず
- 第三條 銀行は保護預り其他銀行業に附隨する業務を營む場合の外、財政部大臣の認可を受くるに非ざれば他の事業を營むことを得ず
- 第四條 銀行は左の場合に於ては財政部大臣の認可を受くることを要す
 - 一、商號を變更せむとするとき
 - 二、資本金を變更せむとするとき
 - 三、法人が其の組織を變更せむとするとき

- 四、支店其他の營業所又は代理店を設置又は廢止せむとするとき
- 五、本店支店其他の營業所又は代理店の位置を變更せむとするとき
- 六、支店以外の營業所を支店に變更せむとするとき
- 七、銀行を譲渡し廢止し又は法人が解散せむとするとき
- 八、他の銀行と合併を爲さむとするとき
- 九、法人組織の銀行に於て其の業務を執行する社員及び監察人を定め又は之を變更せむとするとき
- 第五條 株式會社組織の銀行は拂込資本の總額に達する迄は營業年度毎に純益金の十分の一以上を積立つることを要す
- 第六條 銀行の營業年度は一箇年を超ゆることを得ず
- 第七條 銀行は營業年度毎に貸借對照表を公告し且つ業務報告書を財政部大臣に提出することを要す
- 第八條 銀行の營業時間は午前九時より午後三時迄とす、但し營業の都合に依り之を伸長し又は財政大臣の認可を得て之を短縮することを得
- 第九條 銀行の休日は節日、日曜日其他銀行の營業所所在地に行はるる一般の休日に限る
- 銀行が天災其他避くべからざる事變に因り臨時に休業するときは直に其旨を公告し財政部大臣に届出づることを要す
- 第十條 銀行が預金の拂戻を停止するときは直に其旨を公告し事由を具して財政部大臣に届出づべし
- 第十一條 財政部大臣は何時にても銀行をして其の業務に關する報告を爲さしめ又は帳簿書類を提出せしむることを得
- 第十二條 財政部大臣は何時にても部内の官吏に命じて銀行の業務及び財産の狀況を検査せしむることを得
- 第十三條 財政部大臣は銀行の業務又は財産の狀況に依り必要と認むるときは業務の全部又は一部の停止を命じ其他必要なる處分を爲すことを得
- 第十四條 銀行が法令、定款若くは財政部大臣の命令に違反し又は公益を害すべき行爲を爲したるときは財政部大臣は營業の全部又は一部

を停止し法人の業務を執行する社員又は監察人の改任を命じ又は營業の許可を取消すことを得

第十五條 財政部大臣は業務の停止を命じたる銀行に對し其の整理の狀況に依り必要と認むるときは營業の許可を取消すことを得

第十六條 本法施行地外に本店を有する銀行が本法施行地内に支店其他の營業所又は代理店を設け銀行業を営まむるときは各營業所又は代理店毎に代表者を定め第二條の規定に依る許可を受くることを要す

前項の規定に依り許可を受けたるときは其の營業所又は代理店は本法の適用に付之を銀行と看做す

財政部大臣は第一項に依り許可を爲すに際し特に必要なる制限を附し及び第一項に依る許可を受けたる銀行の取締に關し命令を以て別段の規定を設くることを得

第十七條 許可を受けずして銀行業を営みたる者は五千圓以下の罰金に處す

第十八條 左の場合に於ては銀行（銀行法人なるときは法人の業務を執行する社員）を千圓以下の罰金に處す

一、第三條乃至第五條、第八條又は第九條規定に違反したるとき

二、本法に依り財政部總長に提出すべき帳簿書類の提出を怠り、之に記載すべき事項を記載せず又は之に不實の記載を爲したるとき

三、本法に定められたる報告、届出若くは公告を怠り又は不實の届出若くは公告を爲したるとき

四、本法に依る検査に際し帳簿書類の隠蔽、不實の申立其他の方法に依り検査を妨害し又は拒否したるとき

五、本法に依り財政部總長の爲したる命令に違反したるとき

本法施行地外に本店を有する銀行前項各號の規定に該當するときは本法施行地内に於ける支店其他の營業所又は代理店の代表者に前項の規定を適用す

第十九條 本法の施行に關する規定は財政部大臣之を定む

附 則

第二十條 本法は公布の日より之を施行す

第二十一條 本法施行の際現に第一條に掲ぐる業務を営む者は大同三年十二月末日迄に財政部大臣の許可を受くることを要す

前項の規定は第三條の規定に依り認可を受くべき銀行業以外の事業に付之を準用す

前二項の規定に依る許可又は認可の申請は大同三年六月末日迄に之を爲すことを要す

第二十二條 本法施行前財政部大臣の許可を受け本法施行の際現に銀行業を営む者は本法に依り許可を受けたる者と看做す

銀行法施行細則

（改正 大同二年十一月九日財政部令第二十九號）
康徳元年三月一日勅令第十一號

第一條 新設法人にして銀行業を営まむとする者は許可申請書に業務を執行する社員の全員記名捺印し左の書類を添附し財政部大臣に提出することを要す

一、定 款

二、營業所の位置を記載したる書面

三、許可申請前日に於ける日計表

四、預け先の預金證明書

前項の書類の外株式會社に在りては左の書類を添附し株式合資會社に在りては之に準ずべき書類を添附することを要す

一、株式の引受を證するに足る書面

三、株式申込書の雛形並に株式申込人の氏名又は商號、住所及び申込株式數を記載したる書面

三、取締役、監査役又は検査役の調査報告書及び其の附屬書類

四、検査役の報告に關する裁判ありたるときは其の謄本

五、發起人が取締役及び監査役を選任したるときは之に關する書類

六、創立總會の決議録

第二條 既設法人にして其の目的を變更して銀行業を営まむとする者は許可申請書に業務を執行する社員の全員記名捺印し左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す

一、定款

二、法人登記簿の謄本

三、許可申請前日に於ける日計表

四、許可申請の際現に存する取引の性質を知るに足る書面

五、最終の貸借対照表、財産目録、損益計算書及び利益處分に關する書面

六、支店其他の營業所を有する者に在りては其の位置を記載したる書面

前項書類の外、株式會社及び株式合資會社に在りては株主の氏名又は商號及び其の持株數を記載したる書面を添附することを要す

第三條 法人に非ずして銀行業を営まむとする者は其の商號、資本金額及び本店並に支店其他の營業所の位置を記載したる許可申請書に左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す

一、履歷書

二、身分證明書

三、資産調書

第四條 銀行法施行地外に本店を有する法人が銀行法施行地内に支店其他の營業所又は代理店を設け銀行業を営まむとするときは其の支店其他の營業所又は代理店の位置並に之に付き定めたる代表者の氏名及び住所を記載したる許可申請書に法人の代表者署名又は記名捺印し左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す

一、本店の存在を認むるに足る書面

二、法人の代表者たる資格を證する書面

三、營業所の設置が他の官廳（外國官廳を含む）の認可を要するものなるときは其の認可の謄本

四、代理店を設けるときは代理店契約書

五、法人の定款又は法人の性質を知るに足る書面

六、法人最終の貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益の處分に關する書面其他法人の營業狀態を知るに足る書面

七、法人の主なる出資者及び役員の名、國籍及住所を記載したる書面

前項の規定は法人に非ずして銀行法施行地外に本店を有する者が銀行法施行地内に支店其他の營業所又は代理店を設け銀行業を営まむとする場合に之を準用す

第五條 銀行が銀行法第三條に依り認可を受くべき銀行業以外の事業を兼營せむとするときは其の事業の種類を記載したる認可申請書に事業狀況説明書又は事業計畫書を添附して財政部大臣に提出することを要す

第六條 銀行が銀行業又は兼營事業を開始したるときは遅滞なく財政部大臣に届出づることを要す

第七條 銀行業の許可及び兼營事業の認可は之を受けた日より六箇月内に事業の開始を爲さざるときは其の效力を失ふ但し已むを得ざる事由に因り豫め財政部大臣の認可を受けたときは此の限に在らず

第八條 銀行が銀行法第四條第一號乃至第七號、第九號及第八條但書の認可を受けむとするときは認可申請書に左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す

一、理由書

二、法人が認可を受くる事項にして定款の變更を伴ふ場合には株式會社に在りては株主總會の決議録、合名會社及び合資會社に在りては總社員の同意ありたることを知るに足る書面、株式會社に在りては株主總會の決議録及總社員的一致ありたることを知るに足る書面

三、法人が資本金を變更する場合には公司法第四十八條第一項の規定に依る貸借対照表及財産目録並に同條第二項及第九十八條第一項

- の規定に依る通知、通告、公告又は聲明を爲したることを知るに足る書面
- 四、合資會社の組織を変更して合名會社となす場合には貸借對照表、定款及び組織變更に關する無限責任社員全員の同意ありたることを知るに足る書面
- 五、株式合資會社の組織を変更して株式會社と爲す場合には、貸借對照表、定款及び組織變更に關する總會の決議録並に無限責任社員の一致ありたることを知るに足る書面
- 六、支店其他の營業所又は代理店を廢止せむとするときは廢止の年月日及預金者に對する處置を記載したる書面
- 七、法人が解散し又は銀行業を廢止せむとするときは最近の日計表、資産負債の内容を明にしたる書面及預金拂戻の方法を記載したる書面
- 八、法人組織の銀行に於て業務を執行する社員及監査役を定め又は之を変更せむとするときは第二號に掲げたる書面の外、各社員及監査役の履歷書、身分證明書並に資産調査
- 九、銀行業を讓渡せむとするときは當事者連署せる讓渡に關する契約書及第一條乃至第三條に記載せる書類
- 銀行が銀行法第四條第八號の認可を受けむとするときは認可申請書に左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す
- 一、理由書
- 二、第一項第二號に掲げたる書面
- 三、合併に關する契約書
- 四、合併に因り存続する法人又は合併に因り設立する法人の定款
- 五、公司法第四十八條第一項の規定に依り作成したる貸借對照表及財産目録
- 六、公司法第四十八條第二項の規定に依る通知、公告又は聲明を爲したることを知るに足る書面
- 第九條 銀行が銀行法第四條第一號乃至第六號の事項に付認可を受けた日より六箇月内に之を實行せざるときは其の認可は效力を失ふ

但し已むを得ざる事由に因り豫め財政部大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

前項の規定は第一條第一項第二號の書面、第三條及第八條第二項の許可又は認可申請書に記載したる營業所に付之を準用す

第十條 銀行法第七條の業務報告書は營業の景況を記載したる書面に貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書面を添附し營業年度經過後一箇月内に財政部大臣に提出することを要す、但し已むを得ざる事由あるときは財政部大臣の認可を受けて延長することを得前項の場合に於て銀行業以外の事業を兼營する銀行に在りては貸借對照表及び損益計算書は銀行業、兼營事業及び兩者合併の分を各別に作成し提出するものとす

第十一條 銀行が預金の拂戻を停止するとき直に銀行法第十條の届出を爲したる後遅滞なく左の書類を財政部大臣に提出することを要す

一、預金拂戻停止前日の日計表及各種預金貸出金の口數を記載したる書面

二、預金の拂戻を停止するに至りたる經過を記載したる書面

三、資産負債の内容を明にしたる書面

四、預金の拂戻に關し執らむとする處置又は方針を記載したる書面

第十二條 銀行は左の場合に於ては遅滞なく其の理由を具して財政部大臣に届出づることを要す

一、定款を変更したるとき

二、銀行法第四條及第八條但書に依り認可を受けたる事項を實行したるとき

三、銀行法第八條但書に依り營業時間を伸長したるとき

四、銀行を代表する社員若しは支那人又は銀行法第十六條第一項の營業所若しは代理店の代表者の就任又は退任ありたるとき

五、代理店契約の變更、消滅又は更新ありたるとき

六、銀行法第九條第二項の事由に因り休業したる銀行が開業したるとき

七、預金拂戻停止中の銀行が預金の拂戻を開始したるとき

八、破産の宣告を受け、破産宣告に對し抗告を爲し又は抗告に對し裁判所の決定を受けたるとき
九、強制和議認可の決定が確定し又は強制和議が其の效力を失ひたるとき

前項第一號の場合に於ては第八條第一項第二號に掲ぐる書面、第一號及第五號の場合に於ては變更したる條項を記載したる書面、第七號の場合に於ては預金拂戻開始前日の日計表を添附することを要す

第十三條 本細則に依る届出若し書類の提出を怠り又は其の届出若し提出書類に虚偽の記載を爲し又は事實を隠蔽したるときは銀行（銀行法人なるときは法人の業務を執行する社員）を五百圓以下の罰金に處す

附 則

第十四條 本令は公布の日より之を施行す

第十五條 法人が銀行法第二十一條に依り銀行業の許可を受けむとする場合には許可申請書に業務を執行する社員の全員記捺名印し第二條に規定せる書面を添附して財政部大臣に提出することを要す

第十六條 法人に非ざる者が銀行法第二十一條に依り銀行業の許可を受けむとする場合には許可申請書に第三條の許可申請書に記載すべき事項を記載し且同條に依り添附すべき書類の外、左の書類を添附して財政部大臣に提出することを要す

一、許可申請前日の日計表

二、營業狀況を記載したる書面

第十七條 本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地内に於ける支店其他の營業所又は代理店が銀行法第二十一條に依り銀行業の許可を受けむとする場合には許可申請書に其の營業所又は代理店の代表者署名又は記名捺印し第四條第一項第一號及第四號乃至第七號の書面を添附して財政部大臣に提出することを要す

第十八條 銀行が銀行法第二十一條に依り兼營業の認可を受けむとする場合には認可申請書に事業の種類及狀況を記載したる書面を添附して財政部大臣に提出することを要す

銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に関する件

（改正 大同二年十一月九日財政部令第三十號 康徳元年三月一日勅令第十一號）

第一條 銀行法施行地外に本店を有する銀行が銀行法施行地内に支店其他の營業所又は代理店を設け銀行業を営む場合に於ては銀行法第四條及第五條の規定は之を適用せずして本令の定むる所に依る

第二條 前條の銀行が銀行法第十六條第一項の營業所又は代理店の位置若し種類を變更し又は該營業所又は代理店に於ける銀行業を譲渡若し廢止せむとするときは其の營業所又は代理店の代表者に於て財政部大臣の認可を受けることを要す

第三條 第一條の銀行が銀行法第十六條第一項の營業所又は代理店に於ける銀行業を廢止したる場合に於て他に銀行法第十六條第一項の營業所又は代理店を有するときは財政部大臣は廢止したる營業を他の營業所又は代理店をして引繼かしむることを得

銀行法第十六條第一項の營業の許可を取消されたる場合亦同じ

第四條 第一條の銀行に付左に掲ぐる事由の生じたるときは銀行法第十六條第一項の營業所又は代理店の代表者は遅滞なく其旨を財政部大臣に届出づることを要す

一、商號の變更

二、資本金の變更

三、法人組織の變更

四、本店所在地の變更

五、本店に於ける銀行業の廢止

六、解散又は合併

第五條 財政部大臣は第一條の銀行にして銀行法施行地内に營業所又は代理店を設け銀行業を営む者に對し營業所又は代理店毎に必要と

附録

銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に関する件

認むる金額の供託を命ずることを得

前項の供託は國債證券若は財政部大臣の認可を受けたる有價證券を以て之を爲すことを得

附 則

第六條 本令は公布の日より之を施行す

金融合作社法

(改正 康徳元年九月十七日勅令第百十七號
康徳元年十二月十三日勅令第百八十六號)

第一章 總 則

第一條 金融合作社は社員の經濟を發達せしむる爲其の金融を圖るを目的とする社團法人とす

第二條 社員は金融合作社の區域内に住所を有する者に限る

第三條 金融合作社の住所は其の主事務所の所在地に在るものとす

第四條 金融合作社の名稱中には金融合作社なる文字を用ふることを要す

金融合作社に非ざれば其の名稱中に金融合作社たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第五條 金融合作社は左の業務を行ふものとす

一、社員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること

二、社員の爲に預金を受入るゝこと

三、社員の爲に一定期日に一定金額の給付を爲すことを約し同期日迄に定期に又は數回に金錢を受入るゝこと

金融合作社は財政部大臣の認可を受け社員に非ざる者より預金を受入れ又は社員に非ざる者の爲前項第三號の業務を行ふことを得

財政部大臣の指定する市街地が其の區域に屬する金融合作社は財政大臣の認可を受け第一項第一號に掲ぐる資金の爲手形の割引を爲すこ

とを得

第六條 金融合作社は財政部大臣の認可を受け他の金融合作社、銀行若は金融業者の業務を代理し又は銀行若は金融業者の業務の媒介を爲すことを得

第七條 財政部大臣必要ありと認むるときは金融合作社の業務を制限することを得

第八條 金融合作社は財政部大臣の認可を受くるに非ざれば借入金爲すことを得ず

第九條 業務上の遊金は金融合作社聯合會に預入するの外之を利用することを得ず但し特別の事由あるときは財政部大臣の指定する銀行に預入し又は郵便貯金と爲すことを得

第十條 金融合作社は業務の爲必要な物件を取得し又は債務辨済の爲物件を引受くる場合を除くの外動産又は不動産を取得することを得ず

第十一條 本令に定むるもの外金融合作社の業務の取締に關し必要な事項は財政部大臣之を定む

第二章 設 立

第十二條 金融合作社を設立せんとするときは設立者定款を作成し財政部大臣の許可を受くべし

第十三條 定款には本令及本令に基きて發する命令に規定するものゝ外左の事項を記載すべし

一、目的

二、名稱

三、區域

四、主事務所及分事務所の所在地

五、出資一口の金額及其の拂込の方法

六、第一回の拂込金額

附録 金融合作社法

- 七、準備金積立の方法
- 八、剰餘金の處分及缺損の補填に關する規定
- 九、社員たる資格に關する規定
- 十、社員の加入及脱退に關する規定
- 十一、解散の事由を定めたるときは其の事由
- 十二、業務の執行に關する規定
- 第十四條 財政部大臣必要ありと認むるときは金融合作社の區域及事務所所在地の變更を命ずることを得
- 第十五條 金融合作社は社員の数に限定することを得ず
- 第十六條 出資一口の金額は五圓以上三十圓以下とし均一に之を定むべし
- 第十七條 設立者設立の許可を受けたるときは遅滞なく其の社員たるべき者をして第一回の拂込金に相當する金額を拂込ましむべし
- 第十八條 前條の拂込ありたるときは二週間内に各事務所に於て左の事項を登記すべし
- 一、目的
- 二、名稱
- 三、區域
- 四、主事務所及分事務所
- 五、出資一口の金額及其の拂込の方法
- 六、設立許可年月日
- 七、前條の規定に依り拂込を受けたる總口數及總金額
- 八、解散の事由

金融合作社設立後新に事務所を設けたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て登記を爲すべし

社長、理事、副理事又は監事の認可、任命又は選任ありたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て其の住所及氏名を登記すべし

第十九條 金融合作社は其の主事務所の所在地に於て前條第一項の登記を爲したるとき成立す

第二十條 登記したる事項に變更を生じたるときは二週間内に各事務所の所在地に於て其の變更登記を爲すべし

前項の規定に依り登記を爲す以前に在りては其の變更を以て他人に對抗することを得ず
分事務所の所在地に於て第一項の規定に依る登記を爲さざるときは前項の規定は當該分事務所の所在地に於て爲したる行爲に付てのみ之を適用す

金融合作社の出資總口數及拂込金總額は其の毎事業年度末現在に依り年度終了後一月以内に各事務所の所在地に於て之を登記すべし

第二十一條 土地又は行政區劃の名稱に變更ありたるときは登記簿の記載は當然變更したるものと看做す

前項の變更ありたる時は金融合作社は遅滞なく之を登記所に通知すべし

前項の通知を受けたるときは登記所は登記簿の記載を變更すべし

第一項の規定は金融合作社の區域及事務所所在地に關する定款の記載に之を準用す

第二十二條 本令の規定に依り登記すべき事項に付當該官署の許可又は認可を要するものは其の許可書又は認可書の到達したる時より登記期間を起算す

第三章 社員の權利義務

- 第二十三條 社員は一口以上出資することを要す
- 第二十四條 社員の責任は出資額を以て其の限度とす
- 第二十五條 社員は拂込むべき出資に付相殺を以て金融合作社に對抗することを得ず
- 第二十六條 社員は金融合作社の承諾を得るに非ざれば其の持分を讓渡することを得ず

社員に非ざる者の持分の譲受けに關しては第六十五條第一項の例に依る

第二十七條 社員は持分は之を質權の目的と爲すことを得ず

第二十八條 社員は持分は之を共有することを不得ず

第二十九條 持分の譲受人は其の持分に付譲渡人の權利義務を承継す

第四章 管 理

第三十條 金融合作社に社長、理事一人、監事二人及評議員五人を置く必要ある場合に於ては財政部大臣の認可を受け副理事一人を置くことを得但し定款に初段の定ある場合は監事三人以上、評議員六人以上、副理事二人以上を置くことを妨げず

社長は總會に於て社員中より選任し財政部大臣の認可を受くべし

理事及副理事は財政部大臣之を任免す

理事及副理事には財政部大臣の指定する給料及手當を給すべし

監事及評議員は總會に於て社員中より之を選任す

第三十一條 監事は社長、理事、副理事及評議員其他金融合作社の職員と相兼ねることを得ず

第三十二條 社長の任期は三年とす、但し其の任期満了の日が年度終了後該年度の決算に關する總會終結前に在るときは該總會の終結に至る迄其の任期を伸長す

監事の任期は二年とし評議員の任期は一年とす但し定款を以て別段の定を爲すことを妨げず

第三十三條 社長及監事の選任は總社員の半数以上出席したる總會に於て之を決す

第三十四條 社長は理事と共同して金融合作社を代表す、但し金融合作社の常務に付ては理事單獨に之を代表す

社長又は理事に對して爲したる意思表示は金融合作社に對して其の效力を生ず

社長は定款に別段の定ある場合を除くの外總會及評議員會の議長と爲る

社長事故あるときは理事之を代理し關員の場合には理事其の職務を行ふ

理事は定款の定むる所に依り金融合作社の業務を執行す

理事は總會及評議員會に出席し意見を述べることを得

副理事は社長及理事を輔佐し理事事故あるときは定款の定むる所に依り其の職務を代理す

副理事の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを不得す

第三十五條 金融合作社は社長、理事、又は副理事が其の職務を行ふに付他人に加へたる損害を賠償するの責に任ず

第三十六條 監事は金融合作社の財産及業務執行の状況を監査す

監事は金融合作社の財産又は業務執行に付不正又は不當の點ありと認むるときは之を財政部大臣に具申すべし

第三十七條 金融合作社と社長、理事、又は副理事との間に於ける法律行爲に付ては監事金融合作社を代表す金融合作社と社長、理事又は副理事との間に於ける訴訟に付亦同じ

第三十八條 評議員は評議員會を組織す

評議員會は社長之を招集す

評議員會は本令又は本令に基きて發する命令及定款に定むる事項を決議す其の決議の方法は定款の定むる所に依る

評議員會は金融合作社の業務に關し社長又は理事に對し意見を述べることを得

第三十九條 定時總會は毎年一回定款に定むる時期に於て社長之を招集す

第四十條 臨時總會は社長必要ありと認むるとき之を招集す

第四十一條 社員は總社員五分の一以上の同意を得て書面を以て目的及理由を示し臨時總會の招集を請求することを得此の場合に於て社長は一月以内に之を招集することを要す

社長前項の場合に於て正當の事由なくして總會招集の手續を爲さざるときは監事に於て之を招集すべし

第四十二條 總會を招集せんとするときは少くも十日前に其の會議の目的たる事項を記載したる招集狀を發することを要す

第四十三條 總會に於ては招集狀に記載したる事項に付てのみ決議を爲すものとす

第四十四條 總會の決議は本令又は定款に別段の定ある場合を除くの外出席社員の過半数を以て之を爲し可否同數なるときは議長の決する所に依る

第四十五條 社員の表決權は平等とす

第四十六條 社員は代理人を以て表決權を行ふことを得

代理人は社員又は同居の親族なることを要す

代理人は代理權を證する書面を金融合作社に差出すべし

第四十七條 社長、理事、監事又は社員は總會の招集又は決議が法令又は定款に違反すと認むるときは其の決議の取消を財政部大臣に申請することを得

第四十八條 金融合作社は定款の定むる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得

前項の場合に於ては定款に總代の員數、任期及選任に關する規定を設けることを要す

總會に關する規定は第四十六條の規定を除くの外總代會に之を準用す

第四十九條 總會、評議員會又は總代會に於て社員、評議員又は總代の一身上の事件に付決議を爲す場合に於ては當該社員、評議員又は總代は表決の數に加はることを得ず

第五十條 社長及理事は定時總會の招集の日より少くも一週間前に貸借對照表、財産目録、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提出し且定時總會の終結の日迄之を主事務所に備へ置くべし

社員及金融合作社の債權者は前項の規定に依り主事務所に備附けたる書類の閲覽を請求することを得

第五十一條 社長及理事は前條第一項に規定する書類及之に關する監事の意見書を定時總會に提出して其の承認を求むべし

社長及理事は前項の承認を得たるときは二週間内に該書類を財政部大臣に提出し且貸借對照表を公告すべし

第五十二條 定款の変更は總會の決議を経たる後財政部大臣の認可を受けることを要す

第三十三條の規定は前項の決議に之を準用す

第五十三條 金融合作社は定款及社員名簿を主事務所に備へ置くべし

社員及金融合作社の債權者は前項に規定する書類の閲覽を請求することを得

第五十四條 社員名簿には左の事項を記載すべし

一、氏名及住所

二、出資口數

三、出資各口に付拂込みたる金額及其の拂込の年月日

四、持分の譲渡又は讓受の年月日

第五十五條 金融合作社が其の社員に對して爲す通知又は催告は社員名簿に記載したる住所に宛つるを以て足る

前項の通知又は催告は通常到達すべかりし日に到達したるものと推定す

第五十六條 金融合作社の事業年度は一年とす

第五十七條 金融合作社が出資一口の金額減少に關する定款變更の認可を受けたるときは二週間内に貸借對照表及財産目録を作製すべし

金融合作社は前項の期間内に其の債權者に對し異議あるときは一定期間内に之を申出づべき旨前項の規定に依り作製したる貸借對照表及財産目録と共に定款の定むる方法に依り公告し且知れたる債權者には各別に之を催告すべし但し其の期間は二月を下ること得ず

第五十八條 債權者が所定の期間内に異議を申出でたるときは金融合作社は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば出資一口の金額を減少することを得ず

第五十九條 金融合作社は損失を補填したる後に非ざれば剩餘金の處分を爲すことを得ず

第六十條 金融合作社は準備金として出資總額並に預金及定期積金總額の合計額に達する迄毎事業年度の剩餘金の四分の一以上を積立つべし
剩餘金は拂込出資額の年一割以下の割合を以て配當を爲すことを得但し社員が其の出資額全部の拂込を終る迄は配當すべき剩餘金は其の拂込に充つべし

第一項の準備金第二項の配當金を控除したる剩餘金の殘額の處分に關しては財政部大臣之を定む

第六十一條 前條第一項の準備金は左の場合を除くの外之を使用することを得ず

一、損失の補填に充つるとき

二、金融合作社の區域の一部が他の金融合作社の區域に屬するに至りたる場合に於て財政部大臣の認可を受け其の一部を他の金融合作社に讓與するとき

第六十二條 金融合作社は第五條第二項の規定に依り受入れたる金額の三分一以上を財政部大臣の定むる所に依り管理すべし

前項の管理金額は毎年四月及十月各末日現在受入金額に依り之を定む

第五條第二項の規定に依る預金者及給付金の債權者は其の預金及給付金に關しては第一項の規定に依る管理金に付他の債權者に先だち辨濟を受くるの權利を有す

第六十三條 金融合作社は社員持分を取得することを得ず

第五章 加入及脱退

第六十四條 社員の加入は評議員會の加入承諾の決議を経ることを要す

前項の規定に依り加入承諾の決議を経たる者は定款の定むる所に依り直ちに第一回の出資拂込を爲すべし

加入申込前項の拂込を爲したるときは社員たる資格を取得す

第六十五條 社員は事業年度の終に於て脱退することを得但し三月以前に其の豫告を爲すことを要す

第六十六條 社員は左の各號の一に該當する事由あるときは脱退したるものとす

一、社員たる資格の喪失

二、死 亡

三、禁治產の宣告

四、除 名

第六十七條 除名の事由は定款を以てを定むべし

除名は評議員會の決議を経ることを要す

前項の決議は評議員の三分の二以上出席したる評議員會に於て出席評議員の過半数を以て之を爲すことを要す

除名は除名したる社員に通知するに非ざれば之を以て當該社員に對抗することを得ず

第六十八條 脱退したる社員は金融合作社に對し其の出資拂込に相當する金額の拂戻を請求することを得

前項の規定に依る拂戻請求權は二年間之を行はざるときは時効に因り消滅す

第六十九條 社員脱退したる年度に於て金融合作社が其の財産を以て其の債務を完済するに足らざるときは當該脱退社員に對し其の出資額を限度とし其の負擔に歸すべき金額の拂込を請求することを得

第七十條 社員死亡に因り脱退したるときは前二條の規定の適用に付ては其の相續人を以て脱退社員と看做す

第六章 監 督

第七十一條 金融合作社は財政部大臣之を監督す

財政部大臣必要ありと認むるときは本令に定むる權限の一部を省長をして行はしむることを得

第七十二條 財政部大臣は何時にても金融合作社に對して其の業務及財産の狀況の報告を命ずることを得

當該官吏は何時にても金融合作社の業務及財産の狀況を檢查することを得

第七十三條 財政部大臣は金融合作社の業務又は財産の状況に依り金融合作社に對し財産の供託を命じ其の必要なる命令を爲すことを得
第七十四條 金融合作社が本令若しくは本令に基きて發する命令又は定款の規定に違反したるとき、本令若しくは本令に基きて發する命令に依りて爲す處分に服従せざるべきとき、公益を害する虞ありと認むるとき又は事業の繼續困難なりと認むるときは財政部大臣は總會若しくは評議員の決議を取消し社長、監事若しくは評議員の改選を命じ又は事業の停止を命ずることを得

前項の場合に於て財政部大臣必要ありと認むるときは金融合作社の解散を命ずることを得

第七章 解散及合併

第七十五條 金融合作社は左の各號の一に該當する事由に因りて解散す

一、定款に定めたる解散事由の發生

一、總會の決議

三、合併

四、社員の缺亡

五、前條第二項の規定に依る命令

第七十六條 第三十三條の規定は解散及合併の決議に之を準用す

第七十七條 總會の決議に因る解散又は合併は財政部大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第七十八條 金融合作社が第七十五條第一號、第二號又は第四號の事由に因り解散したるときは二週間内に各事務所の所在地に於て其の登記を爲すべし

第二十條第二項及第三項の規定は解散の登記に之を準用す

第七十九條 第五十七條及第五十八條の規定は金融合作社の合併の場合に之を準用す

第八十條 金融合作社が合併を爲したるときは二週間内に各事務所の所在地に於て合併後存続する金融合作社に在りては變更の登記を爲し

合併に因り解散する金融合作社に在りては解散の登記を爲し合併に因りて設立する金融合作社に在りては第十八條第一項の登記を爲すべし

第八十一條 合併後存続する金融合作社又は合併に因りて設立する金融合作社は合併に因りて解散する金融合作社の權利義務を承継す

第八十二條 解散したる金融合作社債務を完済し残余の財産あるときは定款の定むる所に依り之を社員に分配することを要す

第八章 清算

第八十三條 金融合作社解散したるときは合併に因る場合を除くの外本章の規定に依り清算を爲すことを要す

第八十四條 清算人は財政部大臣之を任免す

第八十五條 清算人は就任後二週間内に各事務所の所在地に於て其の住所及氏名を登記すべし

前項の規定に依り登記したる事項に變更ありたるときは清算人は二週間内に各事務所の所在地に於て其の登記を爲すべし

第二十條第二項及第三項の規定は清算人に關する登記に之を準用す

第八十六條 清算人の職務左の如し

一、現務の結了

二、債權の取立及債務の辨濟

三、残余財産の引渡

清算人は前項の職務を行ふ爲必要なる一切の行爲を爲すことを得

清算人は總會の決議を経るに非ざれば報酬を受くることを得ず

第八十七條 財政部大臣は何時にても清算人に對し清算事務及清算財産の状況の報告を命ずることを得

當該官吏は何時にても清算事務又は清算財産の状況を検査することを得

財政部大臣は清算財産の状況に依り清算人に對し清算財産の供託を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得

理事長及副理事長の任期は五年とし理事の任期は三年とす但し任期中と雖も財政部大臣必要ありと認むるときは解任することを妨げず監事は金融合作社の代表者中より總會に於て之を選任す

監事の任期は二年とす但し定款を以て別段の定を爲すことを得

第六六條 聯合會に參與若干人を置き理事長の諮問に應ぜしむ

參與は財政部大臣之を命じ其の任期を二年とす

第六七條 理事長は聯合會を代表し其の事務を綜理し總會の議長と爲る

副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長副員のときは其の職務を行ふ

理事長及副理事長共に事故あるときは財政部大臣は理事の一人をして理事長の職務を代理せしむ

理事は定款の定むる所に依り理事長の命を承け聯合會の事務を分掌す

監事は聯合會の財産及業務執行の状況を監査す

第六八條 總會には各金融合作社より其の代表者各一人出席す

總會を招集せんとするときは少くも三週間前に其の會議の目的たる事項を記載したる招集狀を發することを要す

第六九條 聯合會は預金の積立準備金として預金總額の十分の一以上を財政部大臣の定むる所に依り管理すべし

第七十條 會員は其の解散に因り脱退す

第七十一條 聯合會の登記に付ては各事務所所在地を管轄する地方法院又は縣司法機關を以て管轄登記所とす(八六號本條中改正)

登記所に金融合作社聯合會登記簿を備ふ

第七十二條 第三條、第四條、第七條、第八條、第十條乃至第十四條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條乃至第二十九條、第三十一條、第三十三條、第三十四條第六項及第八項、第三十五條、第三十六條第二項、第三十七條、第三十九條乃至第四十一條、第四十三條乃至四十七條、第四十九條乃至第五十六條、第五十九條乃至第六十一條、第六十三條、六十

八條、第六十九條、第七十一條乃至第七十八條、第八十二條乃至第九十二條、第九十五條及第九十七條乃至第九十九條の規定は金融合作社聯合會に之を準用す

前項の規定に依り準用する條項中社長とあるは理事長、理事とあるは副理事長、副理事とあるは理事とす

第十一章 罰 則

第七十三條 金融合作社の社長、理事、副理事、監事若し清算人又は聯合會の理事長、副理事長、理事、監事若し清算人は左の場合に於ては五圓以上百圓以下の科料に處す

一、監督官署の認可を受くべき場合之を受けざる時

二、本令に依り登記を爲すべき場合之を怠り又は不正の登記を爲したるとき

三、官署又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したるとき

四、本令に依る公告、報告、具申又は催告を爲すべき場合之を怠り又は不正の公告、報告、具申又は催告を爲したるとき

五、第九條、第十條、第五十八條、第五十九條、第六十條第一項、第六十一條、第六十二條第一項又は第九十九條の規定に違反したるとき

六、第五十條第一項若し第五十三條第一項の規定に違反し又は正當の理由なくして第五十條第二項若し第五十三條第二項の規定に依る書類閲覧の請求を拒みたる時

七、第九十條の規定に違反したるとき

第七十四條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金に處す

一、第四條第二項の規定に違反したる者

二、第七條又は第七十四條の規定に依る業務の制限若し停止の命令に違反したる者

三、第七十二條第二項若し第八十七條第二項の規定に依る當該官吏の職務の執行を阻害したる者

四、第七十三條又は第八十七條第三項の規定に依る命令に違反したる者

第百十五條 使用人使用主の業務に關し本令の規定に違反する行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外使用主をも處罰す但し使用主心神喪失者又は營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者なるときは其の法定代理人を處罰す

第百十六條 法人の使用人法人の業務に關し本令の規定に違反する行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外業務を執行する社員又は役員をも處罰す

法人の業務を執行する社員又は役員前項の行爲を爲したるときは其の社員又は役員を處罰す

第百十七條 第百十五條又は前條第一項の場合に於て處罰を受くべき使用主、法定代理人、社員又は役員が當該違反行爲を防止する途なかりしことを證明したるときは之を罰せず

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本令施行の際金融合作社なる名稱を用ふる組合又は法人は本令施行後三月以内に限り第四條第二項の規定に拘らず其の名稱を用ふることを得

附 則

（康徳元年十二月十三日勅令第四百八十六號）

本令は公布の日より之を施行す

金融合作社法施行規則

（改正 康徳元年九月二十九日財政部令第二十九號）
康徳二年八月三十日財政部令第四十五號

第一章 總 則

第一條 本令に於て都市金融合作社と稱するは金融合作社法第五條第三項の規定に依り財政部大臣の認可を受け手形の割引を爲す金融合作社村落金融合作社と稱するは其の他の金融合作社、聯合會と稱するは金融合作社聯合會を謂ふ

第二條 金融合作社其の業務を開始したるときは遲滞なく其の旨財政部大臣に届出づべし

第三條 金融合作社分事務所を設置せんとするときは其の名稱、所在地、區域及業務の種類を定め財政部大臣の認可を受くべし之を變更し又は分事務所を廢止せんとするときは亦同じ

前項の分事務所に於て業務を開始したるときは遲滞なく其の旨財政部大臣に届出づべし

第四條 金融合作社の業務時間は午前九時より午後三時迄とす

金融合作社は財政部大臣の認可を受け前項の時間を變更することを不得

第五條 金融合作社の休日は節日、日曜日其の他事務所所在地に行はるゝ一般休日とす

金融合作社が天災其の他避くべからざる事變に因り臨時に休業したるときは直ちに其の旨公告し財政部大臣に届出づることを要す

第六條 金融合作社の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る（康・二、部令第四五號本條中改正）

第七條 金融合作社法第六十二條の規定に依る管理金は聯合會に預入することを要す

前項管理金を聯合會に預入したるときは遲滞なく其の旨財政部大臣に届出づべし法定の最低管理金額を超過する部分を引出したるとき亦

同じ

第八條 金融合作社は毎事業年度に於ける資金の運轉其の他業務上の計畫を定め之を年度開始一月前迄に財政部大臣に届出づし但し金融合作社成立當初の年度に限り其の成立後遲滞なく届出づべし

第九條 金融合作社は毎事業年度の經費豫算を定め之を年度開始一月前迄に財政部大臣に提出し認可を受くべし但し金融合作社成立當初の年度に限り其の成立後遲滞なく認可を受くべし經費豫算を追加更正せんとするときは亦同じ

經費豫算に定めたる各項の金額は彼此流用することを不得す

第十條 金融合作社は左に規定する事項に付ては財政部大臣の認可を受くべし

- 一、業務、職制、給與、旅費、身元保證、服務及懲戒に關する諸規則の制定又は變更
- 二、業務用土地、建物の取得若は處分又は業務用建物の新築、改築、増築若は移築

- 三、預金及貸付金の利率又は手形の割引歩合の決定若は變更
- 四、定期預金の複利計算に依る利廻の決定若は變更
- 五、損失の補填以外の特別準備金の處分
- 六、財産目録に掲記したる財産の價額の増加
- 七、缺損に屬すべき債權の整理
- 八、債務辨濟の爲に引受けたる不動産の處分

前項第一號の諸規則にして財政部大臣の定むる準則に依り制定し又は變更するものは認可を受くるを要せず
前項の規定に依り諸規則を制定又は變更したるときは遲滞なく其の旨財政部大臣に届出づべし

第十一條 社長、監事及評議員は定款の規定又は總會若は總代會の決議を経るに非ざれば報酬を受くることを得ず

第十二條 金融合作社に於て理事更迭したるときは事務引繼をなし引繼書の副本を財政部大臣に提出すべし

第十三條 總會又は總代會を開かんとするときは開會十五日以前に會議の目的たる事項、開會の日時及場所を財政部大臣に届出づべし

第十四條 金融合作社の監事は毎年二回以上金融合作社の財産及業務執行の状況を監査し其の結果を財政部大臣に届出づべし

第十五條 金融合作社の公告は各事務所の掲示場に之を爲すべし

第十六條 出資一口の金額減少に關する定款變更の認可申請書及總會の決議に因る解散の認可申請書には貸借対照表及財産目録を添附すべし

第十七條 合併の認可申請書には合併契約書、貸借対照表、財産目録及合併後存續する金融合作社又は合併に因りて設立する金融合作社の定款を添附すべし

第十八條 金融合作社の清算人は金融合作社法第八十八條に依り總會の承認を経たる時は貸借対照表及財産目録を財政部大臣に提出すべし

清算人は毎月清算事務報告書及貸借対照表を作製し翌月十五日迄に財政部大臣に提出すべし

第十九條 金融合作社又は本令に依り財政部大臣に提出する書類は聯合會を経由すべし

前項の書類にして總會若は總代會又は評議員會の決議を経べき事項に係るものは其の決議録の謄本を添附すべし

第二十條 金融合作社は毎月第一號様式に依り實際報告表を作製し翌月五日迄に財政部大臣に發送すべし

第二十一條 貸借対照表、財産目録、事業報告書及剩餘金處分案は第二號様式に依り作製すべし

第二十二條 金融合作社は新に加入する者より加入金を徴し又は新に出資口數を増加する者より増口金を徴することを得ず

第二十三條 剩餘金より法定準備金、配當金及次年度繰越金を控除したる殘額を特別準備金として積立つることを要す

第二十四條 損失の補填は先づ特別準備金を以て充て次に法定準備金を以てすべし

第二十五條 金融合作社が金融合作社法第六十一條第二號の規定に依り讓與を受けたる財産は之を法定準備金に組入るべし金融合作社が贈與を受けたる財産又は脱退したる社員に對し譲與を爲さざりし金額に付亦同じ

第二十六條 毎事業年度に於ける損益計算を爲すに當り未拂利息及未收利息は左の規定に依り之を處理すべし

一、定期預金、定期預金及借入金の未拂利息にして其の年度の負擔に屬すべき額は之を支拂に立つべし

二、未收利息は収入に立つることを得ず但し預金及有價證券の利息に付ては此の限に在らず

第二章 貸付及手形割引

第二十七條 都市金融合作社に在りては一社員に對する貸付及手形割引の總額は千圓を超過することを得ず但し不動産、動産、定期預金證書、据置預金證書、定期預金證書又は有價證券を擔保とするときは三千圓迄を貸付することを得

材落金融合作社に在りては一社員に對する貸付の總額は二百圓を超過することを得ず但し不動産、動産、定期預金證書、据置預金證書、定期預金證書又は有價證券を擔保とするときは五百圓迄を貸付することを得

貸付の擔保として徴し得る有價證券は財政部大臣之を指定す

第二十八條 貸付の期間は都市金融合作社に在りては六月内、村落金融合作社に在りては一年内とす

貸付金の用途の性質長期の償還を必要とするときは不動産、動産、定期預金證書、据置預金證書、定期預金證書又は有價證券を擔保とする場合に限り十年内の年賦償還若しくは月賦償還又は五年内の定期償還の方法に依りて之を貸付することを得

第二十九條 前條第二項の貸付に要する資金は借入金の外出資拂込金、法定準備金及特別準備金の三分の二以内並に定期預金、据置預金及定期預金の三分の一以内を以て之に充つることを得但し借入金に依らざる貸付金の總額は出資拂入金、法定準備金及特別準備金の總額を越ゆることを得ず

第三十條 都市金融合作社に非ざれば手形に依り貸付を爲すことを得ず

手形貸付を爲す場合に於ては其の借主を約束手形に在りては振出人、爲替手形に在りては引受人と爲し償還義務者をして支拂拒絶證書の作製を免除せむべし

手形貸付に付ては其の貸付期間九十日を越えざるものに限り利息の先取を爲すことを得

第三十一條 手形は九十日以内に支拂期日の到來すべきものに非ざれば割引を爲すことを得ず

第三十二條 都市金融合作社は期間六月内の當座貸越の契約に依る貸付を爲すことを得

第三十三條 金融合作社は社員信用程度表を備へ置き異動の都度之を整理すべし

金融合作社は毎年一回以上各社員の信用状態を調査すべし

貸付又は手形割引の金額は信用程度表に依る信用程度を超過することを得ず但し擔保を徵する場合は此の限に在らず

第三十四條 擔保を徵せずして貸付又は手形割引を爲す場合に於ては定款に別段の定ある場合を除くの外確實なる保證人又は確實なる手形上の従たる債務者を立てしむることを要す

前項の場合に於て社員を保證人と爲すときは其の金融合作社に對する主たる債務と保證債務とを合せて前條の信用程度表に依る信用程度を超過せざることを要す社員を手形上の従たる債務者と爲すとき亦同じ

第三十五條 擔保を徵して貸付又は手形割引を爲す金額は金融合作社に於て鑑定したる擔保評價額の十分の七以内とす但し定期預金證書、据置預金證書又は定期預金證書を擔保とし利息を先取する場合に於ては此の限に在らず

第三十六條 土地の評價額は實地に就き其の所在、等級、面積、既往に於ける收穫量及其の價額を調査し且附近の賣買實例等を斟酌して之を決定すべし

建物又は工場の評価額は實地に就き其の所在、構造、用材、使用法、將來使用に堪ゆべき年限、賃貸料及賣買の難易等を調査して之を決定すべし

前二項の調査に要する費用は實費を徵することを得

動産及有價證券の評価額は時價を越ゆることを得ず

据置預金證書及定期預金證書の評価額は既に受入れたる金額を越ゆることを得ず

第三十七條 不動産を擔保として徵する場合に於ては抵當權設定の登記を要す但し短期貸付を爲す場合に限り地券を占有し且所有權を確認するに足る書面を添附せしめ抵當權設定の登記に代ふることを得

前項の低當權は第一順位なることを要す但し金融合作社より借入する新債を以て其の舊債を償還する效果に依り第一順位となることを得べき場合は此の限に在らず

第三十八條 建物又は工場は火災保險を付したるものに非ざれば擔保として之を徵することを得ず

長期貸付の擔保として徵する株式は全額を拂込みたるものに限る

第三十九條 擔保として徵したる貨物は金融合作社の倉庫に之を保管すべし但し特別の事情ある場合は金融合作社に於て之に火災保險を付し確實なる第三者をして保管せしむることを得

第四十條 擔保として徵したる有價證券、定期預金證書、据置預金證書又は定期預金證書は金融合作社に於て保管し且之を以て第三債務者

其の他の第三者に對抗することを得べき法定の手續を爲すべし

- 第四十一條 貸付金の利息は貸付の日より償還の日迄日割に依り之を計算すべし手形の割引料に付亦同じ
貸付金の利息は數回に分割して支拂はしむることを得
- 第四十二條 貸付金に對する遅延利息は貸付金の利率に其の十分の三を加へたる割合を超過することを得ず
- 第四十三條 社員貸付の目的に反し貸付金を使用したるとき又は分割辨済の場合に於て其の辨済を怠りたる時は金融合作社は償還期限前と雖も貸付金の全部の償還を請求することを得
- 第四十四條 社員は償還期限前と雖も借受金の全部又は一部を償還することを得
前項の場合に於て金融合作社は手数料を請求することを得ず
- 第四十五條 金融合作社は五人以上の社員相互の證明に依る社員の印鑑を備へ置き貸付又は手形割引の都度借主又は保證人の印章と之を照合すべし

第三章 預金及定期積金

- 第四十六條 金融合作社の受入るゝ預金は定期預金、當座預金、特別當座預金及据置預金とし外に定期積金を受入るゝものとす
- 第四十七條 社員に非ざる者の定期預金、据置預金及定期積金の契約期間は五年を超ゆることを得ず
- 第四十八條 社員に非ざる者の預金及定期積金は社員の預金及定期積金と區別したる帳簿に依り之を整理すべし
- 第四十九條 定期預金は金額二十圓以上期間六月以上のものに限る
- 第五十條 當座預金、特別當座預金及据置預金の利息は預入の日より拂戻の前日迄の日數を計算して之を付すべし
- 第五十一條 當座預金、特別當座預金及据置預金の利息は毎年四月末日及十月末日に之を計算し翌月一日之を元加す但し特別の契約に依る預金に付ては此の限に在らず
- 第五十二條 特別當座預金の受拂は通帳に依り之を爲すべし
金融合作社が据置預金又は定期積金の集金を爲す場合は其の集金方法を一定し之を据置預金又は定期積金に關する證書の約款に記載すべし

し中途解約の場合に於ける利息の支拂に付亦同じ

當座預金は毎年二回以上其の預金者に就き殘高を照会すべし据置預金及定期積金にして集金を爲すものに付亦同し

第四章 聯合會

- 第五十三條 聯合會は左に規定する事項に付ては財政部大臣の認可を受くべし
- 一、業務、職制、給與、旅費、身元保證、服務及懲戒に關する諸規則の制定又は變更
 - 二、業務用土地、建物の取得若は處分又は業務用建物の新築、改築、増築若は移築
 - 三、預金及貸付金の利率の決定又は變更
 - 四、損失の補填以外の特別準備金の處分
 - 五、財産目録に掲記したる財産の價額の増加
- 前項第一號の諸規則にして財部大臣の定むる準則に依り制定又は變更するものは認可を受くることを要せず
- 前項の規定に依り諸規則を制定又は變更したるときは遅滞なく其の旨財政部大臣に届出づべし
- 第五十四條 理事長、副理事長及理事には財政部大臣の指定する給料及手當を給すべし監事又は參與は定款の規定又は總會の決議を經るに非ざれば報酬を受くることを得ず
- 第五十五條 貸付金の期間は五年を超ゆることを得ず但し長期貸付に要する資金は十五年迄と爲すことを得
- 第五十六條 貸付の金額及期間は資産の狀態及資金の用途を斟酌して之を決定すべし
- 第五十七條 期間一年内の貸付は手形に依り之を爲すことを得
當座貸越の方法に依る貸付金の契約期間は二年を超ゆることを得ず
- 第五十八條 預金の種類は定期預金及當座預金とす
- 第五十九條 定期預金は其の金額千圓以上にして期間三月以上のものに限る

- 第六十條 金融合作社法第九條の規定に依る管理金は財政部大臣の指定する銀行に預入すべし
- 第六十一條 聯合會は何時にても會員をして其の業務及財産の状況を報告せしむることを得
聯合會前項の報告を徴したるときは遅滞なく其の要領を財政部大臣に届出づべし
- 第六十二條 聯合會は毎年一回以上會員に就き業務の調査及指導を爲すべし
前項の調査及指導を爲したるときは一月内に其の調査及び指導の要領を財政部大臣に届出づべし
- 第六十三條 會員が法令若は定款に違反し又は其の事由に依り財政部大臣の命令若は處分を必要とする場合に於ては聯合會は遅滞なく其の旨財政部大臣に具申すべし
- 第六十四條 聯合會は毎月第三號様式に依る實際報告表を製し翌月二十日迄に財政部大臣に提出すべし
- 第六十五條 聯合會が協議會又は講習會を開催せんとする時は豫め其の旨財政部大臣に届出づべし
- 第六十六條 貸借對照表、財産目錄、事業報告書及剩餘金處分案は第四號様式に依り作製すべし
- 第六十七條 第二條乃至第六條、第八條、第九條、第十二條乃至第十六條、第十八條、第十九條第二項、第二十二條乃至第二十六條、第四十一條、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十二條第三項の規定は聯合會に之を準用す但し金融合作社とあるは聯合會、分事務所とあるは支部、社長及理事とあるは理事長、副理事長とす

附 則

本令は金融合作社法施行の日より之を施行す

附 則 (康德二年八月三十日財政部令第四五號)

本令は公布の日より之を施行す

爲 替 管 理 法

(康德二年十一月三十日)
勅令第四百四十一號

- 第一條 政府の命令の定むる所に依り左に掲ぐる取引又は行爲を禁止又は制限することを得
 - 一、外國通貨又は外國爲替の取得又は處分
 - 二、外國通貨の輸入又は金地金、金の合金、金を主たる材料とする物、外國銀貨若は銀地金の輸出又は輸送
 - 三、外國に對する送金
 - 四、外國に於て爲したる委託に基き國內に於て爲す支拂
 - 五、外國通貨を以て表示する證券、債權、又は債務の取得又は處分
 - 六、外國通貨に依る取引
- 第二條 政府は命令の定むる所に依り前條の禁止又は制限に關係ある事項につき報告を徴し又は帳簿其他の検査を行ふことを得
- 第三條 政府は命令の定むる所に依り外國通貨又は外國爲替に關する取引を滿洲中央銀行其他政府の指定する者を相手方とする場合に限定することを得
- 第四條 政府は命令の定むる所により外國通貨、外國爲替、外國通貨を以て表示する證券若は債權、金地金、又は銀地金を有する者に對し自らこれを處分すべきこと又は滿洲中央銀行その他政府の指定する者に賣却すべきことを命ずることを得
前項の規定に依り政府の指定する者に賣却すべきことを命じたる場合の賣却價格は財政部大臣の定むる所に依る
- 第五條 第一條又は第三條の規定に基きて發する命令を以て規定する取引又は行爲の禁止又は制限に違反したる者は三年以下の有期徒刑又は一萬圓以下の罰金に處す但し當該取引又は行爲の目的物の價額の三倍が一萬圓を超ゆるときは罰金は當該價額の三倍以下とす
前條の規定に基きて發する命令に依る外國通貨其他を處分し又は賣却すべき旨の政府の命に従はざる者は一年以下の有期徒刑又は當該外國通貨その他の價額の二倍以下の罰金に處す
- 第六條 第二條の規定に基きて發する命令に違反し報告をなさず虚偽の報告をなし帳簿其他の検査を拒み又は帳簿書類の隠蔽不實の申立其他の方法に依り検査を妨げたる者は六月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處す、本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可

の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲し其の方法に依り政府を欺罔したる者亦同じ

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が法人又は人の業務に關して前條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前條の罰金刑を科す

第七條 本法の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地以外に於て爲したる行爲にも之れを適用す本法施行地に住所を有する人又はその代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

第八條 本法に於ては現大洋、現小洋、其の他の舊銀通貨は之を外國通貨と看做す

附 則

本法は康徳二年十二月十日より之れを施行す

金融出禁止法は之れを廢止す但し本法施行前同法の罰則を適用すべかりし行爲に就いては同法に依る

爲替管理法に基く命令の件

(康徳二年十一月三十日)
財政部令第五十七號

第一條 商取引上の必要其の他の實需に基くことなく國幣又は日本國法令に基く通貨の爲替相場の變動に依り利益を得ることを目的として外國通貨(債權を含む)又は外國爲替(國內より國外に仕向け又は國外より國內に仕けたる爲替手形、小切手、電信爲替及郵便爲替を謂ふ關東州は國外とす、以下同じ)の賣買を爲すことを得ず

第二條 財政部大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引又は行爲を爲すことを得ず但し關東州及日本國に送金する爲又は該地域に於て爲したる委託に基き國內に於て爲す支拂の爲必要な場合は此の限に在らず

一、國幣又は日本國法令に基く通貨を對價とする外國通貨(日本國法令に基く通貨を除く)又は外國爲替の買入前項の外國通貨には債權を含む

二、外國に對する送金

三、外國に於て爲しる委託に基き國內に於て爲す支拂

第三條 左に掲ぐる場合には前條の規定に拘らず前條の取引又は行爲を爲すに付財政部大臣の許可を受くることを要せず

一、外國よりの貨物の輸入又は外國への貨物の輸出のため必要なとき

二、公債、社債、借入金若しくは預り金の元利金又は株式配當金その他これに準ずる収益を外國に住所を有する權利者に送るため必要なとき

三、外國に旅行せんとする者一箇年内の所要旅費を携帯するため必要なとき

四、外國に旅行し又は滞在する者に對し一箇年内の所要に充つべき旅費、俸給、給料、手当、學費其の他に之に類する費用を送るため必要なとき又は外國に在る家族に對し一箇年内の所要に充つべき生活費を送るため必要なとき

五、官廳の業務としてなすとき又は官廳の必要に基きてなすとき

第四條 業として外國通貨又は外國爲替の賣買を爲す者は顧客の第一條及前二條に違反せる事情を知り其の需めに應じ外國通貨(債權を含む)若しくは外國爲替(外國爲替業務上外國爲替に準ずるものを含む)の賣買を爲し又は賣買の委託を受くることを得ず

第五條 業として外國通貨又は外國爲替の賣買を爲す者は第二條の規定に拘らず左に掲ぐる取引又は行爲を爲すに付財政部大臣の許可を受くることを要せず

一、前條の場合を除き顧客の需めに應じ外國通貨(債權を含む)又は外國爲替(外國爲替業務上外國爲替に準ずるものを含む)の買入を爲すこと

二、顧客の需めに應じ外國通貨(債權を含む)又は外國爲替の賣却を爲したるに伴ひ必要な範圍に於て資金調整のため外國通貨(債權を含む)又は外國爲替(外國爲替業務上外國爲替に準ずるものを含む)の買入を爲し又は外國に對する送金を爲すこと

三、外國より國內に仕向けたる送金を爲すの支拂(送金を爲すに準ずる支拂指圖に基く支拂を含む)を爲すこと

第六條 現大洋、現小洋その他の舊銀通貨は之を賣買することを得ず但し滿洲中央銀行に賣却する場合は此の限に在らず

第七條 財政部大臣の許可を受くるに非ざれば外國通貨（日本國法令に基く通貨を除く）の輸入を爲すことを得ず

第八條 財政部大臣の許可を受くるに非ざれば金地金（砂金を含む、以下同じ）金の合金、金を主たる材料とする物、外國銀貨（日本國法令に基く銀貨を除く）若は銀地金を輸出し又はその豫備を爲すことを得ず

第九條 金地金、外國銀貨（日本國法令に基く銀貨を除く）若は銀地金を輪送機關に託して輸送せんとするときは財政部大臣の許可を受くることを要す

第十條 財政部大臣の許可を受くるに非ざれば國內に於て外國通貨（日本國法令に基く通貨を除く）に依り社債を發行し又は預金若は消費貸借の契約を爲すことを得ず

第十一條 財政部大臣の許可を受くるに非ざれば國內に於て外國通貨（日本國法令に基く通貨を除く）を以て表示する證券の賣買を爲すことを得ず

第十二條 財政部大臣は必要と認むるときは外國通貨に依る取引を禁止又は制限することを得

第十三條 財政部大臣は必要と認むるときは外國通貨の賣買を滿洲中央銀行其他財政部大臣の指定する者を相手方として爲すべきことを命ずることを得

第十四條 財政部大臣は必要と認むるときは外國通貨（債權を含む）、外國爲替、外國通貨を以て表示する證券、金地金又は銀地金の所有者に對し業務上其他正當なる理由に基き其の保有を必要と認むるものを除き自ら之を處分すべきこと又は滿洲中央銀行其他財政部大臣の指定する者に賣却すべきことを命ずることを得

第十五條 外國通貨に依る社債を發行し又は十萬圓相當額以上の借入金を爲したる者は別に定むる所に從ひ遅滞なく財政部大臣に届出づべし

第十六條 本令施行の際業として外國通貨、外國爲替又は金地金の賣買を爲す者は本令施行後一箇月内に其の業務を營む店舗を財政部大臣

に届出づべし

本令施行後前項の業務を營まんとする者又は現存若は新設の店舗に於て前項の業務を營まんとする者は其の店舗に付財政部大臣の許可を受くることを要す

第一項の業務を營む者其の業務を廢止せんとするとき、其の業務を營む店舗の廢止又は名稱若は位置の變更を爲さんとするとき又は其の業務を廢止せんとする店舗あるときは豫め當該店舗を財政部大臣に届出づべし

第十七條 業として外國通貨又は外國爲替の賣買を爲す者は別に定むる所に從ひ毎日の外國通貨（債權を含む）又は外國爲替（外國爲替業務上外國爲替に準ずるものを含む）の賣買高、賣買受託高及買持の高を三日以内並各月の外國通貨（債權を含む）又は外國爲替（外國爲替業務上外國爲替に準ずるものを含む）の賣買及賣買受託に關する明細書を翌月十五日迄に財政部大臣に報告すべし

第十八條 金地金の賣買を業とする者は別に定むる所に從ひ毎日の金地金の賣買高及手持高を三日以内並各月の金地金の賣買に關する明細書を翌月十五日迄に財政部大臣に報告すべし

第十九條 財政部大臣は必要と認むるときは何人に對しても爲替管理法第一條の禁止又は制限に關係ある事項に付本令に定めなき報告を徴し又は官吏をして其の帳簿其他の検査を爲さしむることを得

第二十條 本令の規定に依り財政部大臣の許可を受くる場合及財政部大臣に報告すべき場合の手續に付ては別に之を定む

附 則

本令は康徳二年十二月十日より之を施行す

爲替管理法に關する施行手續

（康徳二年十一月三十日）
（財政部令第五十八號）

第一條 康徳二年十一月三十日財政部令第五十七號爲替管理法に基く命令の件（以下單に命令と稱す）の規定に依り取引又は行爲に付財政部大臣の許可を受けんとする者は別段の規定あるものを除き本令の規定に依り正副二通の書類を作成し財政部大臣に提出すべし

附録 爲替管理法に關する施行手續

前項の手續に依り個々の取引又は行爲に付許可を受くること業務上其他事由に依り著しく支障ある場合は其の事情を財政部大臣に申出づることを得此の場合に於ては財政部大臣は特別の手續を定むることあるべし

第二條 命令第二條第一號の規定に依る外國通貨の買入に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

一、申請者の住所

二、外國通貨の種類及金額並債權なるときは其の種類及内容

三、對價として支拂ふべき通貨の種類

四、現物又は豫約の別及豫約に在りては受渡期

五、賣渡人の住所、職業及氏名又は商號並債權なるときは債務者の住所、職業及氏名又は商號

六、買入の豫定期

七、買入の目的其他之を必要とする事由

八、其他参考となるべき事項

第三條 命令第二條第一號の規定に依る外國爲替の買入に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、爲替の種類及金額

三、對價として支拂ふべき通貨の種類

四、爲替の受取人の住所、職業及氏名又は商號

五、爲替の支拂地、支拂期日並支拂人の住所、職業及氏名又は商號

六、現物又は豫約の別及豫約に在りては受渡期

七、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號

八、買入の豫定期

九、買入の目的其他之を必要とする事由

十、其他参考となるべき事項

第四條 命令第二條第二號の規定に依る外國に對する送金に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、送金の方法

三、送金額

四、送先地

五、受取人ある場合には其の住所、職業及氏名又は商號

六、他人に託する場合には其の取扱者の住所、職業及氏名又は商號

七、送金の豫定期

八、送金の目的其他之を必要とする事由

九、其他参考となるべき事項

第五條 命令第二條第三號の規定に依る外國に於て爲したる委託に基き國內に於て爲す支拂に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、委託者の住所、職業及氏名又は商號

三、支拂金額

四、支拂委託の方法

- 五、支拂の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、支拂の豫定期
- 七、支拂人と支拂委託者との關係及支拂を委託せられ之を引受けたる理由
- 八、其の他參考となるべき事項

第六條 命令第七條の規定に依る外國通貨の輸入に關する許可申請書には左記事項を記載し輸入に付通過すべき税關を経て財政部大臣に提出すべし

- 一、申請書の住所、職業及氏名又は商號
- 二、外國通貨の種類、數量及金額
- 三、外國通貨を取得したる原因及時期
- 四、外國通貨の發送人及受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 五、外國通貨が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
- 六、輸送の方法及輸入通過地
- 七、輸入の豫定期
- 八、輸入の目的其の他之を必要とする事由
- 九、其の他參考となるべき事項

第七條 命令第八條の規定に依る金地金、金の合金、金を主たる材料とする物、外國銀貨若は銀地金の輸出に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸出せんとする物の種類、數量及價額

- 三、受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、輸出せんとする物が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、輸送の方法、發送地及輸出通過地
- 六、輸出の豫定期
- 七、輸出の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となるべき事項

外國に旅行せんとする者の携帶する手廻品及身邊裝飾品に付ては通過する税關に於て税關吏に呈示して其の許可を受くることを得

第八條 命令第九條の規定に依る金地金、外國銀貨若は銀地金の輸送に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸送せんとする物の種類、數量及價額
- 三、輸送方法及受託輸送機關
- 四、送地及送先地
- 五、送出人及受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 六、送地の豫定期
- 七、輸送の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となるべき事項

第九條 命令第十條の規定に依る社債の發行に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

- 一、申請書の住所、職業及氏名又は商號
- 二、社債發行豫定期及豫定主要條件

附録 爲替管理法に關する施行手續

五四

- 三、社債の豫定發行地
- 四、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 五、社債發行の豫定期
- 六、社債發行の目的其の他之を必要とする事由
- 七、其の他参考となるべき事項

第十條 命令第十條の規定に依る預金又は消費貸借の契約に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、預金残高の最高限度又は消費貸借の契約金額
- 三、契約の種類及豫定主要條件
- 四、他人の計算に依りて爲すものに付ては其の者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、契約の豫定期
- 七、契約の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他参考となるべき事項

前項の許可申請書は當事者雙方より提出するものとす但し當事者の一方が本令施行地外に在るときは此の限に在らず

第十一條 命令第十一條の規定に依る外國通貨を以て表示する證券の賣買に關する許可申請書には左記事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、證券の名稱、券面種類(株券に付ては拂込金額附記)及數量
- 三、豫定價額

四、證券の受渡地

- 五、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、取引の豫定期
- 七、取引の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他参考となるべき事項

前項の許可申請書は當事者雙方より提出するものとす但し當事者の一方が本令施行地外に在るときは此の限に在らず

第十二條 命令第十五條の規定に在る社債の發行又は借入金に關する届出書には第九條各號に記載する事項に準ずる事項を記載すべし

第十三條 命令第十六條の規定に依る店舗の届出書には左記事項を記載すべし

- 一、届出者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、店舗の所在地、名稱及代表者の住所、氏名
 - 三、當該店舗に於ける業務の種類
 - 四、支店又は出張所の場合は本店の所在地、商號及代表者の住所、氏名
- 命令第十六條の規定に依る店舗の許可申請書には申請者の住所、職業及氏名又は商號の外前項第二號乃至第四號に記載する事項を記載すべし

第十四條 命令第十七條及第十八條の規定に依る報告書及明細書は各本令附屬書式に準據すべし(附屬書式略す一編者)

附 則

本令は康徳二年十二月十日より之を施行す

關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則

(昭和八年九月二十七日
關東廳令第四十四號)

第一條 關東長官の許可を受くるに非ざれば金貨幣、金地金、金の合金又は金を主たる材料とする物を本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に輸出し又は其の準備を爲すことを得ず但し本令施行地外に赴かんとする者が自己の用として携帯する手廻品及身廻裝飾品は此の限に在らず

金貨幣は之を鑄造し又は毀傷することを不得

第二條 關東長官の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引又は行爲を爲すことを不得

- 一、邦貨を對價とする外國通貨の賣買（業として外國通貨の賣買を爲す者に委託して爲す賣買を含む）
- 二、邦貨又は外國通貨を對價とする外國爲替（本令施行地より本令施行地外に仕向け又は本令施行地外より本令施行地に仕向けたる爲替手形、小切手、電信爲替及郵便爲替を謂ふ但本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及び樺太との間の圓爲替を除く、以下同じ）の賣買
- 三、外國通貨を對價とする本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及樺太との間の圓爲替の賣買
- 四、邦貨を對價とする外國通貨を以て表示する債權（外國爲替及外貨證券たるものを除く、以下同じ（第五條の場は除く））の賣買
- 五、通貨、外國通貨、小切手又は手形の送付又は携帯其他本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に對する送金にして第一條及本條の他の各號に包含する方法に依るざるもの
- 六、本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に於て爲したる委託に基き本令施行地内に於て爲す支拂

第三條 左に掲ぐる場合には前條の規定に拘らず前條の取引又は行爲を爲すに付關東長官の許可を受くることを要せず

- 一、本令施行地若は滿洲國よりの貨物の輸移出又は本令施行地若は滿洲國への貨物の輸移入の爲必要なるとき
- 二、保険金若は保険料（六月内に支拂ふべきものに限る）の支拂又は保険契約に伴ふ其他の支拂を爲す爲必要なるとき
- 三、本令施行地内に於て支拂はるる公債、社債若は銀行預金の利子、信託の利益、株式配當金其他の収益を本令施行地外に住所を有する権利者に送る爲必要なるとき
- 四、契約上の義務として本令施行地外に於て六月内に爲すべき公債又は社債の元利拂基金交付の爲必要なるとき

五、他の各號に該當する場合の外内外の法令又は本令施行前締結したる契約に基き義務の履行として六月内に爲すべき支拂を爲す爲又は

本令施行後締結する契約に基き義務の履行として一年を通じて千圓相當額以下の支拂を爲す爲必要なるとき

六、特許權其の他の工業所有權の取得又は本令施行地内に於ける使用に伴ひ必要なる支拂を爲す爲必要なるとき

七、本令施行地外に旅行せんとする者一年内の所要旅費を携帯する爲必要なるとき但し通貨又は外國通貨を携帯し得る額は千圓相當額以下とす

八、本令施行地外に旅行し又は滞在する者に對し一年内の所要に充つべき旅費、俸給、給料、手当、學費其他之に類する費用を送る爲必要なるとき又は本令施行地外に在る家族に對し一年内の所要に充つべき生活費を送る爲必要なるとき

九、本令施行地又は内地、朝鮮、臺灣及樺太に於て發行したる信用狀に基き爲替を賣却し又は之が支拂を爲し若は支拂のため爲替を買入るるとき

十、本令施行地内又は滿洲國內に於ける營業（外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を目的とするものを除く）、事業、投資又は日常生活上の必要に基き滿洲國に送金し又は本令施行地内若は滿洲國內に流通する銀系の外國通貨（以下滿洲銀系通貨と稱す）又は滿洲銀系通貨を以て表示する債權を取得し若は處分する爲必要なるとき

十一、本令施行地外より資金を取寄せ又は債權を取立つる爲必要なるとき

十二、官廳の業務として爲すとき又は官廳の必要に基きて爲すとき

第四條 關東長官の許可を受くるに非ざれば外貨證券（外國通貨を以て表示する公債、社債、株式又は公債、社債の利札を謂ふ、以下同じ）を有價にて取得することを不得但し滿洲銀系通貨を以て表示する滿洲國の公債若は其の利札又は本令施行地内若は滿洲國內に本店を有する會社の株式社債若は其の利札は此の限に在らず

本令施行の際本令施行地内に在りたる外貨證券又は第七條第一項の規定に依り適法に輸移入したる外貨證券を本令施行地内に於て取得する場合及外國人が本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に於て有する資金を以て外貨證券を取得する場合には前項の規定を適

用せず

第五條 關東長官の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引又は行爲を爲すことを得ず但し本令施行地内又は滿洲國內に於ける營業、事業投資又は日常生活上の必要に基き滿洲銀系通貨を以て表示するものに付ては此の限に在らず

一、何人の計算に於てするを問はず本令施行地内に於て外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得すべき預金又は消費貸借の契約を爲すこと

二、本令施行地内に於て外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得すべき信託又は保險（再保險及海上保險を除く）の契約を爲すこと

三、外國通貨を以て表示する社債を發行し又は本令施行地内に在る財産を擔保として本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に於て外國通貨を以て表示する借入金を爲すこと

第六條 關東長官の許可を受くるに在れば本令施行地内に於ては本令施行地又は滿洲國への貨物の輸移入に關係なき信用狀を取得する事を得ず但本令施行地外に旅行する者の旅費に充つる爲金額として一萬圓相當額以下の旅行信用狀（旅行小切手を含む、以下同じ）を出發前二週間内に取得する場合又は官廳より支給を受けたる旅費其の他の給與を攜帶する爲旅行信用狀を取得する場合は此の限に在らず

第七條 關東長官の許可を受くるに非ざれば證券（公債、社債、株式又は公債、社債の利札を謂ふ、以下同じ）を本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）より輸移入し又は本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に輸移出することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一、本令施行地内に支拂地を有する證券の支拂を受くる爲支拂期日以後に輸移入するとき

二、外貨證券の支拂を受くる爲支拂期日前三月内又は支拂期日以後に輸移出するとき

三、株主、取締役又は社債權者が法令又は定款の規定に基き義務として又は權利の行使若は保全の爲會社に提出すべき株式又は社債を當該會社に送付する爲必要なとき

四、前號に掲ぐる株式又は社債の提出に伴ひ當該會社より株式又は社債を返付又は交付する爲必要なとき

五、株式引受人又は公債若は社債の應募者に對し之に交付すべき株式又は公債若は社債を送付する爲必要なとき

六、本令施行地若は滿洲國の公債若は其の利札又は本令施行地内若は滿洲國內に本店を有する會社の株式、社債若は其の利札にして邦貨又は滿洲銀系通貨を以て表示するものを滿洲國より輸移入し又は滿洲國へ輸移出するとき

前項の規定に依り許可を受けて證券を輸移入し又は輸移出したる者は別に定むる所に依り二週間内に關東長官に報告すべし

第八條 業として外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を爲す者は本令施行後一月内に其の營業を爲す店舗を關東長官に届出づべし

本令施行後業として外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を爲さんとする者又は其の營業を爲す店舗を變更せんとする者は豫め其の店舗を關東長官に届出づべし

前二項の規定に依り届出を爲したる者其の營業を廢止したるときは二週間内に關東長官に届出づべし

第九條 業として外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を爲す者前條第一項又は第二項の規定に依り届出を爲したるときは第二條及第四條の規定に拘らず左に掲ぐる取引又は行爲を爲すに付關東長官の許可を受くることを要せず

一、顧客の依頼に應じ又は其の委託に依り外國通貨、外國爲替（業務上外國爲替に準ずるものを含む）若は外國通貨を以て表示する債權又は本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及樺太との間の圓爲替の賣買を爲すこと

二、前號の規定に依る外國通貨、外國爲替、外國通貨を以て表示する債權又は圓爲替の賣買に伴ひ必要に應じ外國通貨、外國爲替（業務上外國爲替に準ずるものを含む）若は外國通貨を以て表示する債權又は本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及樺太との間の圓爲替の賣買を爲し又は本令施行地外に對する送金を爲すこと

三、本令施行地外より本令施行地に仕向けたる送金爲替の支拂（送金爲替に準ずる支拂指圖に基く支拂を含む）を爲すこと

前條第一項の規定に依り届出を爲したる者に付ては本令施行の日に遡り前項の規定を適用す

關東長官必要と認むるときは第一項の取引又は行爲に付許可を受けしむることあるべし

第十條 業として外國爲替（本令施行地と滿洲國との間のものを除く）の賣買を爲す者は別に定むる所に依り各月に於ける外國通貨、外國爲替、本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及樺太との間の圓爲替及外國通貨を以て表示する債權の賣買、取立爲替の取扱、信用狀の發行等に關する明細書を翌月十五日迄に關東長官に提出すべし

第十一條 取引所の錢鈔取引人は別に定むる所に依り毎日の外國通貨賣買に關する明細書を三日内に關東長官に提出すべし

第十二條 業として外國爲替（本令施行地と滿洲國との間のものを除く）の賣買を爲す者は別に定むる所に依り毎日の外國通貨、外國爲替及外國通貨を以て表示する債權の賣買高及賣持又は買持の高を三日内に關東長官に報告すべし

第十三條 本令施行の際本令施行地の内外に於て外國地貨（滿洲銀系通貨を除く）を以て表示する證券又は債權を所有する者は別に定むる所に依り本令施行後一月内に關東長官に報告すべし

本令施行後前項の證券又は債權を所有する者本令施行地内に住所を有するに至りたるときは別に定むる所に依り翌月十五日迄に關東長官に報告すべし

本令施行後本令施行地の内外に於て第一項の證券又は債權を取得し又は失ひたる者は別に定むる所に依り翌月十五日迄に關東長官に報告すべし

前三項の規定は其の金額千圓相當額未滿なる場合及外國人が本令施行地外（内地、朝鮮、臺灣及樺太を除く）に於て所有するものに付ては之を適用せず

第十四條 本令に依り一定の期間内に明細書又は報告書を提出すべき義務を負ふ者變災其の他の止むを得ざる事故に因り其の期間内に提出すること能はざるときは其の事故止みたるとき其の事由を具して遅滞なく提出すべし

第十五條 關東長官必要と認むるときは本令に定むるものの外事項及人を指定して報告を徴することあるべし

第十六條 關東長官必要と認むるときは官吏をして何人に對しても關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理令に於て依ることを定めたる外國爲替管理法第一條の禁止又は制限に關係ある事項に付帳簿其の他の檢査を爲さしむることあるべし

第十七條 關東長官は金地金、外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する證券若は債權を有する者に對して業務上其の他正當なる理由に基き其の保有を必要なりと認むるものを除くの外自ら之を處分すべきこと又は關東長官の指定する者に賣却すべきことを命ずることあるべし

第十八條 本令施行地内に本店又は主たる事務所を有する法人又は本令施行地内地に住所を有する人の内地、朝鮮、臺灣及樺太に於て爲す取引又は行爲に付ては第二條及第四條の規定を適用せず

第十九條 外國爲替管理法に基く命令の規定に依り大藏大臣、朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官の許可を受けたる取引又は行爲に付ては本令の規定に依り關東長官の許可を受くることを要せず

第二十條 關東長官必要と認むるときは取引所に於ける錢鈔取引の相場を限定し、取引人の取引を制限し、其の立會時間を短縮し又は立會の全部若は一部を停止することあるべし

第二十一條 關東長官必要と認むるときは取引所の錢鈔取引人に對し轉賣若は買戻を命じ又は取引擔保會社若は取引所に對し錢鈔取引に關する證據金の増徴を命ずることあるべし

第二十二條 前條の規定に基きて發する命令に違反したる者は一年以下の懲役若は禁錮、二百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す
法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して前項の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前項の罰金刑を科す

第二十三條 關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理令に於て依ることを定めたる外國爲替管理法の罰則の適用を受けざる者同法に依り處罰せらるべき行爲に該當する行爲を爲したるときは拘留又は科料に處す

第二十四條 本令の規定に依り關東長官の許可を受くる場合及關東長官に報告すべき場合の手續に付ては別に之を定む

附 則

本令は昭和八年十月五日より之を施行す

關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則施行細則

(昭和八年九月二十七日)
關東廳令第四十五號

第一條 關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則(以下規則と稱す)の規定に依り取引又は行爲に付關東長官の許可を受けんとする者は本令の規定に依り正副二通の許可申請書を作成し關東長官に提出すべし。
前項の手續に依り個々の取引又は行爲に付許可を受くること業務上其他の事由に因り著しく支障ある場合は其の事情を關東長官に申出づることを得此の場合に於ては關東長官は特別の手續を定むることあるべし

第二條 規則第一條の規定に依る金貨幣、金地金の輸出に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸出せんとする金貨幣又は金地金の種類、數量及價額
- 三、荷受人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、輸出せんとする物が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、輸送の方法、輸出地、仕向地及船舶に依るものに在りては積載船名、郵便に依るものに在りては差出郵便局所名
- 六、輸出の豫定年月日、郵便に依るものに在りては差出の豫定年月日
- 七、輸出の目的其他之を必要とする事由
- 八、其他参考となるべき事項

第三條 規則第一條の規定に依る金の合金又は金を主たる材料とする物の輸出に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

- 二、輸出せんとする金の合金又は金を主たる材料とする物の種類、數量、價額及金の含有量
- 三、前條第三號乃至第八號に掲ぐる事項

第四條 規則第二條第一號の規定に依る外國通貨の買入又は賣却に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、外國通貨の種類、金額及所在地
- 三、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號(業として外國通貨の賣買を爲す者に委託して賣買を爲せんとするときは其の旨及受託者の住所、氏名又は商號を記載すべし)
- 四、買入又は賣却の豫定期、現物又は先物の別及先物に在りては受渡期(取引所を通じて賣買するものに就ては其の旨を記載すべし)
- 五、取引の目的其他之を必要とする事由
- 六、其他参考となるべき事項

第五條 規則第二條第二號の規定に依る外國爲替の買入又は賣却に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、爲替の種類、金額及對價たる通貨の種類
- 三、爲替の受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、爲替の支拂地、支拂期日並に支拂人の住所、職業及氏名又は商號
- 五、現物又は豫約の別及豫約に在りては受渡期
- 六、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 七、買入又は賣却の豫定期
- 八、買入又は賣却の目的其他之を必要とする事由

九、其他參考となるべき事項

第六條 規定第二條第三號の規定に依る圓爲替の買入又は賣却に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、爲替の種類、金額及對價たる外國通貨の種類

三、前條第三號乃至第九號に掲ぐる事項

第七條 規定第二條第四號の規定に依る外國通貨を以て表示する債權の買入又は賣却に關する許可申請書には左の事項を記載すべし但し爲替手形、小切手、電信爲替又は郵便爲替の買入又は賣却に付ては第五條の規定を準用す

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、債權の種類及金額

三、債務者の住所、職業及氏名又は商號

四、豫定價額

五、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號

六、買入又は賣却の豫定期

七、買入又は賣却の目的其他之を必要とする事由

八、其他參考となるべき事項

第八條 規則第二條第五號の規定に依る本令施行地外に對する送金に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、送金の方法

三、送金額

四、受取人ある場合には其の住所、職業及氏名又は商號

五、他人に託する場合には其の取扱者の住所、職業及氏名又は商號

六、送金の豫定期

七、送金の目的其他之を必要とする事由

八、其他參考となるべき事項

第九條 規則第二條第六號の規定に依る本令施行地外に於いて爲したる委託に基き本令施行地内に於て爲す支拂に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、委託者の住所、職業及氏名又は商號

三、支拂金額

四、支拂委託の方法

五、支拂の相手方の住所、職業及氏名又は商號

六、支拂の豫定期

七、支拂人と支拂委託者との關係及支拂を委託せられ之れを引受けたる理由

八、其他參考となるべき事項

第十條 規則第四條の規定に依る外貨證券の有價取得に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、外貨證券の名稱及び數量

- 三、對價たる通貨等の種類及豫定額
- 四、外貨證券の受渡地
- 五、取引の相手方又は媒介人の住所、職業及氏名又は商號
- 六、取得の豫定期
- 七、取得の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となるべき事項

第十一條 規則第五條第一號又は第二號の規定に依る預金、消費貸借、信託又は保險の契約に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、預金殘高の最高限度又は消費貸借、信託者は保險の契約金額
- 三、契約の種類及豫定主要條件
- 四、他人の計算に於けるものに在りては其の者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、契約の豫定期
- 七、契約の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となるべき事項

前項の許可申請書は當事者雙方より提出するものとす但し當事者の一方が本令施行地外に在るときは此の限に在らず

第十二條 規則第五條第三號の規定に依る社債の發行又は借入金に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、社債發行豫定額又は借入豫定金額及豫定主要條件

- 三、擔保物の種類、數量及所在地
- 四、社債の豫定發行地又は豫定借入地
- 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、社債發行又は借入の豫定期
- 七、社債發行又は借入の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となるべき事項

第十三條 規則第六條の規定に依る信出狀の取得に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、信用狀の種類、金額及主要條件
- 三、信用狀に依る手形振出人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、信用狀發行者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、取得の豫定期
- 六、取得の目的其の他之を必要とする事由
- 七、旅行信用狀に在りては旅行の豫定計費、同一の旅行の爲他に取得する旅行信用狀あるときは其の金額及別に携帯又は送付する旅費あるときは其の金額
- 八、其の他參考となるべき事項

第十四條 規則第七條第一項の規定に依る證券の轉移人又は轉移出に關する許可申請書には左の事項を記載すべし

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、證券の名稱、數量及所在地

- 三、證券を取得したる原因及時期
 - 四、證券發送人及名宛人の住所、職業及氏名又は商號
 - 五、證券が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
 - 六、輸送の方法、輸移入に在りては郵便差出地又は輸移入地及船舶に依るものに付ては豫定積載船名、輸移出に在りては差出郵便局所名又は輸移出地及船舶に依るものに付ては豫定積載船名
 - 七、輸移入又は輸移出の豫定期期、郵便に依り輸移出するものに在りては差出の豫定期期
 - 八、輸移入又は輸移出の目的其の他之を必要とする事由
 - 九、其の他參考となるべき事項
- 第十五條 證券を携帶輸移入せんとする者は本令施行地に到着の際前條の規定に依る輸移入許可申請書正副二通を到着地所轄警察署を経て關東長官に提出することを得
- 第十六條 法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本令施行地外に於て爲す取引又は行爲に付許可を申請する場合には法人の本店、主たる事務所又は大連所在店舗より申請書を提出すべし此の場合に於ては其の取引又は行爲を爲す者の住所職業及氏名又は商號をも記載すべし
- 人の代理人、使用人其の他の従業者が本令施行地外に於て爲す取引又は行爲に付許可を申請する場合には本人又は使用主より申請書を提出すべし此の場合に於ては其の取引又は行爲を爲す者の住所、職業及氏名又は商號をも記載すべし
- 第十七條 規則第七條第二項又は第十條乃至第十三條の規定に依り關東長官に提出すべき明細書又は報告書は別記様式に依り正副二通を作成して之を提出すべし（別記様式略す）
- 第十八條 規則第八條第一項の規定に依る届書には左の事項を記載し正副二通を關東長官に提出すべし
- 一、届出者の住所、氏名又は商號

- 二、本店又は主たる營業所の所在地及本令施行地内に於ける其の他の營業店舗の所在地
 - 三、本令施行地、滿洲國間以外の外國爲替業務取扱の有無
 - 四、取引所の錢鈔取引人たる資格の有無
- 規則第八條第二項及第三項の規定に依る届は適宜の書式に依り正副二通を作成し關東長官に提出すべし
- 第十九條 本令施行の際本令施行地内に在りたる外貨證券又は規則第七條第一項の規定に依り適法に輸入したる外貨證券にして同條第二項の規定に依り報告を爲したるものに付ては所有者其の他の利害關係人は最寄朝鮮銀行に呈示し別記様式のスタンプの押捺を受けることを得但し輸移入許可に際しスタンプの押捺を受けることを得ざる旨を定めたるときは此の限に在り（別記様式略す）

附 則

本令は關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則施行の日より之を施行す

（昭和十年十一月三十日）
關東局令第六十四號

關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則改正令

- 第一條中「關東長官」を「滿洲國駐劄特命全權大使」に改む
- 第一條の二 大使の許可を受けるに非ざれば南滿洲鐵道附屬地（以下附屬地と稱す）に於ては外國銀貨を附屬地外より輸入し、外國銀貨若しくは銀地金を附屬地外へ輸出し又は其の準備を爲すことを得ず
- 第一條の三 大使の許可を受くるに非ざれば附屬地に於ては金地金、外國銀貨又は銀地金を輸送機關に託して輸送することを得ず
- 第一條の四 附屬地に於ては商取引上の必要其の他の實需に基くことなく邦貨又は滿洲國國幣の爲替相場の變動に依り利益を得ることを目的として外國通貨、外國爲替（本令施行地より本令施行地外に仕向け又は本令施行地外より本令施行地に仕向けたる爲替手形、小切手、電信爲替及郵便爲替を謂ふ但し本令施行地と内地、朝鮮、臺灣及樺太との間の圓爲替を除く、以下同じ）又は外國通貨を以て表示する債權（外國爲替及外貨證券たるものを除く、以下同じ（第五條の四を除く））の賣買を爲すことを得ず

附録 關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則改正令

七〇

附屬地に於て業として外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を爲す者は顧客の前項の規定に違反せる事情を知り其の依頼に應じ又は其の委託に依り外國通貨、外國爲替又は外國通貨を以て表示する債權の賣買を爲すことを得ず

第二條中「關東長官」を「大使」に改め同條第二號及第四號を左の如く改む

二、邦貨又は外國通貨を對價とする外國爲替の賣買

四、邦貨を對價とする外國通貨を以て表示する債權の賣買

第三條乃至第八條、第十一條、第十三條、第十五條乃至第十七條、第十九條乃至第二十一條及第二十四條中「關東長官」を「大使」に改む

第三條の二 大使の許可を受くるに非ざれば附屬地に於ては前條の規定に拘らず外國銀貨の賣買を爲すことを得ず

第八條の二 業として金銀地金の賣買を爲す者に付ては前條の規定を准用す

第九條中「前條」を「第八條」に、「關東長官」を「大使」に改む

第十條及第十二條中「外國爲替本令施行地と滿洲國との間のものを除く」を「外國爲替」に、「關東長官」を「大使」に改む

第十條の二 附屬地に於て業として外國通貨、外國通貨を以て表示する債權又は金銀地金の賣買を爲す者は別に定むる所に依り各月に於ける外國通貨、外國通貨を以て表示する債權又は金銀地金の賣買等に關する明細書を翌月十五日迄に大使に提出すべし。

第十二條の二 附屬地に於て業として外國通貨、外國通貨を以て表示する債權又は金銀地金の賣買を爲す者は別に定むる所に依り毎日の外國通貨、外國通貨を以て表示する債權又は金銀地金の賣買高及賣持又は買持の高(金銀地金に付ては手持高)を三日内に大使に報告すべし

第十六條の二 大使必要と認むるときは滿洲國國幣の賣買を大使の指定する者を相手方として爲すべきことを命ずることあるべし

第二十二條中「前條の規定」の上に「第一條の二若は第一條の三の規定に違反し、第八條の二、第十條の二若は第十二條の二の規定中銀地

金に關する規定に違反し又は第十六條の二若は」を加ふ。

附 則

本令は昭和十年十二月十日より之を施行す。

本令は昭和十年十二月十日より之を施行す。

滿洲國對外爲替相場及指數

年	月	日 本		組 實		倫 敦		上 海		倫 敦	
		相 場	指 數	相 場	指 數	相 場	指 數	相 場	指 數	金 塊 指 數	銀 塊 指 數
大 同 (1932)	1	73.19	100.0	20.10	100.0	1-1.57	100.0	95.72	100.0	100.0	100.0
	2	85.58	116.9	20.99	104.4	1-2.49	106.8	95.96	100.3	102.2	106.3
	3	91.79	125.4	21.71	108.0	1-2.99	110.5	98.83	103.2	102.3	106.3
	4	92.96	127.0	21.63	107.6	1-3.26	112.5	99.30	103.7	104.7	105.2
	5	105.21	143.8	21.80	108.5	1-3.94	117.5	100.38	104.9	108.4	106.9
	6	96.82	132.3	20.19	100.4	1-2.79	109.0	100.70	105.2	108.4	101.1
	7	90.93	124.2	21.07	104.8	1-2.84	109.4	98.48	102.9	104.3	104.3
	8	97.57	133.3	20.25	100.7	1-2.49	106.8	99.45	103.9	105.6	99.7
	9	98.11	134.0	20.43	101.6	1-2.34	105.5	99.30	103.7	104.1	99.7
	10	96.00	131.2	20.76	103.3	1-2.50	106.9	98.90	103.3	103.7	103.9
	11	96.10	131.3	21.24	105.7	1-2.32	105.5	98.09	102.5	104.0	108.9
	12	98.59	134.7	23.47	116.8	1-2.34	105.7	96.73	101.1	106.4	112.5
年 平 均 (1933)	1	99.37	135.8	25.16	125.2	1-6.65	108.0	97.70	102.1	105.4	108.3
	2	99.83	136.4	28.20	140.3	1-2.61	107.7	98.21	102.6	106.9	108.3
	3	100.80	137.7	26.79	133.3	1-2.28	105.2	97.29	101.6	108.4	105.6
	4	106.60	145.6	28.61	142.3	1-2.74	108.6	97.92	102.3	113.3	107.9
	5	105.52	144.2	28.79	143.2	1-2.79	109.0	97.75	102.1	113.4	107.6
	6	108.17	147.8	32.00	159.2	1-3.03	110.8	99.30	103.7	110.0	108.7
	7	109.39	149.5	32.95	164.0	1-3.37	113.3	100.32	104.8	108.8	110.3
	8	101.34	133.5	25.72	128.0	1-2.62	107.7	98.41	102.8	107.5	107.2
	9	111.78	152.7	33.00	163.7	1-3.66	115.4	98.49	102.9	112.2	114.5
	10	112.70	154.0	32.83	163.3	1-3.72	115.8	98.06	102.4	113.1	118.6
	11	112.63	154.0	33.15	164.9	1-3.63	115.2	97.55	101.9	117.7	119.8
	12	109.61	149.8	32.76	163.0	1-3.30	112.7	97.05	101.4	116.6	116.5
年 平 均 (1934)	105.27	143.8	31.53	157.1	1-2.79	109.0	94.18	102.6	117.5	113.9	
	107.26	146.6	31.90	158.7	1-3.06	111.0	97.82	102.2	118.8	118.0	

年	平均	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1935	110.83	109.40	111.34	111.36	109.74	106.60	104.33	103.60	100.91	100.00	100.00	100.00	104.77
148.3	149.5	152.1	152.1	149.9	145.6	142.5	141.5	137.9	136.6	136.6	136.6	136.6	143.13
32.36	30.91	31.38	31.01	30.95	30.41	30.00	29.97	29.43	28.62	28.62	28.65	28.71	29.92
161.0	153.8	156.1	154.3	154.0	151.3	149.3	149.1	146.4	142.4	142.4	142.5	142.8	148.88
1-3.39	1-3.17	1-3.47	1-3.59	1-3.36	1-2.95	1-2.58	1-2.50	1-2.23	1-2.10	1-2.02	1-1.98	1-1.99	1-2.29
113.4	111.8	114.0	114.9	113.2	110.2	107.4	106.9	104.9	103.9	103.3	101.7	101.7	107.83
96.52	98.25	94.41	89.59	85.31	82.93	79.88	78.48	81.04	80.37	80.37	96.42	97.65	86.91
100.8	102.6	98.6	93.6	89.1	86.6	83.5	82.0	84.7	82.1	84.0	100.7	102.0	90.79
119.0	122.3	123.1	126.5	124.4	122.9	121.8	121.4	120.9	121.5	122.1	121.8	121.6	122.3
121.2	125.4	143.2	146.6	161.7	183.0	200.0	191.1	180.3	174.1	172.8	173.5	173.0	169.49

備考 1. 本表の相場は新嘉坡中央銀行毎日寄付相場の平均。
 2. 金銀塊相場の1932年7月の倫敦金塊相場115s. 11.8461d. 倫敦銀塊相場16.9302d. を基準とす。

倫敦金銀塊相場 (月平均)

年	月	金塊 (純オンス)	銀塊 (純オンス)	銀塊 (標準オンス)	金銀比價	
1931	1	85	志片	14,9195	13,8005	68.37

年	月	金塊 (純オンス)	銀塊 (純オンス)	銀塊 (標準オンス)	金銀比價	
1932.	12	122	5,4800	21,6460	20,0225	67.89
	1	120	4,3461	21,2136	19,6226	68.09
	2	119	8,3600	21,1595	19,5725	67.88
	3	144	1,3330	19,8226	18,3359	69.08
	4	110	3,3461	18,2951	16,9230	72.33
	5	112	10,0400	18,2351	16,8675	74.25
	6	113	4,3846	18,2094	16,8437	74.71
	7	115	11,8461	18,3029	16,9302	76.05
	8	118	6,2307	19,4595	18,0000	73.09
	9	118	7,8077	19,4569	17,9976	73.18
	10	121	4,7307	19,2568	17,8125	75.65
	11	125	8,7884	19,5659	18,0985	77.11
	12	125	8,8300	18,4973	17,1100	81.57
1933.	1	122	5,9000	18,2514	16,8825	80.54
	2	120	8,5833	18,2545	16,8854	79.35
	3	120	3,6154	19,0140	17,5880	75.92
	4	120	7,7041	19,9355	18,4403	72.62
	5	123	4,5370	20,5906	19,0463	71.90
	6	122	3,4800	20,6243	19,0775	71.15
	7	123	11,8846	19,8284	18,3413	75.04
	8	125	8,7885	19,3269	17,8774	78.07
	9	131	4,2692	19,7531	18,2716	79.80
	10	131	6,5769	19,6986	18,2212	80.14
	11	128	8,8654	19,9221	18,4279	77.54
	12	126	2,6250	20,1886	18,6745	75.02
1934.	1	130	1,4231	20,9537	19,3822	74.52
	2	136	11,6458	21,7004	20,0729	75.74
	3	136	5,6600	21,9216	20,2775	74.71
	4	135	1,5417	21,3401	19,7396	75.99
	5	136	3,1923	20,8394	19,2764	78.47
	6	137	8,8846	21,6009	19,9808	76.52
	7	137	10,7500	22,1751	20,5120	74.62
	8	138	7,1538	23,1107	21,3774	71.96
	9	140	10,0400	23,6622	21,8875	71.42
	10	141	7,8333	25,4930	23,5810	66.68

1935.	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
	139	140	141	141	146	144	142	141	140	140	141	141	141	141	63.81
	5,461.5	7,437.5	9,557.7	8,791.7	8,615.4	7,115.4	3,000.0	10,185.2	3,057.7	11,620.0	7,703.7	3,461.5	3,461.5	1,021.0	63.96
	26,224.0	26,382.3	26,577.4	26,829.9	29,600.0	33,498.8	36,611.2	34,969.1	32,973.0	31,865.9	31,627.0	31,749.3	31,658.1	24,276.0	64.02
	24,257.2	24,403.6	24,584.1	24,817.7	27,379.8	30,986.4	33,865.4	32,346.4	30,500.0	29,476.0	29,255.0	29,363.1	29,283.7	22,455.3	63.84
	48.47	51.26	48.47	51.26	53.49	56.75	46.74	48.47	51.26	52.82	53.49	53.54	53.69	60.74	63.84
	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48	59.48
	109.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	119.2	109.2
	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6	104.6

備考 本表は滿洲中央銀行調査課に於いて下記の資料に依り算出したものである。
 1. 1931年、金銀共London Bankers' Magazine より算出す。
 2. 1932年、金—Sharps & Wilkins' Bullion Circular, 1934, 銀—Pixley & Abell's Annual Circular, 1934による。
 3. 1933年以後、金及銀境相場—Samuel Montagu & Co., Weekly Bullion Letter より算出す。

新京卸賣物價類別指數 (大同元年七月=100) (國幣建) (滿洲中央銀行調査課調)

年	月	穀物 (7品)	食糧品 (9品)	紡織品 (11品)	金物 (4品)	建築材料 (5品)	燃料 (3品)	雜品 (11品)	全總品 (50品)	平均
大同1.	7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(1932)	12	104.9	113.8	107.7	98.9	92.9	96.7	111.7	101.1	101.1
2.	6	92.2	98.4	107.7	98.1	103.2	94.7	121.2	104.5	104.5

(1933)	7	93.8	104.0	106.6	96.8	101.6	93.1	119.2	104.6	104.6
	8	84.5	104.6	106.5	93.9	100.2	89.9	120.7	102.5	102.5
	9	91.7	105.5	102.6	88.7	94.3	86.7	118.4	100.8	100.8
	10	79.2	107.7	101.3	93.5	96.9	85.6	116.9	100.8	100.8
	11	76.7	106.9	100.3	90.4	96.1	84.4	103.3	93.5	93.5
	12	70.5	109.6	99.0	87.3	93.3	82.6	106.2	96.0	96.0
年平均		88.0	107.2	104.5	97.1	100.0	91.6	111.0	102.8	102.8
3.	1	68.6	103.0	94.1	85.0	89.4	81.5	110.2	93.7	93.7
	2	69.9	100.9	93.9	83.7	87.0	80.4	110.3	93.1	93.1
	3	65.2	99.4	94.1	83.1	87.7	80.3	108.4	91.8	91.8
廣徳1.	4	70.1	96.0	95.1	87.4	90.1	81.0	107.4	91.8	91.8
(1934)	5	73.5	95.1	96.9	91.7	92.8	81.8	110.6	94.1	94.1
	6	87.8	94.3	97.8	90.8	88.1	81.4	114.5	94.9	94.9
	7	87.8	96.3	97.6	92.7	88.5	82.7	113.0	97.2	97.2
	8	98.6	100.8	101.3	92.2	90.2	82.3	116.2	101.1	101.1
	9	94.7	101.5	99.8	98.9	85.9	83.2	111.5	99.5	99.5
	10	95.1	102.5	100.3	109.6	84.5	82.3	104.3	93.8	93.8
	11	101.8	105.3	99.4	96.9	86.9	80.7	102.3	98.9	98.9
	12	126.0	112.2	99.1	95.6	89.3	83.4	105.4	104.4	104.4
年平均		84.7	100.6	97.5	92.3	83.2	81.7	109.5	96.6	96.6
2.	1	131.5	109.8	100.0	93.6	88.8	93.5	113.4	106.4	106.4
(1935)	2	152.0	116.9	97.6	88.7	83.5	82.0	118.4	110.2	110.2
	3	151.3	112.6	96.5	88.5	86.5	84.0	115.9	108.9	108.9
	4	148.6	110.2	95.0	89.7	88.3	86.0	113.9	107.8	107.8
	5	149.7	110.8	97.1	91.3	90.8	82.2	116.2	109.2	109.2
	6	135.2	109.4	99.7	83.4	83.2	83.4	109.2	105.9	105.9
	7	143.2	108.6	97.9	87.9	89.3	83.4	108.9	104.9	104.9
	8	147.8	113.7	97.9	91.1	91.8	84.0	107.8	107.3	107.3
	9	142.1	119.4	98.9	93.2	92.5	84.2	115.2	111.1	111.1
	10	124.6	120.2	101.7	98.3	89.3	84.2	122.2	112.6	112.6
	11	118.0	119.1	100.4	94.8	90.7	84.2	117.1	108.8	108.8
	12	118.0	117.9	100.7	87.9	89.4	84.6	118.6	107.0	107.0
年平均		140.0	114.1	98.6	91.2	89.1	83.8	114.7	108.3	108.3

内外卸賣物價指數 (大同元年七月=100)

年	月	新幣建)													倫敦	
		上海	天津	甲谷陀	大連	東京	倫敦	紐青	巴里	柏林	全塊	銀塊				
大同	1. 7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1. 12	106.4	96.2	95.3	101.1	120.4	125.0	98.5	97.1	96.5	96.3	108.4	108.4	101.1	101.1	101.1
	2. 4	101.7	93.5	91.5	96.6	118.0	119.3	99.6	93.6	95.0	94.6	104.0	104.0	108.9	108.9	108.9
	2. 5	103.1	93.2	90.4	101.1	117.6	119.7	102.0	97.1	94.6	95.8	106.4	106.4	112.5	112.5	112.5
	2. 6	104.5	93.5	91.6	102.3	119.4	121.6	103.0	110.8	98.0	96.9	105.4	105.4	112.7	112.7	112.7
	2. 7	104.6	92.5	90.5	104.6	120.4	123.3	103.6	106.8	98.3	97.9	106.9	106.9	108.3	108.3	108.3
	2. 8	102.5	91.0	87.6	102.3	120.5	121.9	102.9	107.8	97.5	98.2	108.4	108.4	105.6	105.6	105.6
	2. 9	100.8	89.8	86.4	101.1	121.5	123.5	102.3	109.8	95.5	99.0	113.4	113.4	107.9	107.9	107.9
	2. 10	100.8	89.7	84.7	101.1	122.3	122.1	102.0	110.4	99.8	99.8	113.3	113.3	107.9	107.9	107.9
	2. 11	98.5	89.4	84.0	101.1	122.9	121.0	100.5	110.2	95.0	100.1	110.0	110.0	107.6	107.6	107.6
	2. 12	96.0	88.0	82.7	102.3	121.3	118.8	101.4	109.8	96.3	100.3	108.8	108.8	110.3	110.3	110.3
	年 平均	102.8	92.5	89.8	100.7	120.5	121.5	101.0	102.2	96.1	97.3	107.5	107.5	107.2	107.2	107.2
廉價	1. 1	93.7	86.9	81.8	103.4	120.5	118.8	104.6	111.9	96.0	100.9	112.2	112.2	114.5	114.5	114.5
	1. 2	93.1	87.7	82.2	102.3	120.8	102.2	104.6	114.1	95.0	100.1	118.1	118.1	118.6	118.6	118.6
	1. 3	91.8	86.4	81.3	101.1	120.0	119.8	104.2	114.3	94.1	100.0	117.7	117.7	119.8	119.8	119.8
	1. 4	91.8	84.6	79.6	102.3	119.1	119.8	102.7	113.6	93.6	99.9	116.6	116.6	116.5	116.5	116.5
	1. 5	94.1	84.9	79.8	103.4	120.1	119.3	102.8	114.3	92.1	100.3	117.5	117.5	113.9	113.9	113.9
	1. 6	94.9	85.6	79.9	103.4	120.9	118.1	102.3	115.7	89.9	101.4	118.8	118.8	118.0	118.0	118.0
	1. 7	97.2	86.9	81.2	102.3	122.8	117.9	104.4	116.0	89.4	103.1	119.5	119.5	121.2	121.2	121.2
	1. 8	101.1	89.3	84.7	102.3	126.2	119.8	105.7	118.4	89.9	104.4	119.5	119.5	126.3	126.3	126.3
	1. 9	99.5	87.0	82.6	102.3	127.5	121.3	104.1	120.3	89.1	104.7	121.4	121.4	129.2	129.2	129.2
	1. 10	98.8	86.0	83.4	102.3	126.9	123.1	102.7	118.6	87.1	105.3	122.2	122.2	139.3	139.3	139.3
	1. 11	98.9	88.0	82.4	101.1	124.9	122.6	102.8	118.6	86.4	105.5	120.2	120.2	143.3	143.3	143.3
	1. 12	104.4	88.6	84.9	101.1	126.9	122.6	105.0	119.2	85.1	105.3	121.2	121.2	144.1	144.1	144.1
年 平均	96.6	86.7	82.0	102.3	123.1	120.3	103.9	116.3	90.6	102.6	118.7	118.7	125.4	125.4	125.4	
大同 平均	106.4	88.9	85.8	108.0	128.4	122.9	106.0	122.2	86.4	105.3	122.3	122.3	145.2	145.2	145.2	

2	110.2	83.4	86.5	103.4	130.7	124.6	105.7	123.3	85.4	105.2	123.1	146.6
3	108.9	86.2	85.6	100.0	130.1	124.2	105.1	123.1	85.1	105.0	126.5	161.7
4	107.8	85.8	85.1	101.1	130.2	123.4	106.6	124.2	87.4	105.1	124.4	183.0
5	109.2	85.0	84.9	104.6	130.3	123.5	108.0	154.3	87.4	105.1	122.9	200.0
6	105.9	82.4	83.5	104.6	126.7	122.0	106.1	123.7	85.1	105.5	121.8	191.1
7	104.9	80.9	82.0	104.6	126.5	122.0	106.9	123.1	82.7	106.3	121.4	180.3
8	107.3	82.2	82.3	102.3	127.1	123.8	106.6	124.8	84.9	106.8	120.9	174.1
9	111.1	81.5	81.0	102.3	128.9	127.9	107.9	125.1	85.6	106.7	121.5	172.8
10	112.6	84.1	82.4	106.9	129.8	131.3	108.7	125.0	86.6	107.2	122.3	173.5
11	108.8	...	91.0	105.7	128.7	131.1	87.4	...	122.0	173.0
12	107.0	...	91.5	...	128.2	129.9	121.7	151.5
年 平均	108.3	...	85.2	...	128.8	125.8	122.6	171.1

備考 上記指數は夫々下記各機關の調査による。

1. 新幣建... 中銀調査課
2. 上海... 印度會計院
3. 天津... 南開大學經濟學部
4. 甲谷陀... 日本銀行
5. 大連... 大連商工會事務所
6. 東京... 勞働統計局 (Bureau of Labour Statistics)
7. 倫敦... Statist. B. (Das Statistische Reichsannt)
8. 紐青... 勞働統計局 (Bureau of Labour Statistics)
9. 巴里... 佛蘭西一般統計局 (Bureau de la Statistique Generale de la France)
10. 柏林... 中央統計局 (Das Statistische Reichsannt)

Year	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025																																																							
Population	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300	305	310	315	320	325	330	335	340	345	350	355	360	365	370	375	380	385	390	395	400	405	410	415	420	425	430	435	440	445	450	455	460	465	470	475	480	485	490	495	500	505	510	515	520	525	530	535	540	545	550	555	560	565	570	575	580	585	590	595	600	605	610	615	620	625	630	635	640	645	650	655	660	665	670	675	680	685	690	695	700	705	710	715	720	725	730	735	740	745	750	755	760	765	770	775	780	785	790	795	800	805	810	815	820	825	830	835	840	845	850	855	860	865	870	875	880	885	890	895	900	905	910	915	920	925	930	935	940	945	950	955	960	965	970	975	980	985	990	995	1000

滿洲通貨・金融關係資料一覽

茲に掲げる資料索引は、當所が一般の利用に應ずるため、蒐集分類整理せる資料（圖書、研究報告、雜誌類等）の索引中より、滿洲の通貨金融に關するものを蒐録したものである。尙末尾に支那の通貨金融一般及び世界通貨問題に關する資料名をも列擧して、研究上の參考に供した。之等の資料は、秘抄書類以外、總て一般の閱覽を歡迎する。

滿洲事情案内所資料係 瀧 田 正

目 次

分 類	頁
1 滿洲通貨金融一般	1 頁
2 滿洲の幣制	3 頁
(イ) 滿洲國新幣制	3 頁
(ロ) 舊通貨とその整理	4 頁
(ハ) 外國側通貨とその整理	6 頁
(ニ) 日滿通貨統制問題	7 頁
(ホ) 日滿兩國爲替管理法	8 頁
(ヘ) 滿洲國銀問題	8 頁
3 滿洲の金融	9 頁
(イ) 金融機關	9 頁
(ロ) 在滿外國側金融機關	13 頁
4 滿洲國國際收支	14 頁
附1 支那の通貨金融一般	14 頁
附2 世界の通貨問題	15 頁

1. 滿洲通貨金融一般

題 名 (著者)	書 名	發行年月
滿洲に於ける通貨及金融(森田元治郎、矢部仁吉)	同 表 題	大正 3. 6.
滿洲に於ける通貨事情(外務省)	同 表 題	大正 8. 7.
滿洲通貨一斑(朝鮮銀行)	同 表 題	大正 4. 12.
滿洲の通貨(安田保善社)	同 表 題	昭 4. 4.
滿洲に於ける通貨と金融の概要(安盛松之助)	同 表 題	昭 5. 5.
滿洲通貨制度	貨幣制度概説(荒木光太郎)	昭 8. 1.
滿洲貨幣の沿革(須藤正治)	東亞事情研究	昭 8. 12.

題名(著者)	書名	發行年月
滿洲通貨の變遷	朝鮮銀行25年史	昭 9.12.
滿洲に於ける支那側金融機關と通貨(滿鐵調査課)	同 表 題	大正 8. 1.
滿洲に於ける各種通貨流通の状況(朝鮮銀行)	同 表 題	大正 4.12.
滿洲金融改善調査資料(滿洲商業會議所聯合會)	同 表 題	大正15.10.
日露戰役當時の滿洲の通貨(上田恭輔)	滿 蒙	昭 9.10.
吉黑兩省發行紙幣概要(關東廳財務部)	同 表 題	昭 6. 3.
上海市場の圓爲替と滿洲の通貨(滿鐵上海事務所)	同 表 題	昭 2.12.
滿洲國貨幣制度概観	銀・通貨爲替論(大槻爲八)	昭 10.12.
滿洲の通貨と金融	滿洲商工事情(滿鐵商工課)	昭 9.10.
滿洲通貨制度再検討の時機來る(高橋龜吉)	經濟往來	昭 9.11.
滿洲國の健全通貨政策の轉換(大和)	滿洲評論(8の4)	昭 10. 1.
滿洲國貨幣政策の現段階	滿洲經濟情報(1)	昭 11. 1.
滿洲國貨幣制度の將來に就て(岸惟孝)	同 表 題	昭 11. 1.
滿洲の貨幣問題(渡邊精吉郎)	同 表 題	昭 7. 5.
滿洲國最近の貨幣問題にいて(小峰柳多)	大阪銀行通信錄(445)	昭 10. 7.
滿洲國通貨問題の研究並に資料(滿洲經濟研究會)	同 表 題	昭 10. 4.
滿洲國通貨問題並に金融事情(滿洲中央銀行)	同 表 題	康 2.12.
滿洲國の通貨に就て	山成中銀副總裁講演	昭 10.10.
滿洲通貨問題の考察(西一雄)	新 東 洋	昭 10. 7.
滿洲通貨問題の將來(南郷龍音)	新 天 地	昭 10.10.
滿洲國の通貨問題(南郷龍音)	支 那	昭 10.10.
滿洲國通貨安定對策決定	滿洲評論(9の18)	昭 10.11.
通貨安定策に對する一考察(滿洲採金會社)	同 表 題	康 2.11.
待望の滿洲國通貨安定態々確立	東洋貿易研究	昭 10.11.
滿洲國通貨問題の技術的解決策(山口)	滿洲評論(9の18)	昭 10.11.
滿洲中央銀行と通貨の統計	電通經濟週報(2の40)	昭 10.10.
滿洲通貨政策の總體的批判(井藤榮)	建設期の滿洲經濟方策	昭 9.11.
滿洲國の健全通貨政策の轉換(大和)	滿洲評論(8の4)	昭 10. 1.
滿洲通貨制度論(高橋龜吉)	經濟往來	昭 9.11.
通貨問題の再検討(關田政藏)	經濟滿洲	昭 10. 7.
滿洲國經濟界の現状より見たるインフレ施行の當否(山成爲六)	日 滿 特 報	昭 9. 6.
特産物救濟策としての滿洲通貨政策	滿洲經濟時報	昭 9. 7.
滿洲幣制年表(財政部)	同 表 題	康 2.12.
金融事情	滿蒙事情總覽(改造社)	昭 7. 7.

題名(著者)	書名	發行年月
金 融	滿洲經濟の發達(滿鐵經濟調査會)	昭 7. 7.
滿洲金融及財界の現状上・下(篠崎嘉郎)	同 表 題	昭 2.12.
滿洲に於ける金資と銀資(渡邊精吉郎)	同 表 題	昭 2. 5.
東三省金融整理委員會報告書	滿鐵調査月報	昭 8. 1.
滿洲の金融	支那貨幣史錢莊考(廣畑茂)	昭 8. 2.
滿洲國の金融上・下(田畑爲彦)	滿蒙パンフレット, ニュース(22.23)	昭 8. 6.
滿洲國金融市場研究	滿 蒙	昭 9.11.
滿洲國諸金融	滿洲國施政概況(外交部)	康 1.11.
滿洲國の幣制と金融に就て(山成爲六)	外 交 時 報	昭 10. 5.
滿洲國の財政金融概況(星野直樹)	國 際 評 論	昭 10. 4.
1935年度日滿支財政金融(金子繁太郎)	支 那	昭 11. 1.
滿洲國の金融狀況(塚本正巳)	經 濟 知 識	昭 9.12.
滿洲事變前後に於ける滿洲の幣制及金融事情について(栗原重康)	新京如水會支部 新年會記念講演	昭 10.11.
滿洲國金融財政諸問題	日本經濟年報(15)	昭 9.
滿洲の金融問題(加藤明)	ダイヤモンド(23の7)	昭 10. 3.
大連を中心として見たる滿洲の金融爲替貿易(橋本正金)	同 表 題	昭 2. 2.
大連の銀取引と其關係市場(木下修一)	同 表 題	大正15. 8.
大連を中心として見たる銀市場と銀相場の研究(南郷龍音)	同 表 題	昭 6. 3.
日本側滿洲最初の金融制度と幣制(關東軍統治部)	同 表 題	昭 6.12.
資金流入の増加と大連金融界の情勢	滿日調査通銀	昭 9. 2.
滿洲國通貨問題並に金融事情に就て(滿洲中央銀行)	同 表 題	康 2.12.
滿洲國の全滿金融統制方針	滿洲評論(8の3)	昭 10. 1.
滿洲金融統計	滿洲經濟統計年報(大連商議)	昭 10. 1.
金融統計(昭和十年上半期)(關東局財務課)	同 表 題	昭 10.

2. 滿 洲 の 幣 制

(1) 滿 洲 國 新 幣 制

滿洲國幣制と金融(金融研究會)	同 表 題	昭 7. 9.
滿洲幣制の現在及將來(安盛松之助)	同 表 題	昭 7.10.
新滿蒙の幣制及金融に就て(參謀本部)	同 表 題	昭 7. 2.
滿洲國の新幣制	支那貨幣研究(吉田虎雄)	昭 8. 5.
滿洲國幣制の確立と通貨統制	銀・通貨爲替論(大槻爲八)	昭 10.12.
幣制の統一	滿洲國施政概況(外交部)	康 1.11.
幣制の統一及金融機關の整備	躍進過程の滿洲國	康 2. 2.

題名(著者)	書名	發行年月
滿洲國幣制と大連銀市場(川島富丸)	同表題	昭 7. 12.
滿洲幣制の再吟味	エコノミスト(13の31)	昭 10. 11.
滿洲國の幣制に關する試論(山口正吾)	東 亞	昭 9. 9.
滿洲國貨幣制度の將來に就て(岸惟孝)	同表題	昭 11. 2.
滿洲國の貨幣制度と其の問題(中村佐一)	滿洲産業建設學徒研究團報告	昭 10. 7.
支那滿洲兩國貨幣制度並通貨爲替論	銀・通貨爲替論(大槻爲八)	昭 10. 12.
滿洲新通貨制度の實績とその根本改革の必然事情	滿洲經濟と日本經濟(高橋龜吉)	昭 9. 10.
滿洲國幣制と滿洲經濟への反映(山口辰六郎)	滿 鐵 調 査 月 報	昭 9. 10.
滿支兩國の幣制と銀價の昂騰(井村薫雄)	東 亞	昭 10. 8.
銀價高騰と滿洲國幣制(荒木光太郎)	エコノミスト(12の24)	昭 9. 11.
滿洲景氣の跋行性と滿洲國幣問題(中西仁三)	東亞經濟研究	昭 10. 7.
國幣の現在と將來(上田健二)	露 滿 蒙 時 報	昭 10. 11.
國幣の話(平川榮)	月 刊 滿 洲	昭 10. 10.
國幣は何處へゆく	電 電 業 務 資 料	昭 10. 7.
滿洲國幣價置の動搖と日滿通貨統制(井村薫雄)	東 亞	昭 10. 3.
銀高の影響と國幣の將來(菊地華南)	滿 洲 公 論	昭 10. 1.
國幣對金票相場略々安定す	滿 洲 評 論(8の19)	昭 10. 5.
鈔票と最近國幣圓の動向について	電 電 業 務 資 料	昭 10. 6.
國幣圓は全く銀を離る	東洋經濟新報(1654)	昭 10. 5.
國幣の下落で日滿通貨問題再検討	大 連 商 工 月 報	昭 10. 9.
國幣圓の落勢と滿洲經濟	東洋經濟新報(1661)	昭 10. 7.
滿洲國幣の急落	外 交 時 報	昭 10. 6.
滿洲國幣圓は果して安定の時機ありや	東洋經濟新報(1670)	昭 10. 9.
滿洲國幣圓の安定	東洋經濟新報(1680)	昭 10. 11.
國幣の關東州内流通問題	滿洲事情(中)(滿洲事情案内所)	昭 9. 7.
山海關に於ける國幣流通の現状	政 府 公 報 日 譯	康 1. 12.
滿洲國の通貨が北支に流通	大 連 商 工 月 報	昭 9. 11.
北支と滿洲國幣	日 滿 公 論	昭 10. 8.
滿洲國幣が上海で實際取引	大 連 商 工 月 報 (226)	昭 9. 6.

(口) 舊通貨とその整理

制 錢	滿洲通貨一班(朝鮮銀行)	大正 4. 12.
銅 貨	同 上	同
銀 元	滿洲に於ける金資と銀資(滿蒙研究會)	昭 2. 5.

題名(著者)	書名	發行年月
奉天票に就て(三菱合資會社資料課)	同表題	大正15. 8.
奉天票と東三省の金融(滿鐵調査課)	同表題	大正15. 9.
奉天票問題(西山榮久)	東亞經濟研究	大正15. 10.
奉天票の實質(白井保夫)	大倉高商東亞事情研究	昭 2. 2.
奉 天 票	奉天經濟二十年誌(奉天商業會舘所)	昭 2. 4.
奉 天 票	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
官 帖	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
最近に於ける吉林官帖の暴落に就て	長春商工調査彙報(13の11)	昭 5. 11.
北滿洲特殊通貨としての官帖に就て(橫濱正金銀行)	同表題	大正14. 7.
吉林官帖の経歴(長春 TM 生)	商 業 通 信	昭 6. 1.
吉林官帖	吉黑兩省發行紙幣概要(關東廳)	昭 6. 3.
江省官帖	同 上	同
洋錢系の通貨	滿洲通貨一班(朝鮮銀行)	大正 4. 12.
哈爾濱大洋票流通史(滿鐵調査課)	同表題	昭 3. 12.
遼寧の準備庫と現大洋票(滿鐵調査課)	同表題	昭 5. 4.
哈 大 洋	吉黑兩省發行紙幣概要(關東廳)	昭 6. 3.
哈爾濱大洋票	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
永衡洋票	同 上	同 上
哈爾濱大洋廢止の及ぼす經濟的影響	新 東 洋	昭 9. 10.
現大洋流通禁止履行の件	經 濟 金 融 概 況	康 2. 6.
現大洋流通嚴禁布告	外 交 時 報	昭 10. 6.
現 大 洋 票	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
小洋錢の州内流通四月から禁止斷行	大 連 商 工 月 報	昭 11. 1.
關東州に於ける小洋錢の流通禁止問題(町居敏一)	經 濟 滿 日	昭 10. 2.
小洋流通禁止で州内小洋錢前途注目	經 濟 滿 日	昭 10. 2.
小洋錢流通禁止問題	大 連 商 工 月 報	昭 10. 7.
暴騰する小洋錢問題(南郷龍音)	新 天 地	昭 10. 7.
小洋錢の廢止問題(杵泉榮)	協 和	昭 10. 7.
小洋錢の廢止を大連工業會決議	電 電 業 務 資 料	昭 10. 7.
關東州内小洋錢事情(松原梅吉)	同表題	大正15. 8.
昭和六年中の哈大洋騰落事情	露 亞 時 報	昭 7. 4.
四 畫 債 券	吉黑兩省發行紙幣概要(關東廳)	昭 6. 3.
舊紙幣明細(中銀)	同表題	康 1.
銀 錠	滿洲通貨一班(朝鮮銀行)	大正11. 12.
過 爐 銀	同 上	同

題名(著者)	書名	発行年月
營口の過爐銀(田中登)	東亞事情研究	大正15. 2.
營口の過爐銀(營口商議)	同 表 題	昭 5. 9.
營口の過爐銀	資料彙存第三號(滿鐵調査課)	昭 4. 3.
過 爐 銀	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
過 爐 銀	營口事情(營口實業會)	大正11. 4.
過爐銀及其の取引に就て	滿洲特産物取引指針(滿鐵商工課)	大正13. 4.
過爐銀廢止後一年收穫(地味堅實)	經 濟 滿 日	昭 9. 11.
營口特有の過爐銀制度	政府公報日譯 (250)	康 2. 1.
過 爐 銀	理財週報(1の39)	康 2. 11.
鎔 平 銀	調査資料第四十六編(滿鐵調査課)	大正 14. 6.
鎔 平 銀	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
鎔平銀の概念	理財週報(1の40)	康 2. 11.
鎔平銀整理せらる	滿洲經濟時報	昭 9. 4.
過爐銀及鎔平銀整理	滿洲事情(中)(滿洲事情案内所)	昭 9. 7.
帖 子	滿洲通貨一斑(朝鮮銀行)	大正 4. 12.
滿洲に於ける私帖(東亞經濟調査局)	同 表 題	昭 4. 6.
私帖の取締	支那貨幣研究(吉田虎雄)	昭 8. 5.
私帖及地方通貨整理願末	理財週報(1の39)	康 2. 11.
舊貨幣の整理	支那貨幣研究(吉田虎雄)	昭 8. 5.
滿洲國幣整理好成績	日本經濟年報第十六編	昭 9. 5.
舊貨幣回收成績良好	滿洲評論(9の2)	昭 10. 7.
舊紙幣回收狀況	理財週報(1の30)	康 2. 9.
私造貨幣の回收農村疲弊	經 濟 滿 洲	昭 10. 2.
滿洲國の舊紙幣引換完了	大連商工月報	昭 10. 10.
舊貨幣整理辦法	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
私帖其他紙幣類似證券取締暫行辦法(財政部)	同 表 題	大同 1. 7.
私帖及地方通貨整理願末	理財週報(1の35)	康 2. 10.
中銀紙幣回收發行並鑄貨の概況	同 表 題	康 1.
哈大洋廢止の及ぼす經濟的影響	新 東 洋	昭 9. 10.
鎔平銀整理さる	滿洲經濟時報	昭 9. 5.
幣制統一と鎔平銀の整理	大連商工月報(225)	昭 9. 5.

(ハ) 外國側通貨とその整理

外國貨幣	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
------	-----------------	---------

題名(著者)	書名	発行年月
外國通貨	貨幣制度概説(荒木光太郎)	昭 8. 1.
金票と鈔票	滿洲の通貨(保田保善社銀行部)	昭 4. 4.
金 票	滿洲に於ける通貨と金融の概要(安盛松之助)	昭 5. 5.
滿洲の通貨と金建取引	鮮滿經濟十年史(朝鮮銀行)	大正 8. 12.
朝鮮銀行紙幣發行高	滿洲經濟圖表昭和十年版(大連商議)	昭 10. 8.
鮮銀券及國幣の最近發行動向	滿洲評論(8の3)	昭 10. 1.
滿洲に於ける鮮銀券流通高五六萬圓	日滿經濟旬報(22)	昭 10. 12.
鮮銀券の増發とその鮮滿流通割合	滿洲評論(7の15)	昭 9. 10.
好調を示す朝鮮銀行	東洋經濟新報(1680)	昭 10. 11.
滿洲に於ける鮮銀券撤收の意義	滿洲評論(9の22)	昭 10. 11.
鮮銀券の問題(石川三郎)	日滿經濟旬報(18)	昭 10. 11.
鮮銀券引上げ條件中銀側に難色あり	日滿經濟旬報(19)	昭 10. 11.
鈔票の性質	大連の銀取引と其關係市場(木下修一)	大正15. 8.
鈔票の本資	大連を中心として觀たる銀市場と銀相場の研究(南郷龍音)	昭 6. 3.
鈔 票	滿洲に於ける通貨と金融の概要(安盛松之助)	昭 5. 5.
錢鈔取引	滿洲の通貨(安田保善社)	昭 4. 4.
大連の錢鈔市場	滿洲國幣制と大連銀市場(川島富丸)	昭 8. 1.
鈔票制度の必要性とその限度(常深隆二)	滿洲國通貨問題の研究並に資料	昭 10. 4.
滿洲に於ける錢鈔取引市場の研究(南郷龍音)	同 上	昭 10. 4.
大連錢鈔市場資料(大連取扱所)	同 表 題	昭 9. 9.
鈔票と最近の國幣圖の動向に就て	電 電 業 務 資 料	康 2. 6.
大連錢鈔取扱手数料と爲替管理規則との關係並に兩建制度兼替取引附替制度の現状(南郷龍音)	滿鐵調査月報	昭 9. 6.

(ニ) 日滿通貨統制問題

日滿通貨統制問題に對する資料	大連商工月報	昭 10. 1.
日滿通貨統制問題に對する側面的考察	大連商工月報	昭 9. 11.
日滿通貨統制問題に對する資料	大連商工月報	昭 9. 11.
日滿實業協會で通貨統制案附議	電 電 業 務 資 料	昭 9. 12.
日滿金融統制の指標(船井貞次郎)	財 界 春 秋	昭 8. 11.
日滿金融提議論(堀原仲治)	金 融 往 來	昭 8. 1.
日滿兩國通貨統制建議	東 洋	昭 9. 12.
日滿金融統制に對する日本側の意向(市川正義)	滿洲評論(8の10)	昭 1. 3.
日滿通貨の統制は不可能(西一雄)	新 天 地	昭 10. 3.
日滿通貨統制問題の歸趨	エコノミスト(13の15)	昭 10. 5.

題名(著者)	書名	発行年月
日滿通貨統制の成立	電通經濟週報(2の47)	昭 10. 11.
日滿通貨問題に就て(古田廉三郎)	滿洲國通貨問題の研究並に資料	昭 10. 4.
日滿爲替変動	電電業務資料	昭 10. 7.
日滿爲替の安定策提唱	大連商工月報	昭 10. 6.
下落する日滿爲替	ダイヤモンド(23の24)	昭 10. 8.
日滿爲替安定の諸問題	中外財界	昭 10. 9.
滿日爲替の安定と今後の通貨問題	東洋經濟新報(1677)	昭 10. 10.
日滿爲替パー出現と日滿爲替協定	エコノミスト(13の31)	昭 10. 11.
滿洲國の幣制統一と日滿爲替協定政策(小島精一)	東洋	昭 10. 11.
金票對國幣パー問題(藤田悦雄)	滿洲行政	昭 10. 11.
日滿爲替パーとその將來	中外財界	昭 10. 11.
爲替パーと滿洲景氣	ダイヤモンド(24の1)	昭 11. 1.
國幣對金票パー維持の諸條件	專賣(3の1)	康 3. 3.
我國通貨政策と日滿爲替安定問題に就て(滿洲國情報處)	同表題	康 3. 1.

(木) 日滿兩國爲替管理法

關東州及滿鐵附屬地外國爲替管理規則改正	官報(2721)	昭 11. 1.
關東州及滿鐵附屬地外國爲替管理法並滿洲國爲替管理法(正金銀行)	同表題	昭 10. 12.
關東州及附屬地外國爲替管理規則の改正について	同表題	昭 10. 12.
關東州及滿鐵附屬地、外國爲替管理規則改正について	關東局局報(135)	昭 10. 11.
爲替管理法	政府公報日譯(518)	康 2. 11.
滿洲國爲替管理法公布に關して	實業部月刊	康 2. 12.
滿洲國外國爲替管理法の要旨	滿洲評論(9の24)	昭 10. 12.
滿洲に於ける爲替管理法	奉天商工月報(363)	昭 10. 12.
滿洲國爲替管理法	露滿蒙時報	昭 11. 1.
滿洲國の爲替管理實施	東洋貿易研究	昭 10. 12.
滿日小爲替取扱規程	政府公報日譯號外(113)	康 1. 7.
滿日小爲替の改正	經濟金融概況	康 2. 3.
國內小爲替證書	政府公報日譯(292)	康 2. 2.
滿洲國內暫行小爲替規則	政府公報日譯(123)	康 1. 7.
暫行滿華爲替規則	政府公報日譯(259)	康 2. 1.
滿華爲替取扱局名	政府公報日譯(262)	康 2. 1.
滿支爲替規則實施	外交時報	昭 10. 2.
爲替管理法に關する旅行手續	滿鐵社報(8589)	昭 10. 12.

題名(著者)	書名	発行年月
爲替管理法	經濟法令集第十六號(大連商工會議所編)	昭 11. 1.

(へ) 滿洲國銀問題

滿洲國銀問題(濱野恭平)	ダイヤモンド(22の32)	昭 9. 11.
滿洲國から銀が流れる	大連商工月報	昭 10. 5.
銀價暴落と滿洲國幣制の危機	滿洲評論	昭 9. 11.
滿洲よりの銀貨流出とこれか對策	滿洲評論(8の3)	昭 10. 1.
銀の暴落は如何に滿洲に影響したか	ダイヤモンド(23の13)	昭 10. 5.
銀流出と滿洲	ダイヤモンド(23の22)	昭 10. 8.
銀高に悩む滿洲國經濟	エコノミスト(12の21)	昭 9. 10.
滔々たる現銀の流出と日本の責務(市川正義)	滿洲評論(8の20)	昭 10. 5.
滿洲國銀流出に爲替管理實施か	經濟滿日	昭 10. 2.
現銀國外流出の根本防止策成る	日滿經濟旬報(2)	昭 10. 5.

3. 滿洲の金融

(イ) 金融機關

滿洲に於ける支那側金融機關と通貨(滿鐵調査課)	同表題	大正 8. 1.
支那側金融機關	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
舊式金融機關	滿洲商工事情(滿鐵商工課)	昭 8. 7.
新式金融機關	滿洲商工事情(滿鐵商工課)	昭 8. 7.
滿洲に於ける金融機關	貨幣制度概論(荒木光太郎)	昭 8. 1.
奉天に於ける滿洲國側金融機關(有馬駒馬)	東亞經濟研究	昭 10. 5.
List of domestic and chinese banks in manchoukuo	外交部情報(69)	康 2. 2.
滿洲國に於ける金融機關	銀・通貨爲替論(大槻爲八)	昭 10. 12.
滿洲に於ける金融機關	貨幣制度概論(荒木光太郎)	昭 8. 1.

錢 莊

錢莊の研究(森菊雄)	大倉高商東亞事情研究	昭 2. 2.
錢莊の發達に就て(及川恒忠)	東亞經濟研究	大正11. 10.
錢莊(地場銀行)について(アイ・グラシダー)	露滿蒙時報	昭 9. 12.
錢莊の會計と其將來	支那會計學研究(有本邦造)	昭 5. 9.
全滿錢莊調査表(財政部銀行科)	同表題	康 2. 9.
錢 舖	滿洲國行政法第二卷	明治43. 11.
錢 莊	支那經濟地理誌制度全篇(馬場鐵太郎)	昭 3. 1.

—(滿洲通貨金融關係資料一覽)—

題名(著者)	書名	発行年月
舊支那銀行(錢莊)の諸機能…………… <small>解題通覧</small> 支那の經濟と社會下卷(平野義太郎譯)		昭 9. 1.
支那貨幣史錢莊考(廣畑茂)……………	同 表 題	昭 8. 5.
錢莊の經濟的機能……………	支那の爲替と金融(井村薫雄)	大正13. 9.
大連上海銀市相場の開き並に大連及支那 錢莊の輸取買賣の研究(大連商業會議所)	同 表 題	昭 2. 8.
滿洲に於ける錢莊の發達と其將來(樺木實)……………	青 陽	昭 10. 2.
新京に於ける錢商(兩替店)の現況(新京商議)……………	同 表 題	昭 10. 11.
奉天錢業公會に就いて(南平正治)……………	滿 鐵 調 査 月 報	昭 9. 1.
哈爾濱に於ける匯兌莊に就て(西木戸爾)……………	北 滿 研 究	昭 9. 12.
哈爾濱の匯兌莊……………	滿 鐵 調 査 月 報	昭 9. 12.

當 舗

滿洲の當舗と奉天に於ける其の金融……………	滿 鐵 調 査 月 報	昭 10. 12.
當舗に就て(松本萬藏)……………	同 表 題	康 2. 9.
本邦當舗業態概況(滿洲中央銀行)……………	同 表 題	康 2. 1.
滿洲の質屋……………	質屋利子の研究(東京質屋組合)	昭 9. 11.
滿洲に於ける特産と當舗に就て(中西龍三郎)……………	同 表 題	康 2. 2.
滿洲に於ける當舗の解説(成田充)……………	同 表 題	康 2. 5.
典 舗……………	清國行政法第二卷	明治43. 11.
當 及 典……………	滿蒙諸慣習概要(滿錄)	大正 9. 10.
典權について(河村東洋)……………	東 亞 經 濟 研 究	昭 10. 2.
中國當舗の研究(山下金男)……………	東 亞 經 濟 研 究	昭 8. 1.
質 屋……………	解體過程にある支那の經濟と社會下卷(平野義太郎譯)	昭 8. 10.
營口に於ける質屋業概況……………	政府公報日譯(252)	昭 9. 1.
大連管内昭和七年度質屋業成績……………	滿 洲 經 濟 時 報	康 2. 1.
全國當舗一覽表……………	理 財 週 報(1の13)	昭 8. 6.
質屋取締……………	滿洲警察法要論(藤原鐵太郎)	康 2. 5.
		昭 3. 8.

滿 洲 中 央 銀 行

滿洲中央銀行とその業績……………	同 表 題	康 3. 1.
滿洲中央銀行……………	同 表 題	康 1. 5.
滿洲中央銀行の設立其の使命(二宮丁三)……………	東 亞 經 濟 研 究	昭 7. 8.
滿洲中央銀行設立前後の事情(五十嵐保司)……………	新京如水會支部新年會紀念講演	昭 10. 2.
滿洲中央銀行論(松本正二郎)……………	東 亞 事 情 研 究	昭 8. 12.

—(滿洲通貨金融關係資料一覽)—

題名(著者)	書名	発行年月
滿洲中央銀行に對する一考察……………	大連商工月報(223)	昭 9. 9.
中銀の使命と現況(山成喬六)……………	東洋經濟新報(5の7)	昭 10. 7.
滿洲中央銀行の金利政策の動向……………	滿 洲 評 論(8の17)	昭 10. 4.
經濟情勢と中銀の適應性……………	滿 洲 評 論(8の9)	昭 10. 3.
滿洲中央銀行と通貨の統制……………	電通經濟週報(2の40)	昭 10. 10.
滿洲中央銀行の利息引下……………	大連商工月報(226)	昭 9. 12.
滿洲中央銀行に合併せられたる舊行號の貸 出金の擔保に徴せる大照及戶管再交付規則	政府公報日譯(54)	大同 1. 12.
中銀の缺損保證償發行規定決定……………	大連商工月報	昭 11. 1.
滿洲中央銀行繼承虧損補償公債發行規程……………	政府公報日譯(532)	康 2. 12.
滿洲中央銀行產金買上規程……………	經濟金融概況第十五號	大同 2. 11.
開設以來の滿洲中央銀行勘定……………	東洋經濟新報(1653)	昭 10. 5.
開業以來の滿洲中央銀行業績……………	滿 洲 評 論(9の2)	昭 10. 7.
滿洲中央銀行紙幣發行高……………	滿洲經濟圖表昭和十年版(大連商工)	昭 10. 8.
滿洲中央銀行紙幣及鑄貨發行額及準備額……………	統 計 彙 誌	康 2. 9.
滿洲中央銀行總分支行一覽表……………	經濟金融概況第十五號	大同 2. 11.
滿洲中央銀行分支行辦事處所在圖(中銀管理課)……………	同 表 題	康 1. 12.
株主總會に於ける中銀總裁の講演……………	產 業 經 濟 之 滿 洲	昭 10. 9.
滿洲中央銀行の附帶事業……………	新 天 地	昭 9. 4.

普 通 銀 行

滿洲國銀行總覽(財政部)……………	同 表 題	康 1. 12.
中國側銀行一覽……………	理 財 週 報(1の5)	康 2. 3.
滿洲に於ける支那銀行の概要(滿鐵調査課藤井諒)……………	同 表 題	昭 5. 2.
內國普通銀行一覽表(財政部)……………	同 表 題	康 3. 2.
資本金五十萬圓以上の內國普通銀行一覽表……………	理 財 週 報(1の5)	康 2. 3.
滿洲國の銀行統制と逃資防止……………	滿 洲 評 論(8の7)	昭 10. 2.
統制上全滿銀行協會組織さる……………	大連商工月報	昭 10. 3.
滿洲國銀行業の現勢(井村薫雄)……………	支 那	昭 10. 10.
滿洲國に於ける貯蓄預金業務の概況……………	理 財 週 報(1の5)	康 2. 3.
全國普通銀行勘定調……………	政府公報日譯(432)	康 2. 8.
財政部制定の銀行勘定科目に就て……………	理 財 週 報(1の9)	康 2. 4.
第一次全國普通銀行大會……………	理 財 週 報(1の17)	康 2. 6.
第一次全國普通銀行大會報告書(財政部)……………	同 表 題	康 2. 6.

—(滿洲通貨金融關係資料一覽)—

題名(著者)	書名	發行年月
滿洲國銀行法の實績	新天地	昭 9. 8.
庶民金融機關一般		
滿洲農村の貸借制度(天野元之助)	滿鐵調査月報	昭 8. 1.
當舖及押舖及放印子錢的	同上	昭 8. 1.
講會協會	同上	昭 8. 1.
儲蓄會及金融組合	同上	昭 8. 1.
儲蓄會	滿洲に於ける通貨と金融の概要(安盛松文助)	昭 5. 5.
儲蓄會	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
大連に於ける庶民金融の實情	經濟滿日	昭 9. 8.
親子講式の庶民的金融機關の團體	支那の經濟と社會(下卷)(平野義太郎譯)	昭 9. 1.
民國一般の金融方法に關する慣習	不動産に關する慣習調査(滿洲中央銀行)	康 3. 1.

金融合作社

金融合作社の近況	理財週報(1の11)	康 2. 5.
金融合作社の概況(財政部)	同表題	康 1. 7.
滿洲國金融合作社の概況(財政部)	同表題	康 1. 11.
滿洲國金融合作社概況(財政部)	滿洲國情	昭 10. 8.
金融合作社の解説(田中恭)	日滿特報	昭 10. 1.
北滿の一農村に於ける金融合作社の活動狀況	滿洲評論(9の20)	昭 10. 11.
金融合作社運動の意義(上田建二)	露滿蒙時報	昭 10. 12.
各省別金融合作社業況	經濟金融概況	康 2. 6.
金融合作社業務概況	理財週報(1の23)	康 2. 7.
金融合作社統計資料	滿洲經濟統計年報昭和八年(滿鐵)	昭和 9. 8.
金融合作社聯合會第一期末貸借對照表	政府公報日譯(451)	康 2. 9.
金融合作社第一期決算	滿洲評論(9の9)	昭 10. 8.
奉天鐵路總局沿線各縣金融合作社業績	滿鐵調査月報	昭 10. 7.
奉天金融合作社總處史(奉天金融合作社總處)	同表題	康 2.
金融合作社法	政府公報日譯(160)	康 1. 9.
金融合作社關係法令の整備	經濟金融概況	康 2. 1.
金融合作社法施行規則	滿鐵調査月報	昭 9. 11.
金融合作社管理金の預け先銀行接定の件	經濟金融概況	康 2. 6.
金融合作社理事養成所綱要(金融合作社聯合會)	同表題	康 1. 2.

春耕貸款

—(滿洲通貨金融關係資料一覽)—

題名(著者)	書名	發行年月
黑龍江省特産貸款に就て(西木戸衛)	北滿研究	昭 9. 11.
春耕資金貸付廢止について	滿洲評論(8の17)	昭 10. 4.
龍江省の春耕貸款回收率	滿洲評論(9の8)	昭 10. 8.
康德二年度農耕貸款(財政部)	同表題	康 2. 4.

(口) 在滿外國側金融機關

外國側金融機關	滿洲金融及財界の現状上卷(篠崎嘉郎)	昭 2. 12.
外國側金融機關	滿洲國幣制と金融(金融研究會)	昭 7. 9.
外國銀行	關東局要覽(昭和十年)	昭 10. 7.
邦人側銀行一覽表	金融統計(關東局司政部)	昭 10上半年
在滿邦人側銀行爲替受拂果年比較表	同上	同上
在滿邦人側銀行貸出金擔保別表	同上	同上
日系銀行の滿洲國法人動向	日滿經濟旬報(18)	昭 10. 11.
金融組合聯合會及金融組合狀況	金融統計(關東局司政部)	昭 10上半年
金融組合	關東局要覽(昭和十年)	昭 10. 7.
金融組合	滿洲事情中卷(滿洲事情案內所)	昭 9. 6.
都市金融組合	同上	同上
金融組合聯合會	同上	同上
金融組合統計資料	洲產業統計昭和七年版(滿鐵)	昭 9. 6.
金融組合聯合會統計資料	滿洲經濟統計年報昭和八年版(滿鐵)	昭 9. 8.
村落金融組合統計資料	滿洲經濟統計年報昭和八年版(滿鐵)	昭 9. 8.
都市金融組合統計資料	滿洲經濟統計年報昭和八年版(滿鐵)	昭 9. 8.
金融組合要覽(滿洲金融組合聯合會)	同表題	昭 8. 6.
關東州及滿鐵附屬地金融組合令	信用組合論(佐藤寛次)	昭 5. 11.
東洋拓殖株式會社貸出金調	金融統計(關東局司政部)	昭 10上半年
東洋拓殖株式會社	拓務要覽	昭 11. 3.
東拓の滿洲國への積極策	大連商工月報(225)	昭 9. 11.
東洋拓殖會社かきみ	同表題	昭 10. 12.
無盡會社	關東局要覽(昭和十年)	昭 10. 7.
無盡會社狀況	金融統計(關東局司政部)	昭 10上半年
質屋取締	滿洲警察法要論(藤原鐵太郎)	昭 3. 8.
銀行統計資料	關東局第二十九統計書	昭 11. 1.
質屋統計資料	同上	同上

題名(著者)	書名	発行年月
質屋統計	關東廳第二十八統計書	昭 9.11.

4. 滿洲國々際收支

滿洲國國際收支一覽表(財政部)	同表題	康 2. 7.
滿洲國國際收支と景氣變動(登志)	滿洲評論(9の2)	昭 11. 7.
大同二年及康德元年滿洲國國際收支調査成績	理財週報	康 2. 2.
大同二年及康德元年度滿洲國國際收支	統計彙報(7)	康 2. 7.
滿洲國國際收支を評す	東洋經濟新報(1677)	昭 10.10.
滿洲國の國際收支について(南郷龍音)	支那時報	昭 10.10.
開發建設途上の滿洲國國際收支	滿洲統計	康 2. 8.
滿洲國の國際收支	國勢グラフ	昭 10.11.
滿洲國對外收支勘定の成立(徳永清行)	東亞經濟研究	昭 10.11.

附 1. 支那の通貨金融一般

(イ) 一般資料

遼代貨幣史論(田中定夫)	東亞經濟研究	大正 9. 7.
支那幣制沿革(青島守備軍)	同表題	大正 7.12.
支那上古の貨幣に就て(田中忠夫)	東亞經濟研究	大正 6.11.
支那の銀に就いて(水田淳亮)	東亞經濟研究	大正 9.10.
支那の銀幣に就て(谷喬木)	東亞經濟研究	大正10.10.
支那の金融と通貨(井村薫雄)	同表題	大正14. 1.
支那に於ける金銀貨幣の沿革(吉田虎雄)	東亞經濟研究	昭 7. 8.
支那貨幣研究(吉田虎雄)	同表題	昭 8. 5.
カン支那通貨論金銀取引の研究(宮下忠雄譯)	同表題	昭 9.11.
銀問題と支那幣制の危機(吉田政治)	ダイヤモンド(23の15)	昭 10. 5.
支那の貨幣制度並に通貨爲替論	銀・通貨爲替論(大槻爲八)	昭 10.12.
支那の通貨改革と其將來	關東軍弘報資料(151)	昭 10.11.
支那幣制改革後の財界の推移(根津知好)	東洋經濟新報(1698)	昭 11. 3.
支那の幣制改革に就て(朝鮮銀行)	同表題	昭 11. 1.
支那貨幣史錢莊攷(廣畑茂)	同表題	昭 8. 5.
民國の通貨制度	貨幣制度概説(荒木光太郎)	昭 8. 1.
世界の銀の支那の通貨(井村薫雄)	同表題	昭 10.11.
支那の紙幣(東亞產業協會)	同表題	昭 10. 8.
支那の金融	支那經濟通説(東亞經濟研究會)	大正13.11.

題名(著者)	書名	発行年月
支那金融事情(通商局)	同表題	大正14.
支那特殊金融制度	支那經濟地理誌制度全篇(馬場敏太郎)	昭 3. 1.
支那の金融と通貨(井村薫雄)	同表題	大正14. 1.
支那固有の金融機關	支那貨幣史錢莊攷(廣畑茂)	昭 8. 5.
支那の爲替と金銀(井村薫雄)	同表題	大正13. 9.
支那の金融市場と外國爲替(木村増太郎)	高松高商工經濟研究(3の2)	昭 3. 4.
支那に於ける内外銀行一斑(朝鮮銀行)	同表題	大正11. 5.
支那國立銀行に關する研究(レイ・オウア・ド・ホール)	同表題	大正14. 3.
支那新式銀行の現勢(朝鮮銀行)	同表題	昭 9. 8.
支那新式銀行の發展とその特質(米澤秀夫)	東亞經濟研究	昭 8. 5.
支那銀行關係規定集(滿鐵調査課)	同表題	昭 6. 4.
アジア的な支那に於ける銀行	支那の經濟と社會下卷(平野義太郎譯)	昭 9. 1.
中國金融論(楊蔭溥)	同表題	民 20. 2.
支那金融業の陣容(東亞產業協會)	同表題	康 2.10.
中華民國貨幣制度及銀問題文獻集録(金融研究會)	同表題	昭 6.12.

(ロ) 銀問題と支那

米國の銀政策と支那の恐慌(大山卯次郎)	外交時報	昭 10. 3.
米國の新銀政策と支那恐慌	經濟知識	昭 10. 6.
米國銀政策と支那	中外財界	昭 10. 5.
米國の銀政策と日支關係(三木)	滿洲評論(8の19)	昭 10. 5.
世界經濟會議の銀問題と支那(井村薫雄)	外交時報	昭 8. 5.
銀と支那(エーダブリュビンニシク)	同表題	昭 6.11.
最近支那銀問題の檢討(伊丹佐一郎)	同表題	昭 10. 5.
銀と支那經濟(戴古諧)	ダイヤモンド(23の23)	昭 10. 8.
銀價安定化と中國經濟	東洋經濟新報(1672)	昭 10. 9.

附 2. 世界の通貨問題

貨幣の價值と限界效用説(中澤慶之助)	關西學院商學論究	昭 10.10.
紙幣流通高に於ける景氣循環並 物價指數に於けるそれとの比較	關西學院商學評論(8の1)	昭 4. 6.
金本位制と中央銀行政策	同表題	昭 4.12.
國際通貨安定問題(小汀利得)	國際知識	昭 10. 7.
通貨不安の幣害とその克服策一金ブロック主張	東洋貿易研究	昭 10. 9.

題名(著者)	書名	発行年月
貨幣流通論(柴田敬)	經濟論叢(36の4)	昭 8. 4.
貨幣と物價との相關關係について(中谷實)	經濟論叢(36の4)	昭 8. 4.
貨幣の國家的並經濟的性質(中澤慶之助)	關西學院商學評論(8の1)	昭 4. 6.
貨幣學說の辨證論的考察(岩井茂)	高松高商工商經濟研究(3の3) (3の4)	昭 3. 7. 昭 3. 10.
貨幣論とその對策(安田與四郎)	ダイヤモンド(23の21)	昭 10. 8.
貨幣の實體價值と機能價值(岩井茂)	高松高商工商經濟研究(1の5)	大正15. 10.
世界の金銀問題は如何なる(古田廉三郎)	新東洋	昭 10. 8.
金本位ブロックの運命(鈴木憲久)	外交時報	昭 10. 6.
和和十年上半期の金の國際的移動	ダイヤモンド(23の25)	昭 10. 9.
歐洲の金流出	東洋經濟新報(1672)	昭 10. 9.
金ブロックの解體と世界經濟の動向(金原賢之助)	エコノミスト(13の14)	昭 10. 5.
世界通貨政策の變革(荒木光太郎)	國際知識	昭 10. 5.
金本位ブロックの危機	朝日經濟年史	昭 10. 5.
世界經濟の趨向と通貨問題の將來(朝鮮銀行)	同表題	昭 10. 3.
金ブロックの危機(今野信夫)	新天地	昭 10. 6.
金銀問題の世界的傾向(古田廉三郎)	新天地	昭 10. 6.
世界經濟の動向と金本位制度(金原賢之助)	同表題	昭 9. 2.
國際商業會議所總會の通貨安定決議	景氣時報(2の9)	昭 10. 9.
國際商業會議所大會に於ける通貨安定決議に對する新聞論調	正金週報(33)	昭 10. 8.
條件付國際通貨協定の提唱(ソルター)	中外財界	昭 10. 8.
世界幣制の混亂とその行衡(高垣寅次郎)	改造	昭 10. 4.
調節された金本位	正金週報(31)	昭 10. 8.
本邦金輸出再禁止以後の金融界概観	本邦財界情報	昭 10. 7.
金ブロックの動搖と其後に來るもの(森川太郎)	關西大學々報	昭 10. 6.
金ブロックの危機(S.T.生)	協和(148)	昭 10. 6.
金本位制度の行衡(大久保一路)	東洋	昭 7. 6.
列國金保有量	國勢グラフ	昭 10. 6.
日本の金約款事件	電通經濟週報	昭 11. 4.
金本位の不安と通貨問題の將來(添島廣士)	東邦經濟	昭 10. 7.
金本位制度の世界的崩壊と爲替相場(白石幸三郎)	經濟知識	昭 16. 8.
金價値の將來(高田保馬)	エコノミスト(13の19)	昭 10. 7.
五大銀行總裁演説と英國經濟の現状	正金週報(13)	昭 11. 3.
英國の金融組織と英蘭銀行の機能(井上長九郎)	同表題	昭 5. 4.
1935年の倫敦銀市場と米國銀政策の轉換	東洋貿易研究	昭 11. 3.

題名(著者)	書名	発行年月
國際金融中心市場倫敦	正金週報(20)	昭 10. 5.
金銀問題の研究(渡邊精四郎)	滿蒙	昭 10. 9.
銀價暴騰の國際的波紋	東洋經濟新報(1671)	昭 10. 5.
銀價暴騰の事情と其影響	エコノミスト(13の14)	昭 10. 5.
內的發展を繞ぐる銀の大伏因	電通經濟週報	昭 10. 3.
銀價暴騰事情と日本の影響(牧野輝智)	中央公論	昭 10. 6.
銀の世界産額と諸問題	國勢グラフ	昭 10. 6.
銀市場の買氣配と銀の經濟價值	正金週報(27)	昭 10. 7.
銀の諸問題	國勢グラフ	昭 9. 5.
銀は安定策を最も可とす	東洋經濟新報(1671)	昭 10. 9.
銀問題と米支關係	ダイヤモンド(24の6)	和 11. 2.
銀の理論的地位と歴史的地位(山口辰六郎)	滿鐵調査月報	昭 9. 12.
銀の經濟價值	滿洲統計	康 2. 8.
米國の銀政策(吉岡忍)	國際知識	昭 10. 8.
アメリカ銀政策の本質と意義(崎村茂樹)	東亞	昭 10. 7.
米國の銀政策について(徳永清行)	山口高商改稱世周年記念論文	昭 10. 9.
銀相場の低迷と米國銀政策の悩み	電通經濟週報(2の43)	昭 10. 10.
米國銀政策の背景(伊藤秀雄)	外交時報	昭 10. 5.
米國最近の貨幣論争	正金週報(40)	昭 10. 10.
米國に於ける銀券の流通高に就て	正金週報(39)	昭 10. 9.
弗安定下の米國國際收支と弗の國際的地位	本邦財界情報	昭 10. 8.
米國銀政策の破綻と銀恐慌	ダイヤモンド(24の4)	昭 11. 2.
米國の銀政策と銀價の將來(十龜盛次)	ダイヤモンド(23の16)	昭 10. 6.
米國新通貨政策の目標と其展開	日本經濟年報(15)	昭 9. 2.
米國銀政策のデレンマ	東洋經濟新報(1670)	昭 10. 9.
銀問題に關して米國經濟視察團に與ふ(馬寅初)	支那時報	昭 10. 7.
米國銀行家のニューデイル批判と金融意見	正金週報(6)	昭 11. 2.
貨幣の國際的統制(高瀬正雄)	外交時報	昭 10. 10.
通貨の世界的混亂(柳澤博)	新天地	昭 10. 6.
世界通貨問題の將來(平野好平)	東邦經濟	昭 10. 11.
國際通貨價值安定問題(小汀利得)	國際知識	昭 10. 7.
國際金融の前途(色川俊次郎)	經濟知識	昭 10. 6.
國際爲替動搖と圓價の地位	エコノミスト(13の18)	昭 10. 6.
世界通貨政策の變革(荒木光太郎)	國際知識	昭 10. 10.
産業的流通に於ける營業貨幣の流通速度(中谷實)	經濟論叢	昭 10. 9.

—(滿洲通貨金融關係資料一覽)—

題 名 (著者)	書 名	發行年月
現金通貨の膨脹とその抑制(小島昌太郎).....	經 濟 論 叢	昭 10. 9.
列國の紙幣流通高.....	列 國 國 勢 要 覽	昭 10. 6.
列國の金保有高と其移動.....	國 勢 グ ラ フ	昭 11. 1.
コールの世界經濟論(金原賢之助).....	エコノミスト(13の22)	昭 10. 8.
貨幣價格の運動(飯田藤次).....	經 濟 論 叢 (42の2)	昭 11. 2.
最近に於ける金銀の動向.....	ダイヤモンド (24の1)	昭 11. 1.

滿洲事情案内所沿革

- 昭和八年一月十八日……關東軍ノ特殊指令並ニ左記各機關ノ後援ニヨリ新京記念館内ニテ滿洲經濟事情案内所ノ名稱ノ下ニ滿洲經濟事情ノ調査紹介事務開始
 - 1 滿洲國政府
 - 2 駐滿日本大使館
 - 3 南滿洲鐵道株式會社
- 昭和九年一月二日……多數利用者ノ要求ニ應ズル爲メ更ニ左記機關ノ後援ヲ加ヘテ事業範圍ヲ擴張、同時ニ名稱ヲ滿洲事情案内所ト改稱
 - 1 關東廳
 - 2 駐滿海軍部司令部
- 昭和九年三月二十四日……滿洲視察幹旋委員會成立ニヨリ視察團體幹旋事務開始
- 昭和九年八月二十五日……業務ノ擴張、利用者ノ増加ニ應ズル爲メ「新京中央通六番地」ノ現位置ニ移轉

昭和十一年五月十五日印刷
昭和十一年五月二十日發行

新京中央通六番地

編輯兼 發行所 滿洲事情案内所

奉天工業區四馬路

印刷人 關

眞

奉天工業區四馬路

印刷所 股份有限公司興亞印刷局

新京中央通六番地

發行所 滿洲事情案内所

電話 三四九三八番
三五五三〇番
振替奉天九七九番

○滿洲事情案内所ノ事業

當所ハ滿洲ニ於ケル一般及經濟事情ノ調査紹介ヲ行ヒ併セテ滿洲觀察委員會ノ實際事務機關トシテ觀察者ニ對シ各種轉送ノ任ニ當ル事ヲ以ツテ目的トシテキル。即チ當所ノ事業ヲ列記スレバ左記ノ如クデアツテ利用者ノ爲メ調査轉送ハ總テ無料デア行フテ居ル。

事業

- 一、來訪及ビ書函ニヨル諸事情ノ照會ニ對スル回答
- 二、觀察者ニ對シ各種圖トノ送附轉送其他便宜供與
- 三、滿洲圖ヲ中心トスル諸事情ノ調査及ビ調査指導
- 四、前項ニ必要ナル參考調査資料ノ蒐集及ビ其整理
- 五、滿洲事情紹介ニ必要ナル印刷物ノ刊行及ビ頒布
- 六、以上ノ外滿洲事情普及徹底ノ爲ニ必要ナル事項